

昭和59年度

道路台帳整備調査提要

<保管用>

福島県土木部

昭和59年度

道路台帳整備調査提要

福島県土木部

昭和59年度 道路台帳整備調査提要

目 次

1	総 則	1
2	道路台帳図面作成要領	5
	第1章 測量作業	5
	第2章 地点標の設置	11
	第3章 境界杭(鉾)の設置	17
	第4章 図面等の作成(共通事項)	23
	第5章 平面図の作成	37
	第6章 求積図(道路部)の作成	51
	第7章 求積図(道路敷)の作成	59
	第8章 公図の作成	63
	第9章 総括調書の作成	67
	第10章 構造物台帳の作成(共通事項)	71
	第11章 橋梁台帳の作成	75
	第12章 トンネル台帳の作成	91
	第13章 踏切道台帳の作成	101
	第14章 その他施設台帳の作成	115
3	道路台帳調書作成要領	123
	第1章 総 則	123
	第2章 区間ごと延長・面積調書	137
	第3章 橋梁調書	143
	第4章 トンネル調書	151
	第5章 踏切道調書	155
	第6章 部分自歩道調書	159
4	コード表	163
5	参考資料	169
	道路台帳整備調査委託仕様書	169
	道路台帳関係法令	173

1 総 則

1	目的	1
2	調査の方法	1
3	道路台帳の維持管理	1
4	道路台帳の保管	1
	●道路台帳の保管表	2
	●道路台帳貸出簿（様式100）	3

1 総 則

1 目 的

この提要は、福島県が管理する道路の現況を調査し、道路法第28条に基づき道路台帳（調書及び図面をもって組成する。）を作成し、今後の道路整備計画、道路維持管理等の資料を得ることを目的とする。

2 調査の方法

- (1) 新規に道路台帳を作成する場合は、道路維持課が発注し、当該路線を管理している建設事務所又は土木事務所（以下事務所という。）が指導及び監督を行う。
- (2) 工事施行等により道路台帳を補正する場合は、当該工事等を担当する事務所が行う。
 - a 道路台帳整備済路線にあつては、データ調書及び図面を作成し、当該年度末に処理する。
 - b 道路台帳未整備路線にあつては、図面のみ作成し、新規に道路台帳を作成する際に活用する。

3 道路台帳の維持管理

道路台帳は、県工事の施行、県工事以外の理由により道路区域、道路の現況に変化のあつた場合は、調書及び図面の補正を行うものとする。

ただし、歩道の切下げ等軽微なものについては、この限りでない。

4 道路台帳の保管

道路台帳の保管は、別紙表のとおりとしそれぞれ永年保存とする。

なお、道路台帳を貸出しする場合は、別紙様式「道路台帳貸出簿」により担当課長の承認を受けるものとする。

● 道路台帳の保管表

建設事務所の管理区域内道路の場合

成果品		保管先		道路維持課	建設事務所
道路	原図	平面図			●
		求積図(道路部)			●
		求積図(道路敷)			●
		公図			●
台帳	第2原図	平面図			●
		平面図		●	●
帳図	青図	求積図(道路部)		●	
		求積図(道路敷)		●	
		公図		●	●
調査		書		●	
構造物		台帳		●	●
野		帳			●
測量		計算簿			●
精度		管理表			●
地点		標成果簿			●
境界		確認書			●

土木事務所の管理区域内道路の場合

成果品		保管先		道路維持課	建設事務所	土木事務所
道路	原図	平面図				●
		求積図(道路部)				●
		求積図(道路敷)				●
		公図				●
台帳	第2原図	平面図			●	●
		平面図		●	●	
帳図	青図	求積図(道路部)		●		
		求積図(道路敷)		●		
		公図		●	●	
調査		書		●		
構造物		台帳		●		●
野		帳				●
測量		計算簿				●
精度		管理表				●
地点		標成果簿				●
境界		確認書				●

2 道路台帳図面作成要領

第1章	測量作業	5
第2章	地点標の設置	11
第3章	境界杭(鋏)の設置	17
第4章	図面等の作成(共通事項)	23
第5章	平面図の作成	37
第6章	求積図(道路部)の作成	51
第7章	求積図(道路敷)の作成	59
第8章	公図の作成	63
第9章	総括調書の作成	67
第10章	構造物台帳の作成(共通事項)	71
第11章	橋梁台帳の作成	75
第12章	トンネル台帳の作成	91
第13章	踏切道台帳の作成	101
第14章	その他施設台帳の作成	115

第 1 章 測 量 作 業

- (1) 測 量
- (2) 測量の範囲
- (3) 測量長さの単位
- (4) 身分証明書
- (5) 地元民との協調
- (6) 工事用図面
 - 身分証明書発行申請書 (様式 1-1)
 - 身分証明書 (様式 1-2)
 - 身分証明書受領書 (様式 1-3)
 - 身分証明書返還書 (様式 1-4)

第 1 章 測 量 作 業

(1) 測 量

測量は、多角測量（4級基準点測量に準ずる。）、平面測量により行う。

(2) 測量の範囲

測量の範囲は、原則として平均全幅50m（道路の中心線から左右25m程度）とする。

(3) 測量長さの単位

測量長さの単位は、mとし、小数点以下第3位まで読み取り、四捨五入し、小数点以下第2位まで記入する。

(4) 身分証明書

道路台帳整備調査等のため他人の土地に立ち入ろうとする者は、発注者が発行する身分証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを呈示しなければならない。

なお、身分証明書の発行を受けようとする者は、身分証明書発行申請書を提出しなければならない。

身分証明書の発行を受けた者は、身分証明書受領書を提出するものとし、業務完了後は、速やかに身分証明書返還書を添付し、返還しなければならない。

(5) 地元民との協調

測量作業にあたっては、路線の性格、測量の主旨を十分に理解し、土地立入り等に際しても地元民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさぬよう心掛けなければならない。

(6) 工事用図面

工事用図面から平面図及び求積図を作成する場合は、県・市町村界、大字界、字界、橋梁、トンネル、交差（他の道路又は鉄道との立体交差又は平面交差）又は分岐する道路、主要な建物及び目標となる構造物、境界杭の位置、工事区間の延長等の現地確認をしなければならない。

● 様式 1-1

身分証明書発行申請書

昭和 年 月 日

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 殿
 (××事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿)

受託者

住 所

会 社 名

代表者名

印

福島県が発注した道路台帳整備調査事業に従事する下記の者について、身分証明書を発行していただきたく申請します。

記

申請 番号	住 所	氏 名	測量法による 資 格	年齢	受託事業の工期
					自至
					自至
					自至
					自至
					自至
					自至
					自至
					自至
					自至
					自至

身分証明書

(表面)

第 号	身 分 証 明 書
所在地	
会社名	
住所	
氏名	年齢
職名	歳

右は、道路法第二十八条に基づく道路台帳整備調査事業を行う者であり、道路法第六十六条第一項の規定により、調査等のため他人の土地に立ち入ることができるとであることを証する。

交付年月日	昭和	年	月	日
有効期間	自昭和	年	月	日
	至昭和	年	月	日

道路管理者 ○○○○印

(裏面)

道 路 法 抜 粹

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占用者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においてはこの限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立ち入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを呈示しなければならない。

身 分 証 明 書 受 領 書

昭和 年 月 日

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 殿
 (××事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿)

受託者
 住 所
 会 社 名
 代表者名

印

道路台帳整備調査事業に従事する下記の者にかかる身分証明書を受領しました。

なお、取り扱いについては、汚損、紛失のないよう十分に注意し業務完了時に返還いたします。

記

発行 番号	氏 名	測量法による 資 格	受領印	発行 番号	氏 名	測量法による 資 格	受領印

● 様式1-4

身分証明書返還書

昭和 年 月 日

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 殿
 (××事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿)

受託者
 住 所
 会 社 名
 代表者名

印

道路台帳整備調査事業に従事した下記の者にかかる身分証明書を業務完了のため、別添のとおり返還
 します。

記

発行 番号	氏 名	測量法による 資 格	備 考	発行 番号	氏 名	測量法による 資 格	備 考

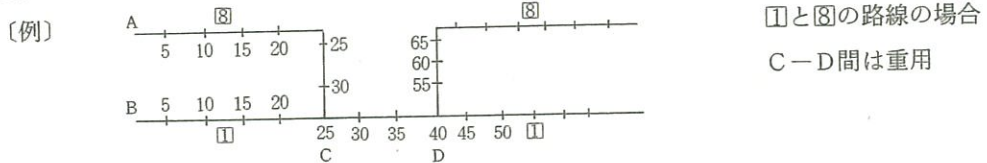
第 2 章 地点標の設置

- (1) 地点標の距離の表示
- (2) 地点標の距離の測定
- (3) 地点標の設置方法等
- (4) 地点標の設置箇所
- (5) 水準点設置
- (6) 地点標成果簿
 - 地点標成果簿の記入例 (様式 2-1)
 - 地点標の設置方法及び規格

第 2 章 地点標 の 設 置

(1) 地点標の距離の表示

ア 起点から終点までの通し距離をとる。ただし、路線が重用（重複）する場合は、重用する区間にかかわらず起点から終点までの路線ごとの距離をとるが、重用する区間は、上位路線の距離で表示する。



イ 使用開始する予定の箇所で新規の距離を採用し得るものは、それをとる。

ウ 有料道路を含む路線は、その区間については地点標を設置しないが、延長は合算する。

(2) 地点標の距離の測定

ア 精度は、1 / 2000 以上とする。

イ 距離は、道路中心線上の水平距離とする。

(3) 地点標の設置方法等

地点標は、当該路線単位に 1 km 程度ごとに設置し、国道では A 型地点標、主要地方道及び一般県道では C 型地点標を使用する。

(4) 地点標の設置箇所

ア 地点標の位置が人家の出入口又は交差道路の中など交通に支障がある場合は、監督員と協議のうえ B 型地点標又は D 型地点標を設置する。

イ 地点標は、建築限界を侵さないように設置する。

ウ 地点標は、原則として路線の終点に向かって左側に設置する。

(5) 水準点設置

ア A 型地点標の裏面及び C 型地点標の標頭に水準点を設置する。B 型地点標及び D 型地点標には、水準点を設置しない。

イ 精度は、往復実施し、 $1.5 \text{ cm} \sqrt{S}$ 以内とする。ただし、S は、当該路線の全長 (km 単位) とする。

(6) 地点標成果簿

ア 成果簿は、事務所単位に作成する。

イ 成果簿には、地点標の設置写真 (カラー写真) を添付するものとする。写真は、A 型地点標又は C 型地点標では、正面及び裏面側から、B 型地点標又は D 型地点標では、正面側から撮影したものとする。

● 様式 2 - 1

地点標成果簿の記入例

地 点 標 成 果 簿

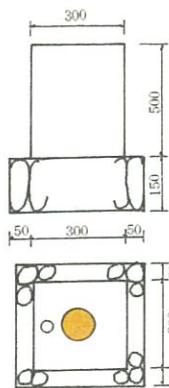
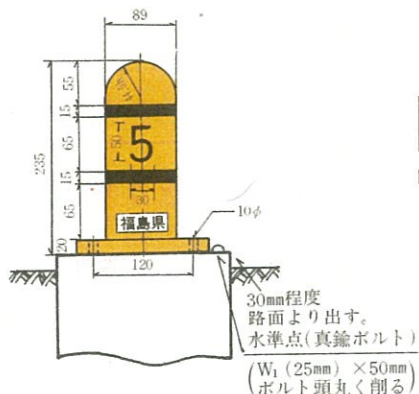
一般県道△△線

〇〇事務所管内

地点標 番号	地点標間 距離 (m)	標 高 (m)		台帳図面 番号	地 点 標 所 在 地	摘 要
		種 類	道路水準点			
起 点	0.00	C	14.253	1	〇〇郡〇〇町〇〇番地	水準測量 昭 54.3
1	1000.00	C	14.364	4	〃	水準測量 昭 54.3
2	1000.00	C	17.258	6	〇〇市〇〇町〇〇番地	水準測量 昭 54.3
3	1012.00	C	20.724	10	〃	水準測量 昭 54.3
4	988.00	C	21.822	13	〃	水準測量 昭 54.3
5	1000.00	C	20.147	17	〇〇郡〇〇村〇〇番地	水準測量 昭 54.3

- 地点標の設置方法及び規格
- ※ 図中の数字は単位mmとする。

C型地点標



設置方法



車道側

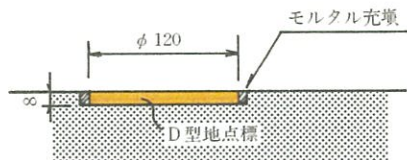
※標高は、黒のEMBOSSING TAPEにより表示し、下側の黒いベルト上(車道と反対側)に貼り付ける。(テープは幅12mm×長さ40mm、数字の大きさは4号活字程度)

※コンクリートはC O₁-A-160とし、切込砕石基礎は切込砕石0~80mmとする。

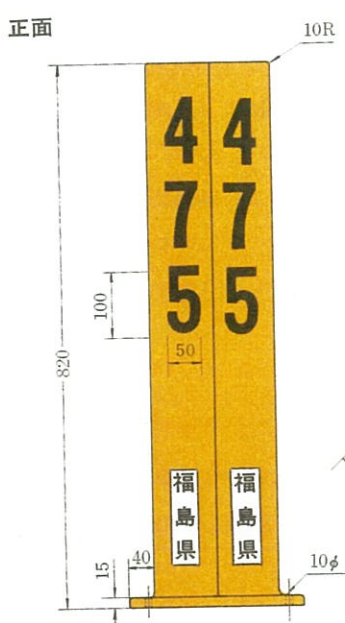
D型地点標



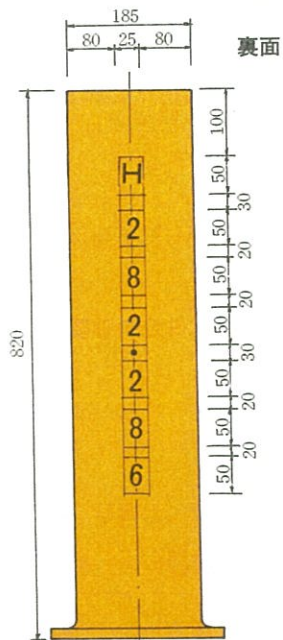
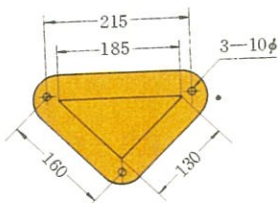
設置方法



A型地点標



平面図



※字の枠は寸法を定めるためのもの

第3章 境界杭（鋌）の設置

- (1) 境界の確認
- (2) 境界杭（鋌）の設置方法
- (3) 境界杭（鋌）の規格
- (4) 仮境界杭
- (5) 境界確認書記載上の注意事項
 - 官民境界立会い総括調書（様式3-1）
 - 境界確認書〔記載例 通例の場合〕（様式3-2）
 - 境界確認書〔記載例 確認がとれない場合〕

第3章 境界杭（鋌）の設置

(1) 境界の確認

境界の確認を要するときは、監督員との協議により地元関係者等の立会いを受け、関係資料、現地調査等に基づき慎重に行うとともに、境界確認書を徴し、更に官民境界立会い総括調書を作成しなければならない。

(2) 境界杭（鋌）の設置方法

確認した境界には、監督員の指示又は承認を受け、境界杭（杭頭を赤ペンキで着色したもの）を設置しなければならない。

境界杭は、最小限官民境界の変化点に設置するものとし、杭間隔は、原則として最大40m程度とする。

境界杭の設置が不可能な場所については、境界鋌を設置する。（下図のとおり）

(3) 境界杭（鋌）の規格

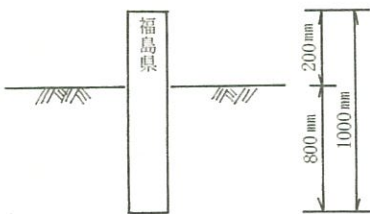
境界杭は、福島県規定の鉄筋コンクリート境界杭（10cm×10cm×100cm）を使用する。

境界鋌は、鋼鉄製（規格W（20mm）×100mm）でゴムワッシャー（規格W48mm赤色）を付け埋設する。（コンクリート等に埋設する場所は振動ドリルを併用する。）

(4) 仮境界杭

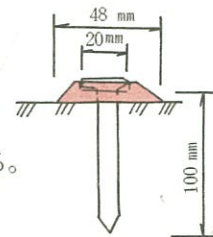
測量時において境界の確認ができない場合は、監督員の指示又は承認を受け、木角杭（4.5cm×4.5cm×45cmの木角杭に防腐剤を塗布し、杭頭を赤ペンキで着色したもの）を設置し、その理由を境界確認書に記載する。

境界杭設置例



※文字「福島県」が内側
（道路側）になるように設置する。

境界鋌設置例



(5) 境界確認書記載上の注意事項

- イ 用紙の規格は、上質紙、B列5判とする。
- ロ 文字及び数字は、ボールペン又は万年筆を用い明確に記入し、鮮明に押印すること。
- ハ 訂正した箇所には、所有者の訂正印を押印すること。

- ニ 立会いは、事務所の担当職員及び受託業者の担当責任者とし、職・氏名を記入し、押印すること。
- ホ 地番、地目等欄に余白を生じた場合は、斜線を入れること。
- ヘ 摘要欄は、最善の努力を払っても確認できない場合に、その理由と最終交渉年月日を記載するとともに、立会い者の職・氏名を記入し、押印すること。
- ト 境界が確認された箇所は、直ちに仮境界杭を設置すること。
- チ 現地立会いは、できるかぎり現地調査と並行して行うものとする。

官民境界立会い総括調書

図面 番号	確認書 の頁数	右側		所有者	左側		備考
		立会い			立会い		
		済	未		済	未	
5/61	1			高橋源治	○		高橋好治 斎藤覚治
	2				○		
	3	○					
6/61	3	○		高橋源治			天野貞男
	4				○		
7/61	5				○		田代豊
8/61	2			高橋喜代子	○		斎藤覚治 高橋利雄
	6	○					
	7					○	
9/61	8			高橋久一	○		高橋三義 高橋久一
	9	○				○	
11/61	8			高橋甚次郎	○		高橋利男 高橋甚次郎
	10	○				○	
12/61	11	○		高橋徳	○		高橋徳 若林茂
	12				○		
13/61	12			斎藤允男	○		若林茂 斎藤邦明
	13	○					
	17					○	
14/61	14	○		浦住武男			斎藤邦明
	15	○		斎藤武			
	16	○		斎藤佐富			
	17				○		
15/61	16			斎藤佐富			

● 様式 3-2

〔記載例〕 1. 通例の場合

1/500 頁

境 界 確 認 書

現地立会いの結果 国道121号の敷地と下記の地番との境界について、異議ありません。

59
昭和 ~~59~~ 年 6 月 28 日

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

記

福島
の
印

福島
の
印

図面番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	地 目
1/200	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	1720	宅 地
〃	〃	〃	〃	〃	1721 1724	原 野

土地所有者 住 所 ○ ○ 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

氏 名 福 島 太 郎 印

立 会 い 者 ○ ○ 建設事務所 維持係長 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ 測量株式会社 測量士 ○ ○ ○ ○ 印

摘要

昭和 年 月 日

[記載例] 2. 確認がとれない場合

境 界 確 認 書

2/500 頁

現地立会いの結果国道121号の敷地と下記の地番との境界について、異議ありません。

昭和 年 月 日

福島県知事 〇〇 〇〇 殿

記

図面番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	地 目
1/200	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	1764	畑
〃	〃	〃	〃	〃	1765	〃
〃	〃	〃	〃	〃	1766	原野

土地所有者 住所 〇〇市 〇〇〇〇 〇〇〇 〇-〇

氏名 〇〇 〇〇

立会い者 〇〇建設事務所 維持係長 〇〇 〇〇 印

〇〇測量株式会社 測量士 〇〇 〇〇 印

摘要

昭和 59 年 6 月 28 日

第4章 図面等の作成（共通事項）

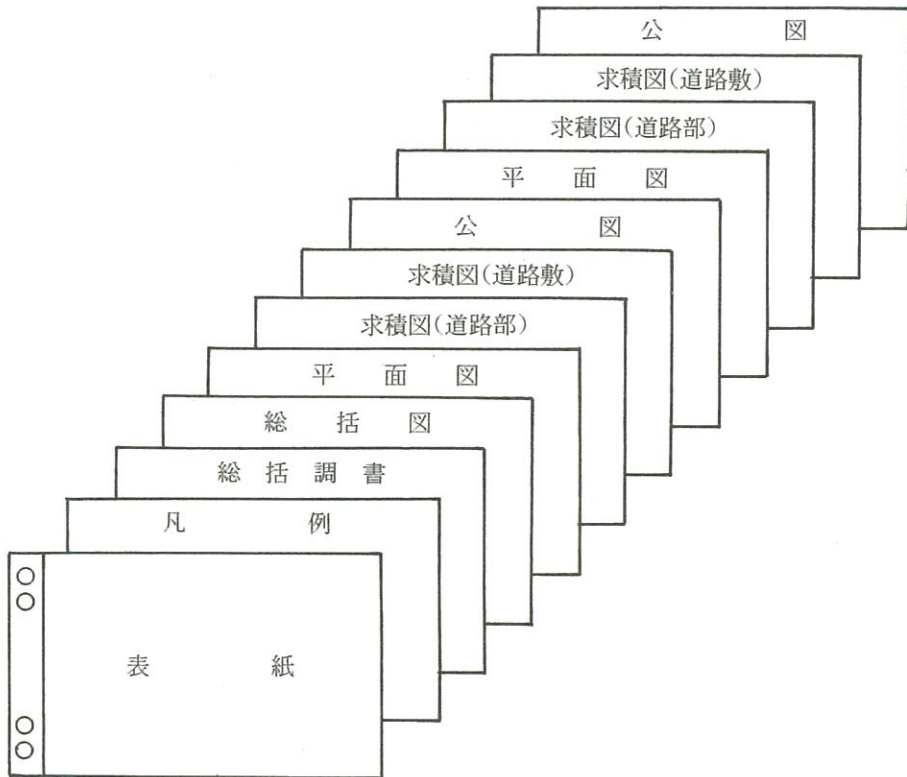
- (1) 図面の種類
- (2) 図面等の製本
- (3) 図面の区切り
- (4) 区間の設定
- (5) 区間番号の設定
 - 表紙の規格
 - 凡例の規格
 - 総括調書の規格
 - 総括図の規格
 - 図面（平面図、求積図、公図）の規格
 - 図面のタイトル

第4章 図面等の作成（共通事項）

(1) 図面の種類

図面の種類は、平面図、求積図（道路部）、求積図（道路敷）及び公図とする。（以下図面という。）平面図及び求積図の縮尺は1/500とし、公図の縮尺は、原本どおりとする。

(2) 図面等の製本



(3) 図面の区切り

イ 有料道路区間

ロ 未供用区間

未供用区間とは、路線の指定（道路法第5条）、認定（道路法第7条）及び区域決定（道路法第18条）の告示がされているが、まだ供用開始の告示がされていない区間をいう。

未供用区間については、原則として、重用区間の取り扱いに準ずるが、路線の線形等が確定していない場合が多いので、概数を事務所単位、市町村単位で記入するものとする。

ハ 重用区間

重用区間とは、道路法第11条第1項から第3項までの規定により、上位路線に重用（重複）している区間をいい、この場合は略図を作成するものとする。

なお、同一道路種別の路線については、路線コードの若い番号に重用しているものとする。

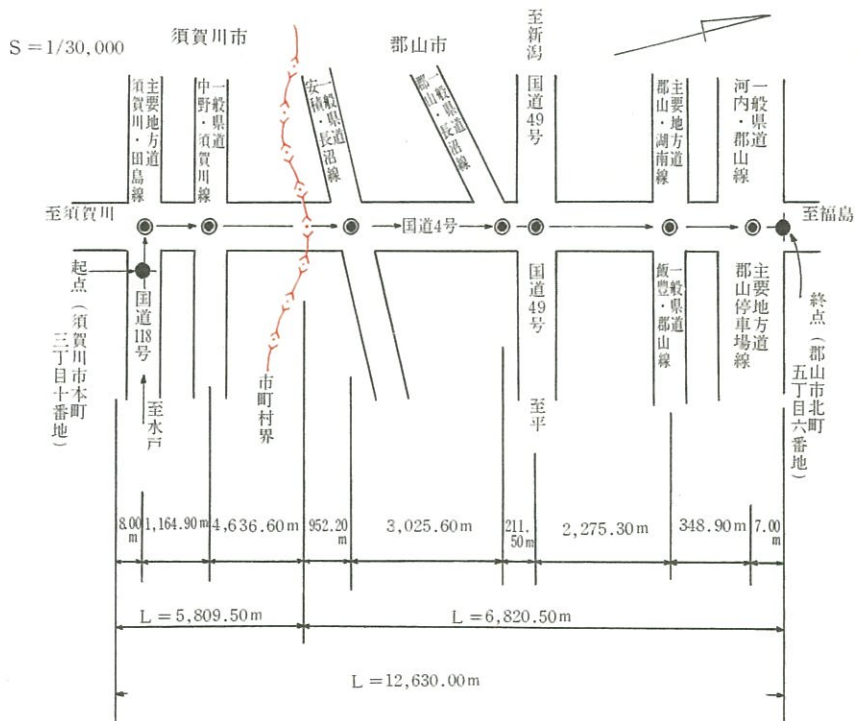
道路交差点内においては、特に注意しなければならない。

重用区間の略図

重用区間が平面図の一葉に登載する延長（約250m）以内の場合は、平面図と同じ1/500の縮尺で、平面図の中に収めるものとし、上記以外については、一葉に収まるよう適宜縮尺を定めて作成するものとする。

〇〇道〇〇号（線）との重用区間の略図

(例)

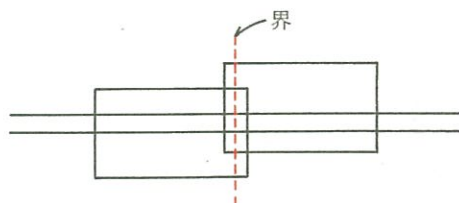


ニ 積雪寒冷級地及び積雪寒冷指定区間

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により指定された路線の指定された部分をいう。

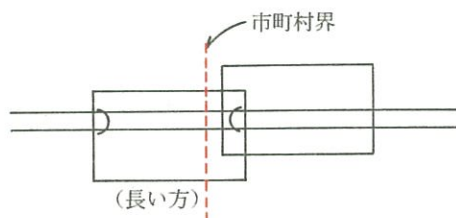
ホ 県界、事務所の管理区域界（以下事務所界という。）及び市町村界（市の場合は、旧市町村界も含む。以下同じ。）

1. 当該界が道路上にある場合

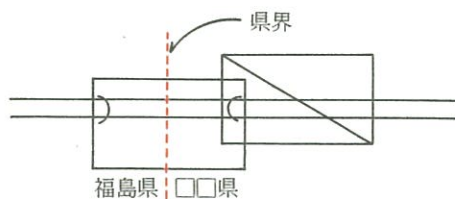
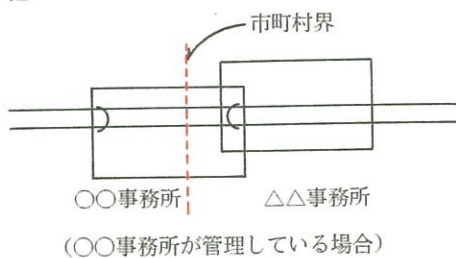


2. 当該界が構造物（橋梁、トンネル）上にある場合

a 同一事務所の管理区域内

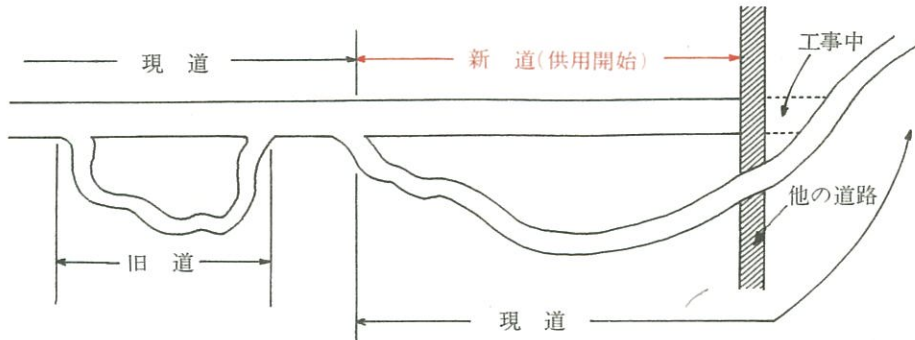


b その他



へ 現道・旧道・新道の区分

1. 現道とは、旧道、新道以外の道路をいう。
2. 旧道とは、バイパス等の建設に伴い、建設前の元の道路が、他の道路として編成（入）されず、一路線の中で重複して存在する場合、その元の道路をいう。
3. 新道とは、バイパス部分が、現道に連絡されないで、部分的に供用されている区間をいう。



ト 規格改良済区間と未改良区間の境

ただし、橋梁、トンネル、踏切等局部的なものはその限りでない。

チ 自動車交通不能区間

自動車交通不能区間とは、未改良道路（供用開始をしている）のうち幅員、曲線半径、こう配その他道路の状況により、最大積載量4トンの貨物自動車が通行できない区間をいう。

階段のみで路線認定され、供用開始をしている時は、交通不能区間に入れる。

なお、車両制限等一時的に通行の禁止又は制限されているもの、または災害その他により、現在交通不能であっても、一年以内に復旧完成の見込みのあるものは、自動車交通不能区間に該当しない。

リ 平面図の一葉に登載する延長が250 mを超える場合

ヌ その他

1. 250 m以下の構造物（橋梁、トンネル）は、二葉にまたがらないようにする。
2. 将来の工事計画をふまえ、補正をしやすく工夫すること。
3. その他監督員の指示によること。

(4) 区間の設定

次に掲げる事項ごとに区間を設定する。

イ 図面の区切り線（図面の接合線）

ロ 県・市町村界

ハ 県道以上の道路と接続、分岐又は交差する地点

ニ 道路構造の変化する地点〔橋梁（混合橋の場合、タイプ別に）、トンネル、シェッド類、踏切道（同一箇所、鉄道事業者及び鉄道線が異なって存在する場合は、異なるごとに）〕

ホ 車道幅員が0.5 m以上変化する地点（道路の区間のみ）

1. 改良済区間で拡幅量が0.5 m以上の曲線部及びこれに接続する緩和区間、登坂車線及び付加車線については、区間設定するものとする。未改良及び未改良部の特四区間についても同様とする。
2. 上記区間又は車線等のすり付け部の区間設定は、車道幅員0.5 m変化ごとの区間設定が原則であるが、区間設定が複雑になる場合は、すり付け部は20m程度ごとに区間を設定してもよいものとする。

ヘ 路面種類が変化する地点

舗装	{	セメント系	Co	As (Co) (セメント系舗装道にアスファルトでオーバーレイしたもの)	
		アスファルト系	高級		As
			簡易		as
未舗装	{	防じん	G		
		砂利道	Ⓒ		

- ① 未舗装道には、防じん処理および表面処理したものを含む。
- ② アスファルト系高級とは、アスファルト舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。
- ③ アスファルト系簡易とは、簡易舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。
- ④ 踏切道区間については、石系はセメント系に、木系、その他はアスファルト系（簡易）として取扱うものとする。

ト 歩道種別の変化する地点

チ その他監督員の指示する事項

(5) 区間番号の設定

区間番号を設定する際は、将来の変化に対応できるように、できる限り、余裕をもって付番すること。

イ 区間番号の頭1桁を、接続事務所順番号という。

ロ 接続事務所順番号は、同一路線が2以上の事務所にかかる場合に、路線ごとに事務所を単位として設定する。

〔例1〕 事務所が分割されない場合

事務所	区 間				市 町 村
09 棚 倉	1	A	1	0	4829 矢 祭 町
	1				4837 塙 町
	1				4811 棚 倉 町
	1				4837 塙 町
	1	Z	9	9	4811 棚 倉 町
07 石 川	2	A	1	0	5043 浅 川 町
	2				5019 石 川 町
	2	Z	9	9	5027 玉 川 村

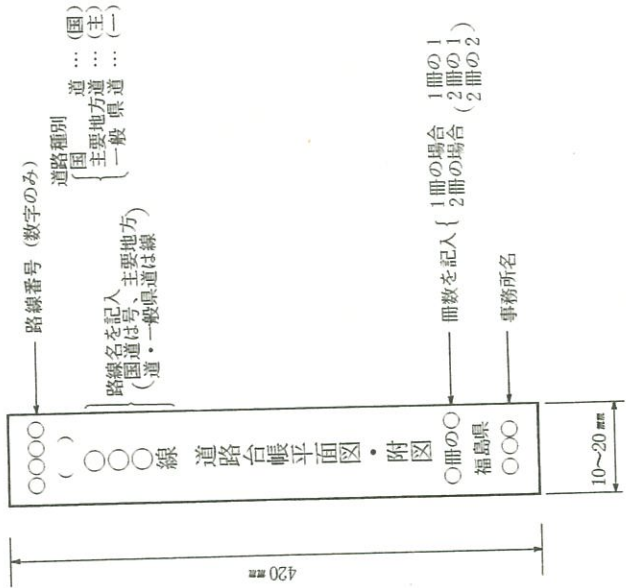
〔例2〕 事務所が分割される場合

事務所	区 間				市 町 村
12 会津若松	1	A	1	0	4217 会津坂下町
	}				
10 喜 多 方	1	Z	7	0	2087 喜 多 方 市
	}				
12 会津若松	2	A	1	0	4217 会津坂下町
	}				
12 会津若松	3	A	8	0	4217 会津坂下町
	}				
12 会津若松	3	Z	1	0	4217 会津坂下町
	}				

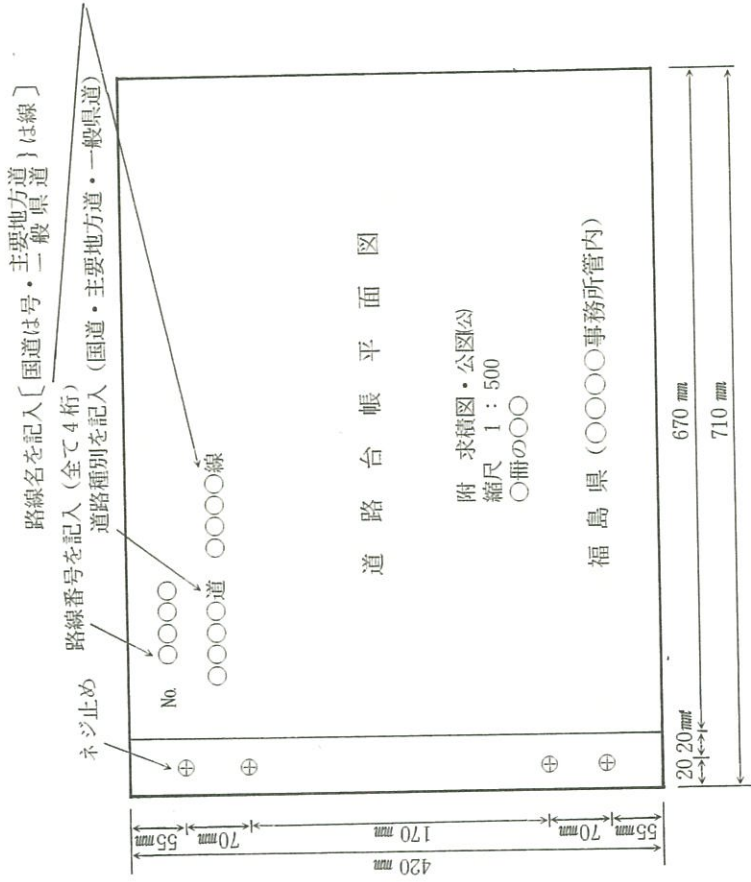
● 表紙の規格

図面の表紙は、厚さ 2 mm の黒色綴込み表紙を使用し、明朝体の文字を彫り込み、金色で着色する。
 ただし、路線名については、銀色で着色する。

(背表紙)



(表紙)



※ 路線名は、次のようにする。〔例〕会津坂下・山部・西会津線
 点を入れる。

● 凡例の規格

26 mm

374 mm (44 × 8.5 mm)

10 mm

凡 例

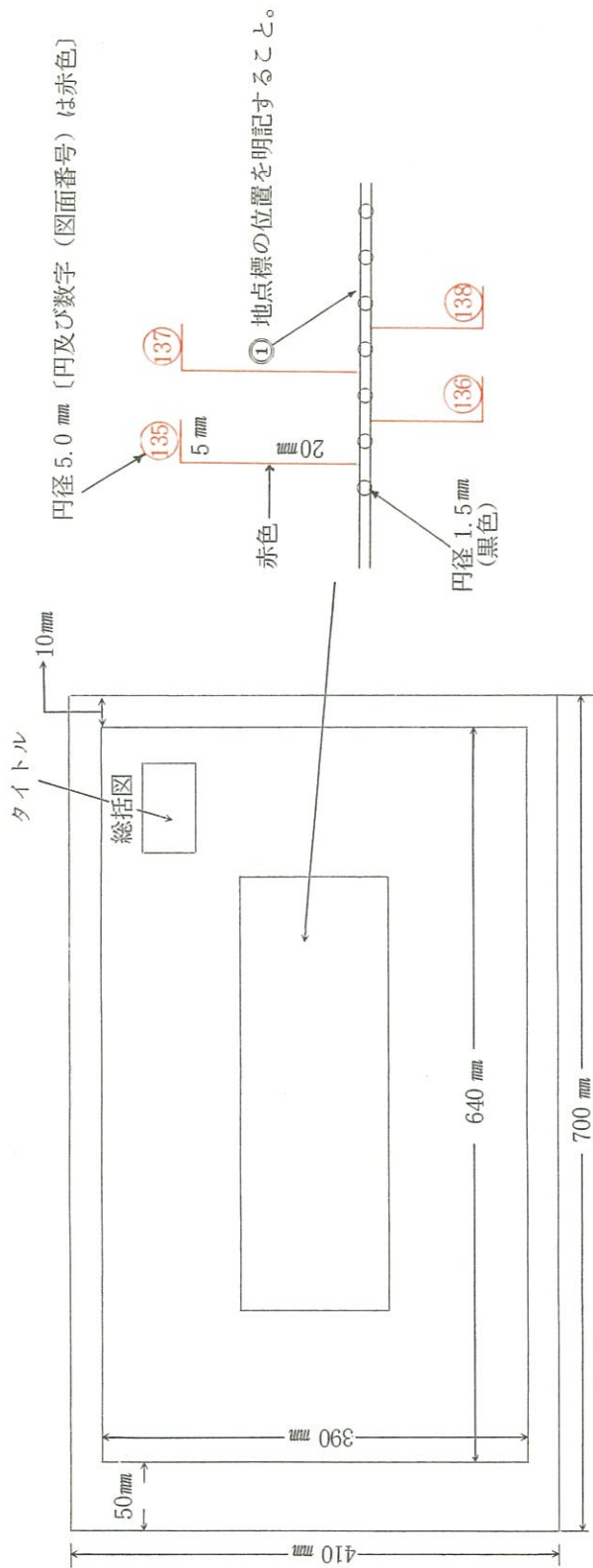
(単位=ミリ)

事項	記号	説明	例	事項	記号	説明	例
構造物名称	東水機工	9字(明細体)		見割標識			縦幅0.1 径3.0
構造物延長		80CL 0.2		警戒標識			" 径3.0
断面及び寸法		50CL 0.1		指示標識			" "
管理区域境界		縦幅0.3 径1.0		案内標識			" 径3.0 径2.0
市町村界		" 径10.3		バス停			" 径3.0
大字の境界線		" "		電話仕	●		" 径1.0
字の境界線		" "		電方仕	◇		" "
境界線		縦幅0.1		街			" 径1.5
一筆の5名以上の異なる境界		" "		電			" "
境界線	123 456-7	80CL 0.2		電			" 径2.5
境界線	福島市	4字(明細体)頭字は5号		公衆電話	②		" "
境界線		" "		郵便ポスト	③		" "
釘		" "		高級アルミニウム鋼長	As		" "
モルタル吹付		" "		高級アルミニウム鋼長	As(Co)		" "
テリキータン(鋼頭)		縦幅0.1 径1.5		鋼製アルミニウム鋼長	05		" "
テリキータン(片頭)		" "		防じん鋼表	G		" "
スノーボーラ		" "		砂利道	G		" 径3.0
カーブミラー		" "		ナンバー欄の数字			100CL 0.3
標識の位置	●	径11.5		トランプ一成果			縦幅0.2 径9.0 ナンバー欄 80CL 0.2 縦幅0.1
国道番号		縦幅の1/60					
県道番号		" "					

○建物の北東側は図面の下部に對して左上45度の方向から光を当てた場合は照らされる側とし、南西側は影になる側とする。

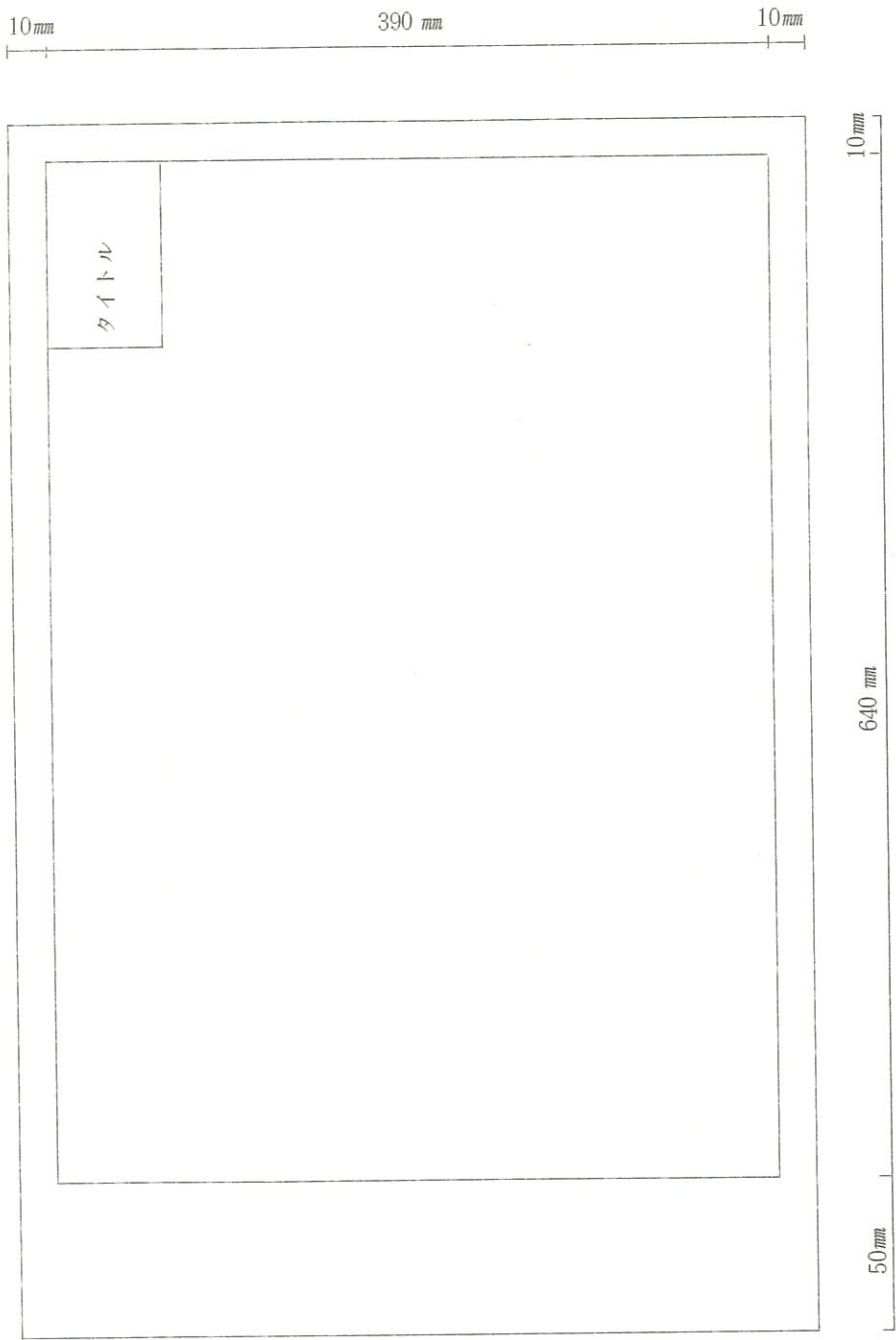
50 mm | 20 mm | 40 mm | 50 mm | 50 mm | 40 mm | 50 mm | 50 mm | 20 mm

● 総括図の規格



総括図は、事務所で所持している5万分の1の管内図を、当該路線の部分を路線図程度に切り抜き、図面の規格同様の台紙に貼りつける。


- 図面（平面図、求積図、公図）の規格




● 図面のタイトル

記入例

平 面 図				
双葉郡榑葉町	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">3</td> </tr> </table>	1	2	3
1	2	3		
路線名	(主) ○ ○ ・ □ □ 線			
作成	昭和 59 年 3 月 24 日 ○ ○ 測量株式会社			
補正 1	昭和 年 月 日			
補正 2	昭和 年 月 日			
補正 3				
縮 尺	1 : 500			
事務所名	□ □ 建設事務所			





8 mm | 8 mm | 8 mm
 40mm (8 × 5 mm)

1. 路線名欄は、道路種別と路線名を記入する。
 道路種別〔国道は(国)、主要地方道は(主)、一般県道は(一)〕
2. 作成欄及び補正欄には、完了年月日及び調査受託会社名を記入する。
3. 事務所名欄は、○○建設事務所又は○○土木事務所と記入する。
4. 図面関連図は、当該図面の枠を太くする。
5. 方位を、タイトルの左脇に入れる。

第 5 章 平面図の作成

- (1) 平面図の概要
- (2) 構造物図欄の作成
- (3) 横断図欄の作成
- (4) データ欄の作成
- (5) 現況欄の作成

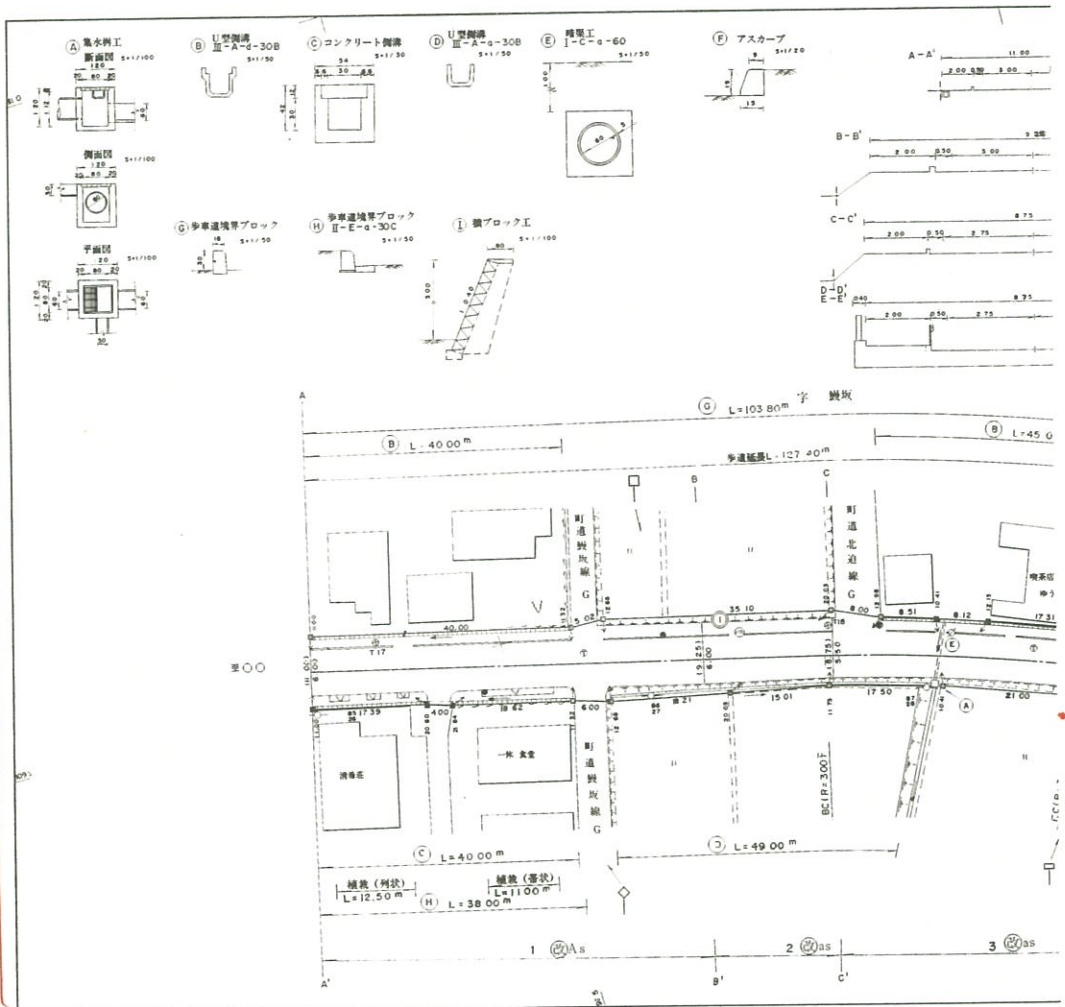
● 凡 例

第5章 平面図の作成

(1) 平面図の概要

平面図の全葉は下記のとおりとし各部の詳細については、別紙のとおりとする。

構造物図欄



現況欄

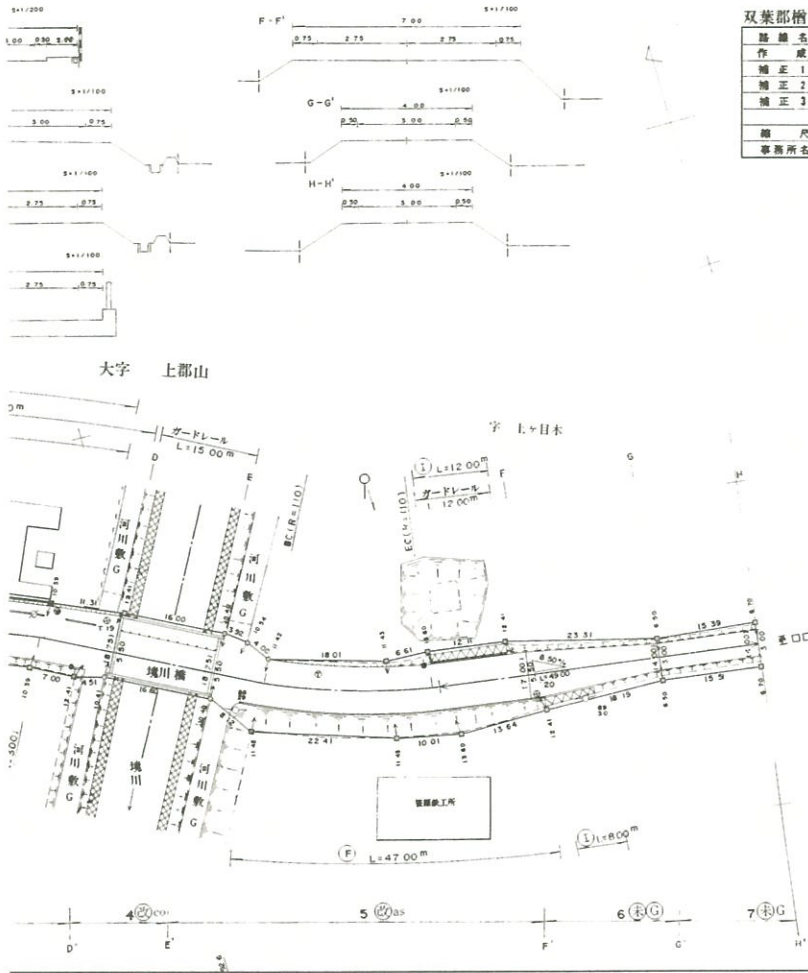
データ欄

区間番号	1	2	3
区間番号	IN51	IN58	IN61
区間距離	60.40	20.00	51.00
地点標高		①H=156.224	
道路部全幅員	10.57 (638.57)	9.00 (180.00)	8.90 (454.15)
車道	6.00 (362.40)	5.75 (115.00)	5.50 (280.50)
歩道	4.00 (201.30)	2.00 (40.00)	2.12 (110.25)
右側	① 2.00 (80.50)	0	0
左側	① 2.00 (120.80)	① 2.00 (40.00)	① 2.12 (110.25)
中央帯	0	0	0
路側帯	1.24 (74.87)	1.25 (25.00)	1.24 (63.40)
その他	0	0	0
道路敷面積	697.08	235.02	540.47
多角測量結果	T16	T17 θ=179°-00'-20" L=69.600	T18 θ=187°-14'-20" L=50.511

横断図欄

平面図

双葉郡檜葉町			
路線名	(主) ○ ○ □ □ 線	1	2 3
作成	昭和59年3月24日	○ ○ 測量株式会社	
補正1	昭和 年 月 日		
補正2	昭和 年 月 日		
補正3			
縮尺	1/500		
事務所名	□ □ 建設事務所		



4		5		6		7	
IN64		IN66		IN69		IN80	
15.00		49.00		20.40		15.30	
8.75 (131.25)		7.31 (358.33)		5.50 (112.20)		4.00 (61.20)	
5.50 (82.50)		5.50 (269.50)		4.25 (86.70)		3.00 (45.90)	
2.00 (30.00)		0		0		0	
0		0		0		0	
2.00 (30.00)		0		0		0	
0		0		0		0	
1.25 (18.75)		1.81 (88.83)		1.25 (25.50)		1.00 (15.30)	
0		0		0		0	
154.63		584.90		177.86		103.54	
T19 0+199-16-20 L=67.00		T20 0+162-10-20 L=61.299		T21			

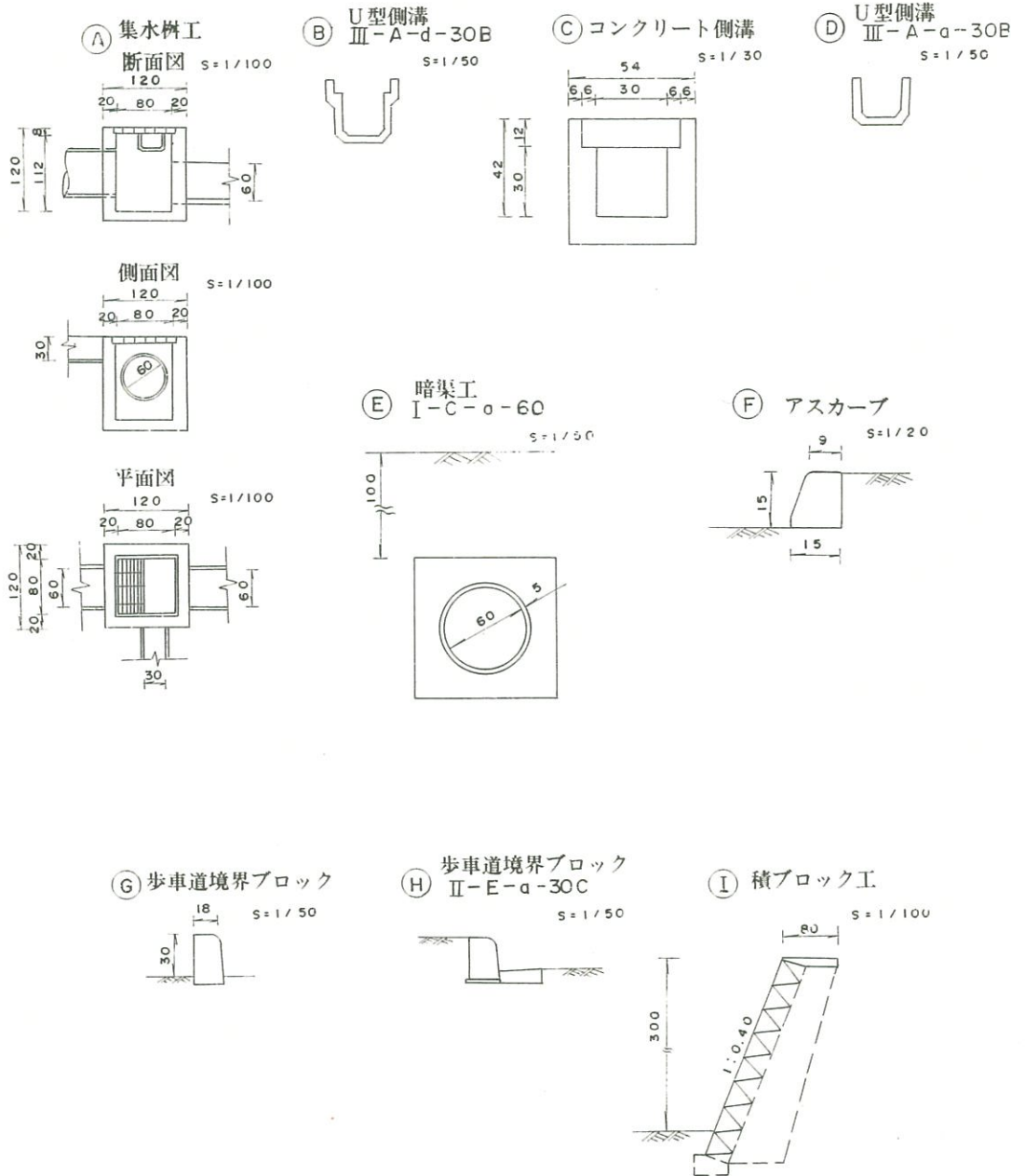
(2) 構造物図欄の作成

イ 図示する事項

道路の構造物等（側溝、暗渠、擁壁、集水桝、アスカープ、縁石等）の断面。

ただし、県土木図集にあるものは記号と絵柄のみ。

ロ 記入例



(3) 横断図欄の作成

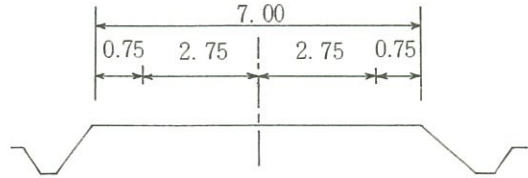
イ 図示する事項

各区間設定線上の断面（ただし、区間設定線が斜の場合は、正の断面とする。）

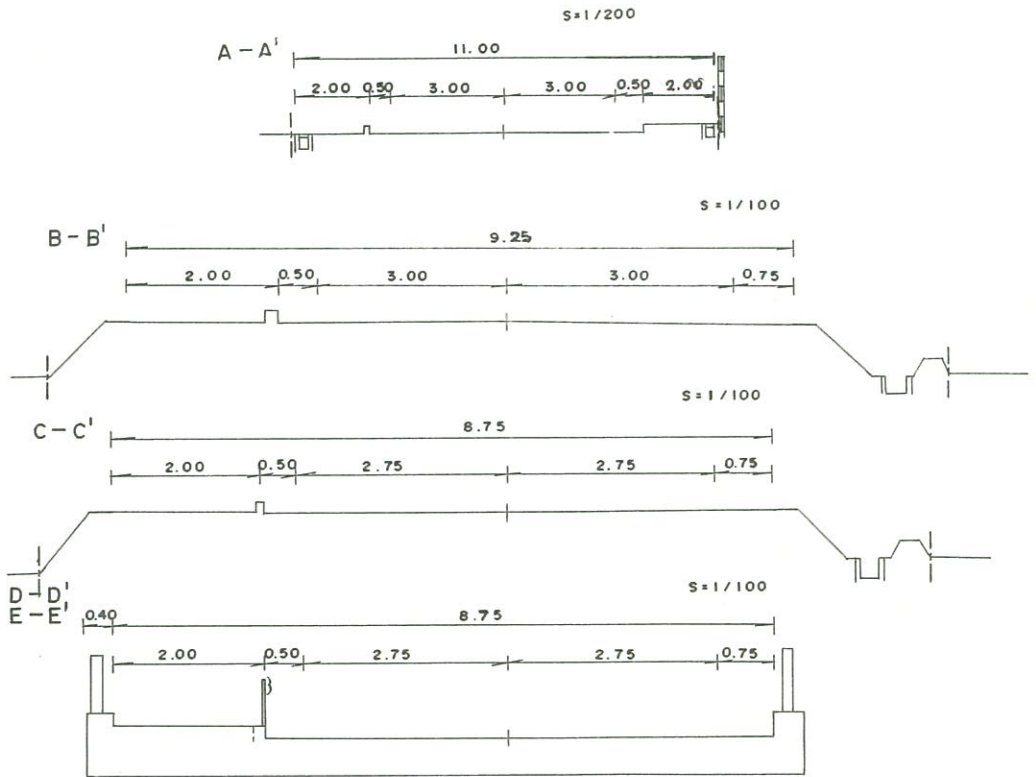
区間設定線上の断面縮尺

道路幅員別縮尺（全幅員）
1 / 300 以上とする

なお、道路敷も明示すること。



ロ 記入例



(4) データ欄の作成

イ 記入する事項

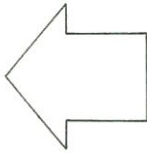
1. 整理番号 一葉ごとに、1番から付番する。
2. 面積欄 求積図より面積を記入する。
3. 幅員欄 面積を区間距離で除して得た平均幅員を記入する。
ただし、歩道及び中央帯は、各々の延長で除して得た幅員を記入する。
4. その他 別紙記入例による。

ロ 作成方法

整理番号	歩道種別		図面ごとに付番する
整理番号			1
区間番号			IN 51
区間距離	60.40		
地点標番号			
道路部全幅員	10.57	(638.57)	
車道	6.00	(362.40)	
歩道	4.00	(201.30)	
右側	① 2.00	(80.50)	
左側	① 2.00	(120.80)	
中央帯	0		
路肩	1.24	(74.87)	
その他	0		
道路敷面積	697.08		
多角測量成果	T 16 ←		↑ T 17 θ = 179° - 00'

求積図（道路部）

整理番号	種 別	符 号	算 式	倍 面 積	
1	車 道	1	$60.4 \times (6.0 + 6.0)$	724.80	
		面 積			362.40
	歩 道 (右)	1	$40.0 \times (2.0 + 2.0)$	160.00	
		2	0.5×2.0	1.00	
		小 計			161.00
		面 積			80.50
	歩 道 (左)	1	$60.4 \times (2.0 + 2.0)$	241.60	
		面 積			120.80
	路 肩	1	$60.4 \times (0.5 + 0.5)$	60.40	
		2	$40.0 \times (0.5 + 0.5)$	40.00	
		3	$5.0 \times (0.5 + 0.75)$	6.25	
		4	$15.4 \times (0.75 + 0.75)$	23.10	
		5	5.0×1.0	5.00	
		6	$5.0 \times (1.0 + 2.0)$	15.00	
		小 計			149.75
面 積			74.87		



求積図（道路敷）

敷地の帰属

地方公共団体有地

整理番号	符 号	底 辺	高 さ	倍 面 積
1	1	41.4	$10.7 + 4.7$	637.56
	2	25.0	2.0	50.00
	3	21.7	9.7	210.49
	4	13.0	$5.1 + 5.0$	131.30
	5	19.1	$10.0 + 9.1$	364.81
	小 計			1,394.16
	面 積			697.08

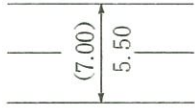
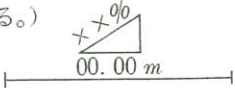
ハ データ欄の規格

5mm 70mm (14 × 5 mm) 10mm	整理番号	
	区間番号	
	区間距離	
	地点標番号	
	道路部全幅員	
	車道	
	歩道	
	右側	
	左側	
	中央帯	
	路肩	
	その他	
	道路敷面積	
多角測量成果		
7mm 7mm 26mm 600mm		

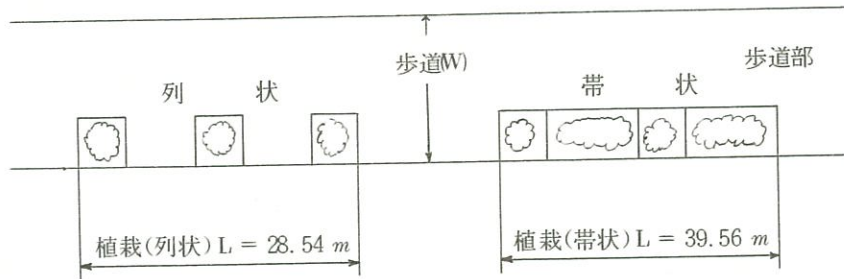
(5) 現況欄の作成

イ 図示する事項

図示する事項は、別添凡例により記入する。

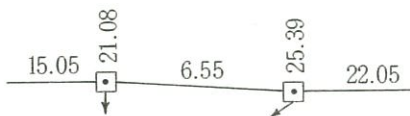
- 1 当該路線が、次に掲げる区域界、区間等により区分される場合は、区分される地点にその左右の地番（市町村、大字、字名及び地番）を記入する。
 - a 路線の起点及び終点
 - b 有料道路区間と接続、分岐又は交差する地点
 - c 未供用区間の起点及び終点
 - d 重用区間の起点及び終点
 - e 積雪寒冷級地別及び積雪寒冷指定区間の起点及び終点
 - f 県界、事務所界及び市町村界の地点
 - g 旧道又は新道と接続、分岐又は交差する地点
 - h 自動車交通不能区間の起点及び終点
 - i 県道以上の道路が接続、分岐又は交差する地点
- 2 区間設定線
- 3 区間設定線上の現況幅員（道路部幅員、車道幅員）
ただし、区間設定線が斜の場合は、正の断面とする。
- 4 道路の中心線
- 5 曲線の半径（R）、起点（BC）、終点（EC）及びクロソイド曲線は（BTC）、（ETC）、パラメータ（A）
（但し、未改良区間では、 $R=30m$ 以上は記入を要しない。）
- 6 橋梁、トンネル、踏切道、渡船施設、シェッド類、立体横断歩道施設、溝渠、他の道路管理者の橋梁、その他構造物等の名称
- 7 道路の附属物等（防護柵、駒止、街燈、道路標識、道路地点標、道路情報管理施設、駐車場、消雪施設等）を記入する。
- 8 道路占用物件（地上物件とし、電柱等は線路名及び番号を記入する。）
- 9 接続・分岐・交差又は重用する国県道、市町村道、農免道路等の種別路線名及び路面の種類
- 10 交差する鉄道及び軌道の名称（本線及び引込み線）
- 11 公共建物（官公署、学校等）、商店、公共の記念碑等の名称
- 12 縦断こう配8%以上の区間（但し、構造物の区間では、すべて明示する。）
- 13 改良済、未改良別（Ⓢ、Ⓣの略号を記入する。）
- 14 路面の種類（Co、As、As（Co）、as、G、Ⓢの略号を記入する。）

- 15 歩道、中央帯の植樹施設（列状、帯状別とし、移動可能なポット類を除く。）
 植樹施設とは、街路樹（高木）、中・低木及び芝等の植栽をいう。
 列状とは、植樹等により列状に植栽してあるものをいう。
 帯状とは、連続に植栽（植樹帯形式）してあるものをいう。



- 16 境界杭及び他官庁所有の境界杭並びに境界杭間の実測距離

境界杭の場合



一つの杭について最寄りの3点を結ぶ寸法を入れる。

仮境界杭の場合




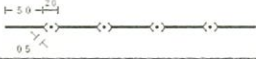
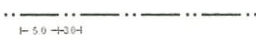



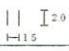
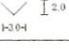
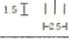
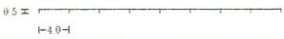
※ ただし、立会い済の仮境界杭の場合は、距離を明示するが、未立会の場合は記入不要とする。


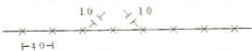
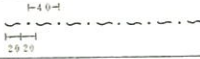
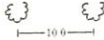





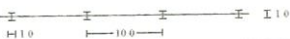
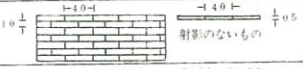
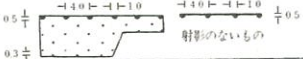




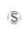



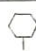
※ 境界杭及び仮境界杭の着色は、平面図及び求積図（道路敷）の青図各2葉とする。

- 17 道路の附属物等（防護柵、駒止、消雪施設等）の延長
 18 道路の構造物等（側溝、擁壁、アスカーブ、縁石等）の延長
 19 河川、池、湖沼、水路等の名称及び流水方向
 20 方面（例 至会津若松 — 至郡山）
 21 座標
 22 その他監督員の指示する事項


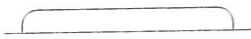


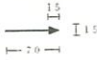


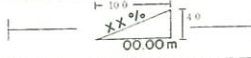
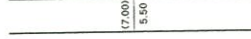
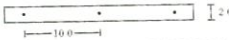
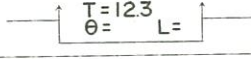
● 凡 例 (詳細)

(単位=ミリ)

事 項	記 号	摘 要
構 造 物 名 称	集水榭工	9ポ(明朝体)
構 造 物 延 長		80 C L 0.2
断 面 及 び 寸 法		50 C L 0.1
管 理 区 域 界		線幅0.3 一辺1.0
市 町 村 界		〃 点は0.3
大 字 の 境 界 線		〃 〃
字 の 境 界 線		〃 〃
地 番 界		線幅0.1
一筆のうち地目の異なる境界		〃
地 番	123 456-7	80 C L 0.2
地 名	福島市	4号(明朝体)但し字は5号
コ ン タ ー		線幅0.2
三 角 点	△	線幅0.1 一辺2.5 点は0.3
水 準 点	□	〃 一辺2.0 〃
サ イ ロ	⊕	〃 径2.5
田		〃
畑		〃
荒 地		〃
曲 線 半 径	BC(R=), EC(R=)	80 C L 0.2
路 (他 の 線 道 路)		5号(明朝体)
板 塀		線幅0.1

ブ ロ ッ ク 塀		"
有 刺 鉄 線		"
生 垣		線幅0.2 点は0.2
花 壇		線幅0.1
境界杭(コンクリート杭)		線幅0.2 一辺1.5 青図 {既設…茶 新設…緑}
境 界 杭 (鉄)		" " "
仮 境 界 杭 (不 杭)		" 径1.5 青図 {立合済…青 未立合…赤}
道路区域の境界線		線幅0.2
境 界 杭 間 距 離		60 C L 0.2
防 護 柵 (ガードレール、ガードパイプ、ガードフェンス)		線幅0.1 点は0.3
ス ト ン ガ ー ド		"
ブ ロ ッ ク 擁 壁		線幅0.2
コ ン ク リ ー ト 擁 壁		"
石 積		"
モ ル タ ル 吹 付		"
デリネーター (両 面)		線幅0.1 径1.5
デリネーター (片 面)		" "
ス ノ ー ポ ール		" "
カ ー プ ミ ラ ー		" "
標 識 の 位 置		点は1.5
国 道 番 号		規格の 1/60
県 道 番 号		"

事 項	記 号	摘 要
規 制 標 識		線幅0.1 径3.0
警 戒 標 識		〃 一辺3.0
指 示 標 識		〃 〃
案 内 標 識		〃 よこ3.0 たて2.0
バ ス 停		〃 径3.0
電 話 柱		〃 径1.0
電 力 柱		〃 〃
街 燈	2 灯以上 1 灯	〃 径1.5
信 号 機		〃 〃
公 衆 電 話		〃 径2.5
郵 便 ポ ス ト		〃 〃
消 火 栓		線幅0.2 径1.0
ガ ス (マンホール)		線幅0.1 径1.5
上 水 (〃)		〃 〃
下 水 (〃)		〃 〃
電 気 (〃)		〃 〃
電 話 (〃)		〃 〃
そ の 他 (〃)		〃 〃
地 点 標 (A又はC型)		〃 外径3.0 内径2.0
地 点 標 (B又はD型)		〃 径3.0
ト ラ バ ー 点	⊕ T-123	〃 径2.0 60C L 0.2

歩道(フラット型)		"
歩道(マウンドアップ型)		"
アスカープ		"
蓋掛け側溝		" (蓋の間隔は側溝幅の1.5倍)
流水方向		線幅0.2
道路の中心線		線幅0.1
区間設定線		"
縦断勾配		"
車道幅員		60C L 0.2 [全幅員は()書き]
消雪工		線幅0.1 点は0.3
規格改良済	改	線幅0.2 径4.0 文字は5号
未改良	未	" " "
コンクリート舗装	Co	100C L 0.2
高級アスファルト舗装	As	" "
高級アスファルト舗装	As(Co)	" "
簡易アスファルト舗装	as	" "
防じん舗装	G	" "
砂利道	◎	" " 径3.0
テータ欄の数字		100C L 0.3
トラバー成果		縦線幅0.2 横線幅0.1 長9.0 テータ欄 80C L 0.2

○建物の光輝側は図郭の下辺に対して左上方45度の方向から光を当てた場合に照らされる側とし、
 暗影側は影になる側とする。

第6章 求積図（道路部）の作成

- (1) 作成上の留意点
- (2) 道路部の求積
- (3) 道路の構成要素

●作 図 例

第6章 求積図（道路部）の作成

(1) 作成上の留意点

- イ 未供用区間及び重用区間については、作成を要しない。
- ロ 区間設定線を記入する。
- ハ 県・市町村界、大字界、字界並びに事務所界とその名称を記入する。
- ニ 面積の単位は、 m^2 とし、小数点以下第3位を切り捨て小数点以下第2位まで記入する。

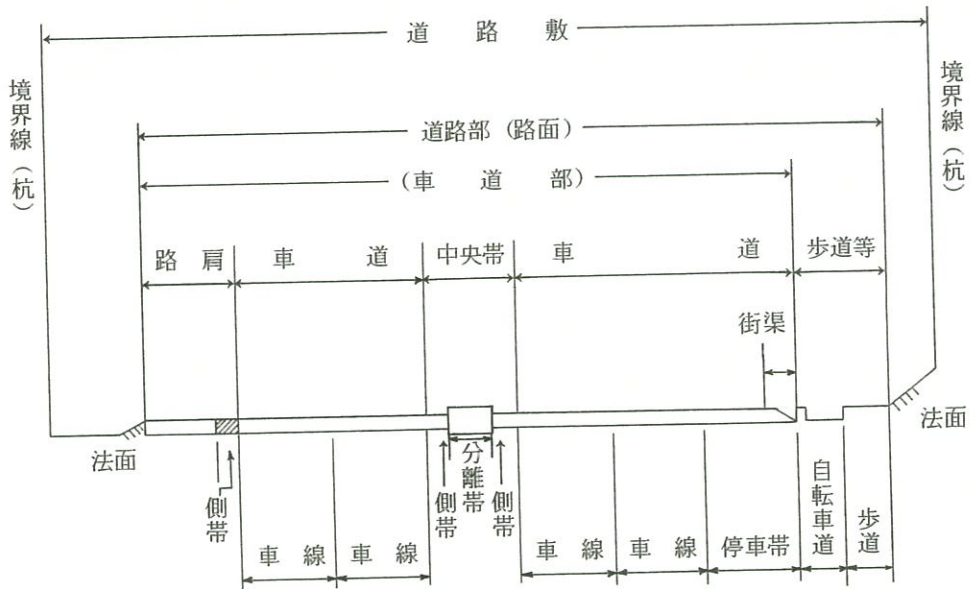
(2) 道路部の求積

道路部は、車道、左右の歩道、中央帯、路肩、その他別とし、面積計算は、それぞれ延長×幅員により算出する。ただし、これによりがたい場合は三斜計算とする。

(3) 道路の構成要素

道路部（路面）については、次の図のとおりとする。

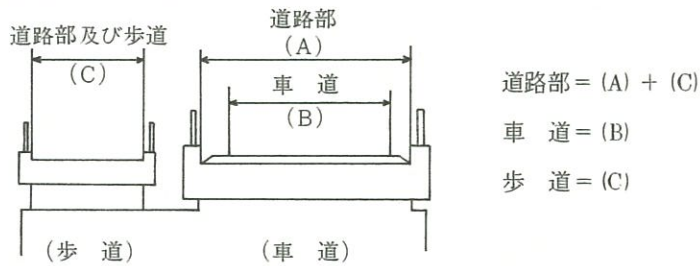
1. 横断面の構成要素とその組合せ



2. 橋梁の横断面の構成要素とその組合せ



- (1) 橋梁の道路部（全幅員）は、地覆前面から地覆前面までの幅員とする。
- (2) 上部工のみが分離している場合



イ 車 道

イ 車 道

1. 車道とは、もっぱら車両の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。
2. 車道扱いする事例について

項 目	内 容
バス停留所 バス停留所	バスベイ バスストップ
登坂車線 付加車線	
待 避 所	車両のすれ違いのため人為的に設けたもの
チェーン着脱所	公的に表示されている所
駐 車 場	公的に表示されている所
改良済区間で拡幅量が0.5 m以上の曲線部及びこれに接続する緩和区間	
常時設置されているサービスエリア、パーキングエリア等の休憩施設に通ずる道路	

ロ 歩 道

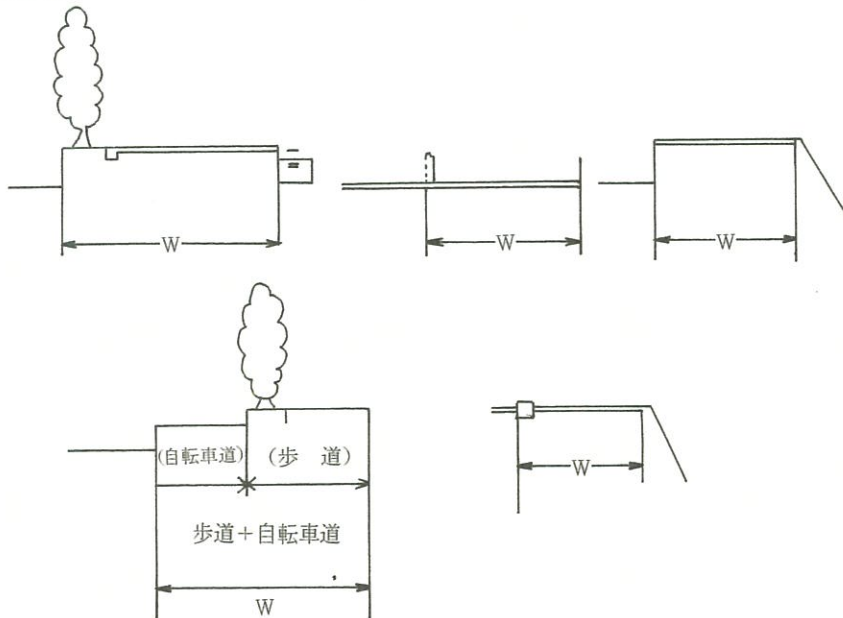
歩道とは、もっぱら歩行者の通行に供するために、縁石又は防護さくその他これに類する工作物により車道部と区画して設けられる道路の部分を用いる。(幅員0.75 m未満の区間は除く。)

※ 交差点の前後に歩道が設置されている場合には、交差点内に歩道が設置されているものとして扱う。

歩道等の種類は、次による。

区 分	コード	説 明
歩 道	1	
歩道+自転車道	2	歩道と自転車道が、段差等により、構造的に区画されて設けられたものをいう。
自転車歩行者道	3	
歩道等(分離)	4	歩道部(分離)とは、道路法第48条の7により自転車専用道路等として指定された道路の部分または構造的に車道と分離しているものとし、一般的には人家等の障害物により、車道部から離れて設けられたものをいう。

幅員のとり方



ハ 中央帯

車線を往復の方向に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分を行い、中央分離帯と側帯から構成される。

分離帯は、縁石線等の工作物で縁取ったもので（マーキング・道路鋏等の簡易なものは除く）往復交通の分離を構造的に表現するものである。なお、マーキング、道路鋏等は車道に含める。

※ 交通島のデータは、中央帯として取り扱う。

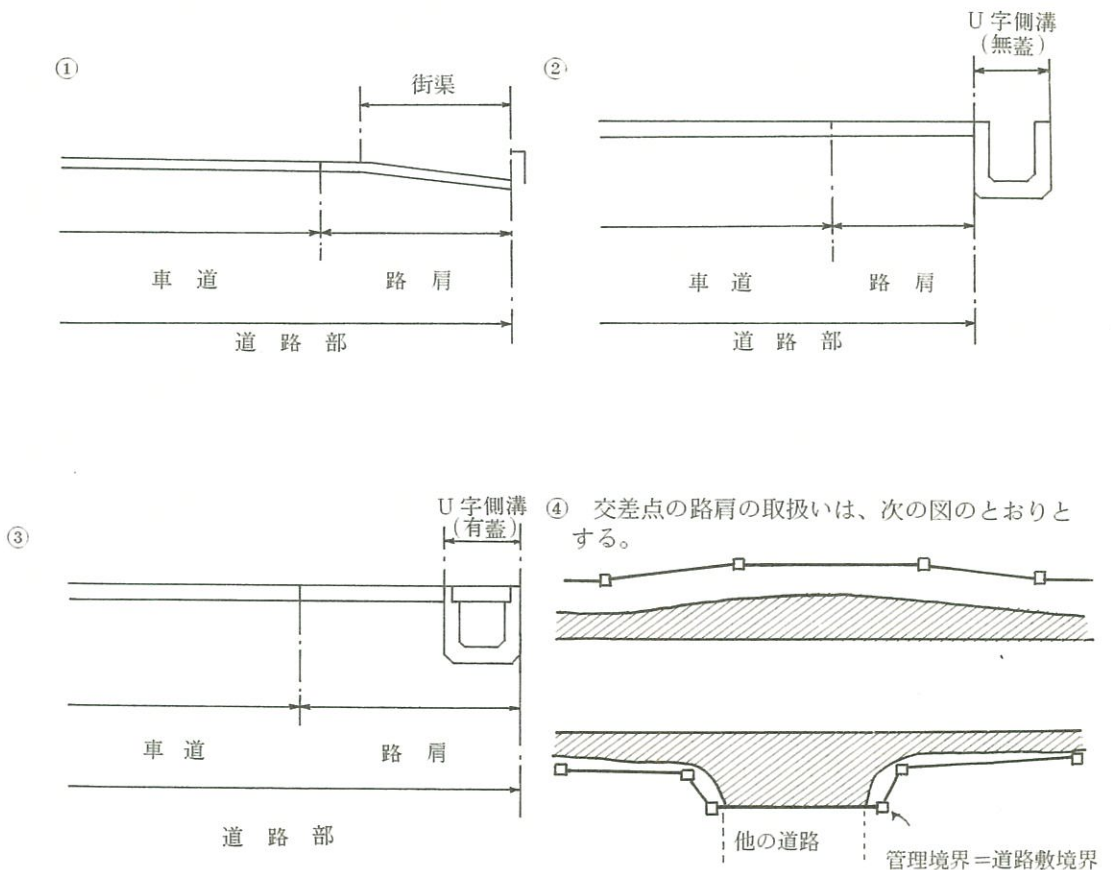
ニ 路 肩

道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分を行う。

歩道等施設を有しないで車道の左右を停車帯的に利用をさせている部分がある場合は、当該部分を路肩として取扱うこと。

側溝については、有蓋であって、強度および構造からみて路肩の効用を兼ねている場合、路肩として取扱う。又、L型側溝についても路肩幅員に含める。

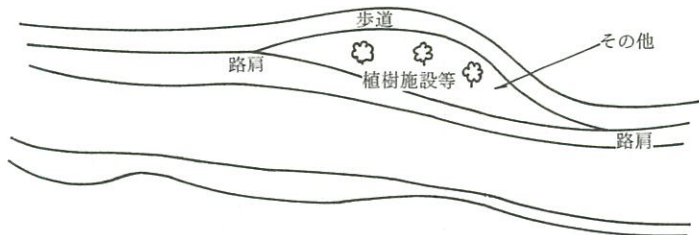
路肩のとり方

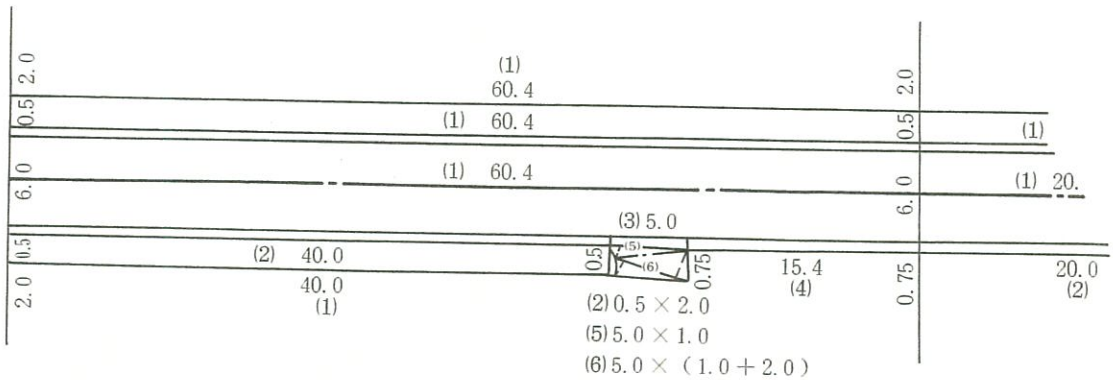


ホ その他

その他とは、人為的に築造された路側の植樹施設等で人車の乗り入れできない部分をいう。

例



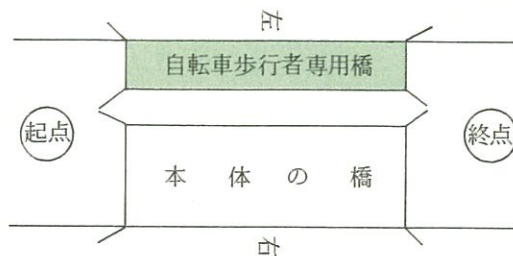


整理番号	種 別	符 号	算 式	倍 面 積
1	車 道	1	$60.4 \times (6.0 + 6.0)$	724.80
			面 積	362.40
	歩 道 (右)	1	$40.0 \times (2.0 + 2.0)$	160.00
		2	0.5×2.0	1.00
			小 計	161.00
			面 積	80.50
	歩 道 (左)	1	$60.4 \times (2.0 + 2.0)$	241.60
			面 積	120.80
	路 肩	1	$60.4 \times (0.5 + 0.5)$	60.40
		2	$40.0 \times (0.5 + 0.5)$	40.00
		3	$5.0 \times (0.5 + 0.75)$	6.25
		4	$15.4 \times (0.75 + 0.75)$	23.10
		5	5.0×1.0	5.00
		6	$5.0 \times (1.0 + 2.0)$	15.00
			小 計	149.75
		面 積	74.87	

※ 歩道（右、左）の区分は自転車歩行者専用橋の場合は、当該橋梁が本体の橋梁の起点から終点に向かって、左右いずれに架設されているかにより左右欄に記入する。

なお、トンネルも同様とする。

[例]



第7章 求積図（道路敷）の作成

(1) 作成上の留意点

(2) 道路敷の求積

● 作 図 例

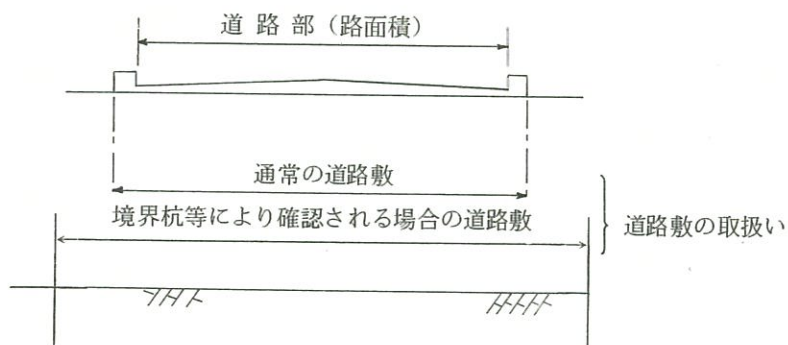
第7章 求積図（道路敷）の作成

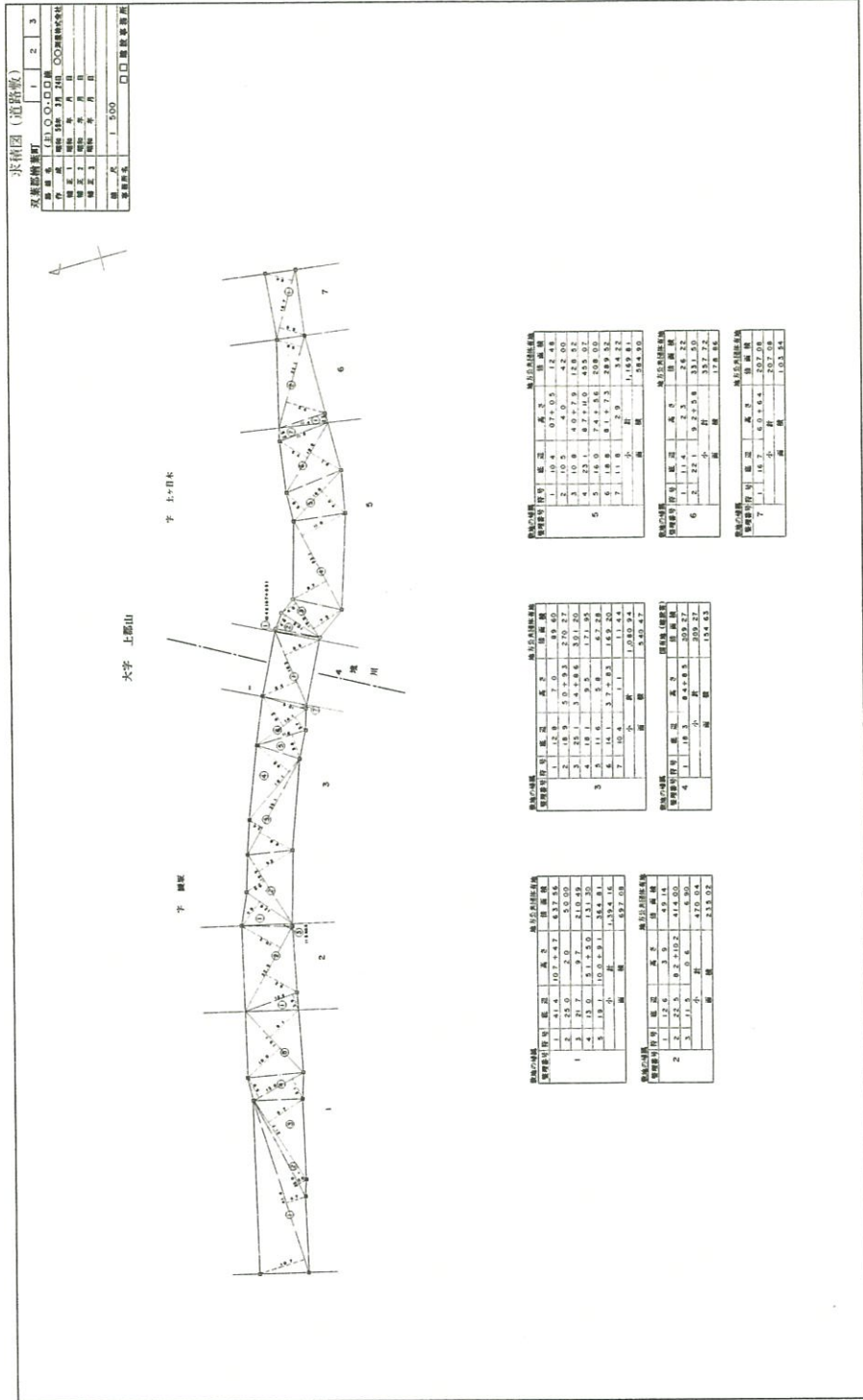
作成上の留意点

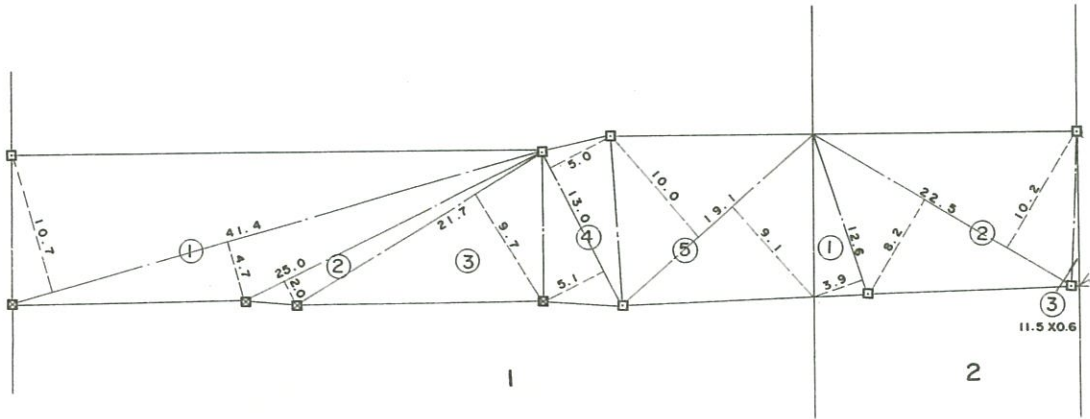
- イ 未供用区間及び重用区間については、作成を要しない。
- ロ 区間設定線を記入する。
- ハ 県・市町村界、大字界、字界並びに事務所界とその名称を記入する。
- ニ 面積の単位は、 m^2 とし、小数点以下第3位を切り捨て小数点以下第2位まで記入する。

道路敷の求積

- イ 道路敷は、敷地の帰属別（国有地、地方公共団体有地、その他）に計算する。なお、国有地については、営林署・日本国有鉄道等の所管官庁名をカッコ書きで明記するものとする。
- ロ 面積計算の方法は、三斜求積の方法とする。
- ハ 橋梁区間の道路敷の取扱いは次図の例による。







敷地の帰属

地方公共団体有地

整理番号	符号	底辺	高さ	倍面積
1	1	41.4	10.7 + 4.7	637.56
	2	25.0	2.0	50.00
	3	21.7	9.7	210.49
	4	13.0	5.1 + 5.0	131.30
	5	19.1	10.0 + 9.1	364.81
		小計		1,394.16
		面積		697.08

第 8 章 公 図 の 作 成

(1) 作成上の留意点

● 作 図 例

第 8 章 公 図 の 作 成

） 作成上の留意点

- イ 道路中心線よりそれぞれ25 m以内の一筆は、原則として筆境まで転写する。
- ロ 2枚以上の公図を寄せる場合は、接合が不可能なことが多いので、無理に手を加えて接合することなく、やや離して転写作成する。
- ハ 縮尺が小さく各平面図に共通する場合でもそれぞれ添付することとし、他の字界も判別できるように転写する。
- ニ トンネル区間、未登記等により道路が表示されていない場合は、推定線（破線）を記入し、図の右下側に凡例を設ける。
- ホ 国有林区域については林班図を、土地区画整理事業施行地区又は土地改良事業施行区域については、換地確定図、換地予定図をつけるものとする。
- ヘ 硬質色エンピツにより、道路は茶、水路等は青で着色する。

第 9 章 総括調書の作成

(1) 作成の方法

第 9 章 総括調書の作成

(1) 作成の方法

1 この調書は、下記のタイトルが変わるごとに、別葉とする。

・タイトルの記入例

	事務所	道路種別	路線名	市町村	現道・旧道 区	路線分割
名称 (コード)	勿来 (19)	国 道 (3)	国道 289 号 (0289)	いわき市勿来町 (2044)	現 道 (1)	(一)

2 各項目ごとの記入方法

(1) 事務所名

(2) 道路種別

(3) 路線名

(4) 市町村

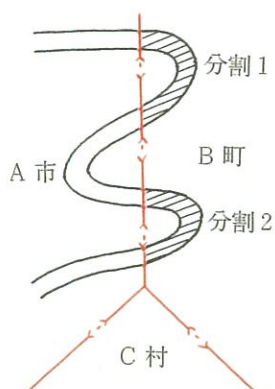
(5) 現道・旧道・新道区分

(6) 路線分割

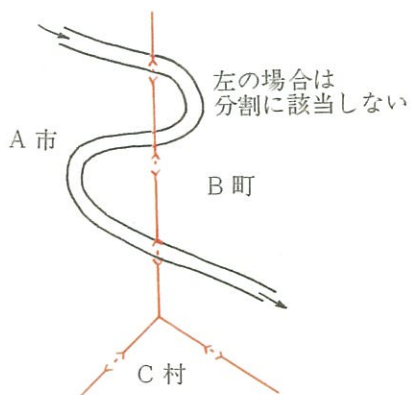
名称及びコード（コード表参照）を記入する。

〔図解〕

一路線が、同一市町村内において、次のような条件で切断される場合、起点から終点に向かって一連番号を記入する。



市町村界を蛇行して最終的にもとの市町村へ戻ってくる場合をいう。



- (7) 図面番号 } 平面図より記入する。
 (8) 区間番号 }
 (9) 区間距離 区間の延長を四捨五入により m で記入する。
 (10) 追加距離 区間距離を一葉ごとに累計した延長を記入する。
 (11) 地番 起点から終点に向って右側の地番とする。
 (12) 区間現況区分

(積雪寒冷級地区分)

ア 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法により指定された路線の指定された部分かどうかにより、別紙コード表により記入する。

イ 積雪寒冷地域内で指定されていない区間及び積雪寒冷地域外にある路線の区間の場合は、コード⑩を記入する。

これらの区分は、地方交付税の算定上重要な意味をもつので、慎重に記入する。

(沿道区分)

路線の沿道状況を市街地、平地、山地に区分し記入する。

(構造区分)

道路、橋梁、トンネル、踏切道と記入する。

(改良区分)

改良済、未改良別 (㊟、㊞の略号を記入する。)

(路面区分)

路面の種類 (Co、As、As (Co)、as、G、㊟の略号を記入する。)

(台帳整備区分)

当該区間の台帳整備状況を次によりコードを記入する。

台帳整備状況コード表

項 目		作成年度								
		53	54	55	56	57	58	59	60	61
整備 済	路線指定の実測	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	補 正	50	51	52	53	54	55	56	57	58

(13) 摘要欄

下記例により参考データを記入する。

地点標設置区間（A型・C型）

地点標設置区間（B型・D型）

県道以上の道路と交差する場合（例 国道4号の上をまたいでいる場合）

鉄道と交差する場合（例 東北本線の下をくぐる場合）

立体横断施設がある場合（例 横断歩道橋（階段式）がある場合）

摘要欄
④地点標
④地点標
国道4号の上
東北本線の下
歩道橋（階）

第10章 構造物台帳の作成（共通事項）

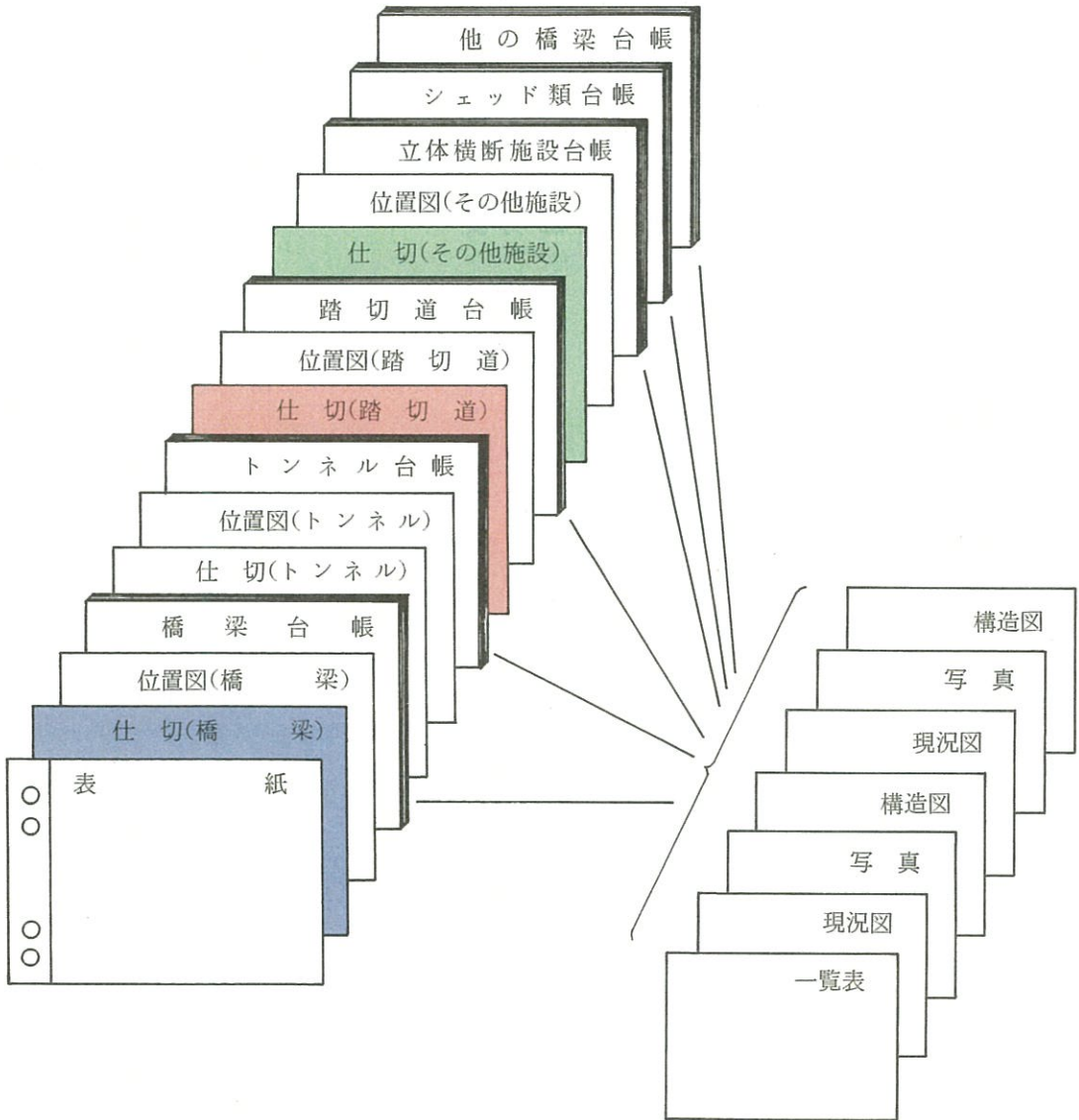
- (1) 構造物台帳の種類
- (2) 構造物台帳の製本
 - 表紙の規格
 - その他の用紙の規格
 - 仕 切
 - 位 置 図
 - 写真説明板

第10章 構造物台帳の作成（共通事項）

(1) 構造物台帳の種類

構造物台帳の種類は、橋梁、トンネル、踏切道、及びその他施設とする。

(2) 構造物台帳の製本



● 表紙の規格

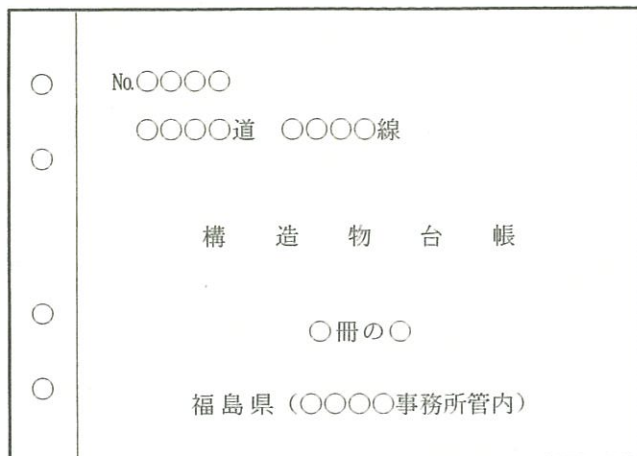
表紙は、市販されているB4版・4穴の黒表紙を使用し、文字の記入は、道路台帳図の表紙同様とする。

(背表紙)



10~40mm

(表紙)

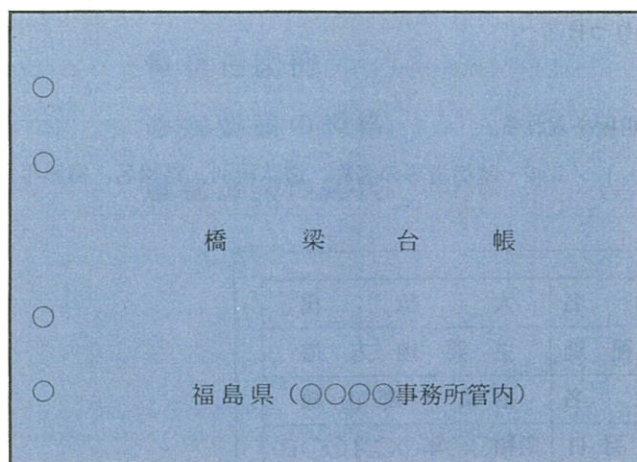


※ 厚さが40mmを超え分冊する場合は、監督員の指示に従う。

● その他の用紙の規格

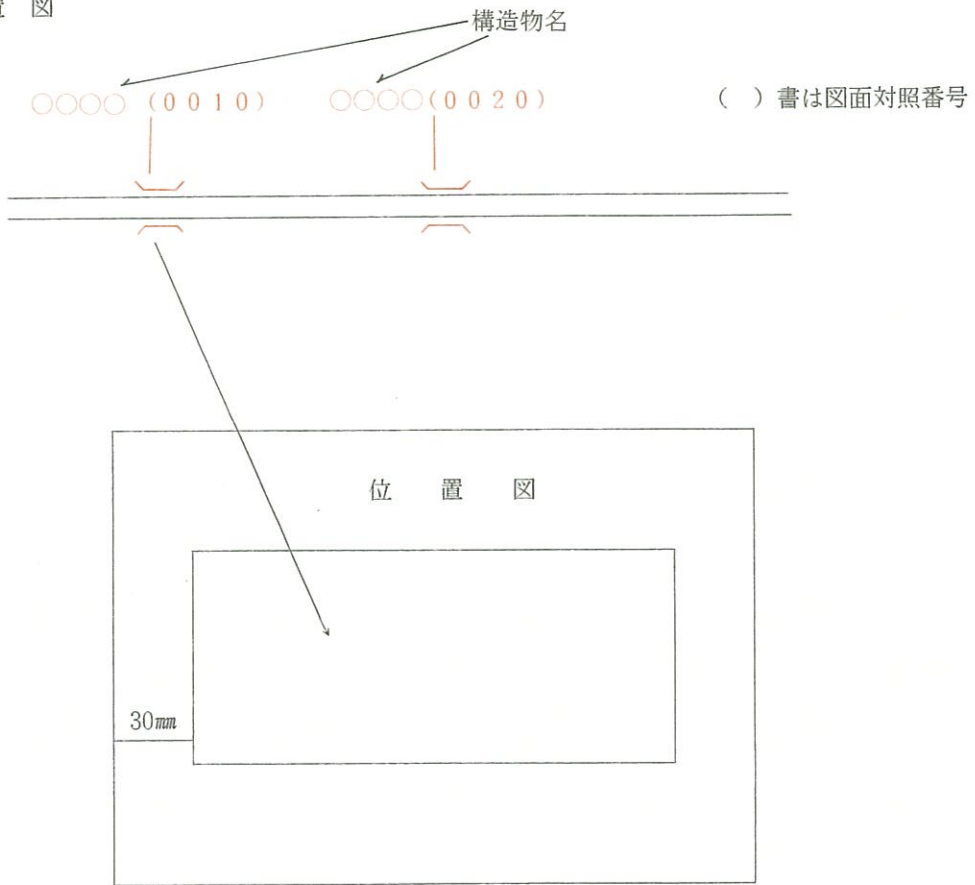
その他の用紙は、B4版 135 kgの上質紙とする。

● 仕切



その他の仕切も同様に作成する。

● 位置図



※ 位置図は、事務所で所持している5万分の1の管内図を、当該路線の部分を路線図程度に切り抜き、台紙に貼りつける。

● 写真説明板

全景写真には、説明板を入れる。

説明板には、橋梁・トンネル・踏切道等の名称、道路種別、路線名、撮影年月日を記入する。

〔例〕

橋 梁 名	大 仏 橋
道 路 種 別	主 要 地 方 道
路 線 名	福 島 ・ 郡 山 線
撮 影 年 月 日	昭 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

第 11 章 橋 梁 台 帳 の 作 成

- (1) 橋 梁
- (2) 橋 梁 種 別
- (3) 高 架 橋 の 取 り 扱 い
- (4) 図 面 対 照 番 号
- (5) 橋 梁 名 コ ー ド (建 設 省)
- (6) 1 橋 の 範 囲
- (7) 1 箇 所 の 範 囲
- (8) 橋 梁 分 割 番 号
- (9) 構 造 図 の 記 載 事 項 (摘 要 欄)
 - 参 考 資 料
 - 橋 梁 一 覧 表
 - 現 況 図
 - 写 真
 - 構 造 図
 - 構 造 図 例
 - 摘 要 欄 の 規 格
 - 構 造 図 の 縮 尺

第 11 章 橋梁台帳の作成

(1) 橋 梁

橋梁とは、河川、湖沼、海峡、運河などの水面を越えるため、あるいは水のない谷、凹地または、建築物や他の交通路等を越えるために桁下に空間を残し、架設される道路構造物で橋長 2 m 以上のものをいう。また溝橋（カルバート）は橋梁として取扱うが、暗キョとの区別が困難なものについては土被りが 1 m 未満のものを溝橋（カルバート）とする。「立体横断施設」として別途調査する横断歩道橋は橋梁として扱わないものとする。

(2) 橋 梁 種 別

。 橋

河川、湖沼、海峡、運河、谷などの水面（出水時に水面となる場合を含む。）を越えることを主たる目的とした橋梁をいう。

。 高 架 橋

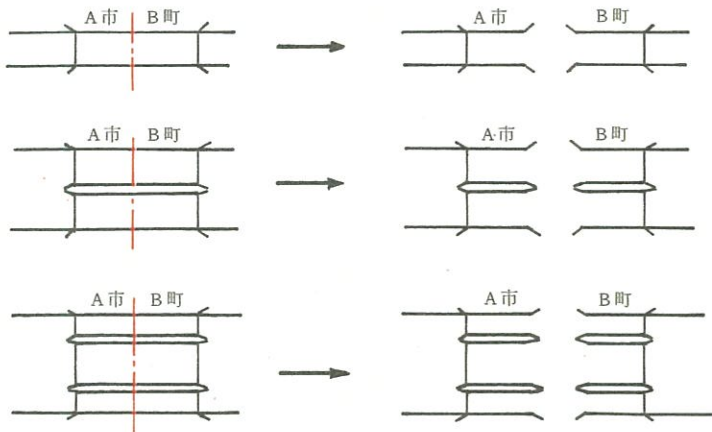
橋および栈道橋以外の橋梁をいい、跨道橋、跨線橋を含む。

。 栈 道 橋

斜面の中腹に棚状の橋梁構造形式で設けられた道路で橋梁部分が横断面的に車道までおよんでいるものをいう。

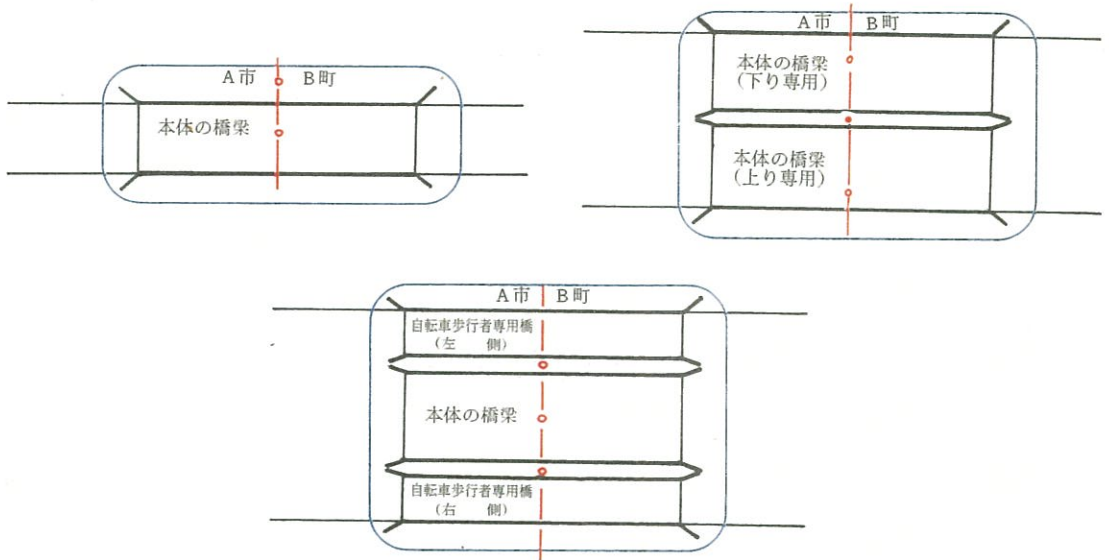
(3) 高架橋の取り扱い

高架橋が 2 市町村にまたがる場合は、市町村ごとに、それぞれ自地域内橋として取り扱う。



(4) 図面対照番号

事務所別に、路線の起点から終点に向かって、監督員と協議のうえ、下記の単位ごとに、番号を付し、記入する。

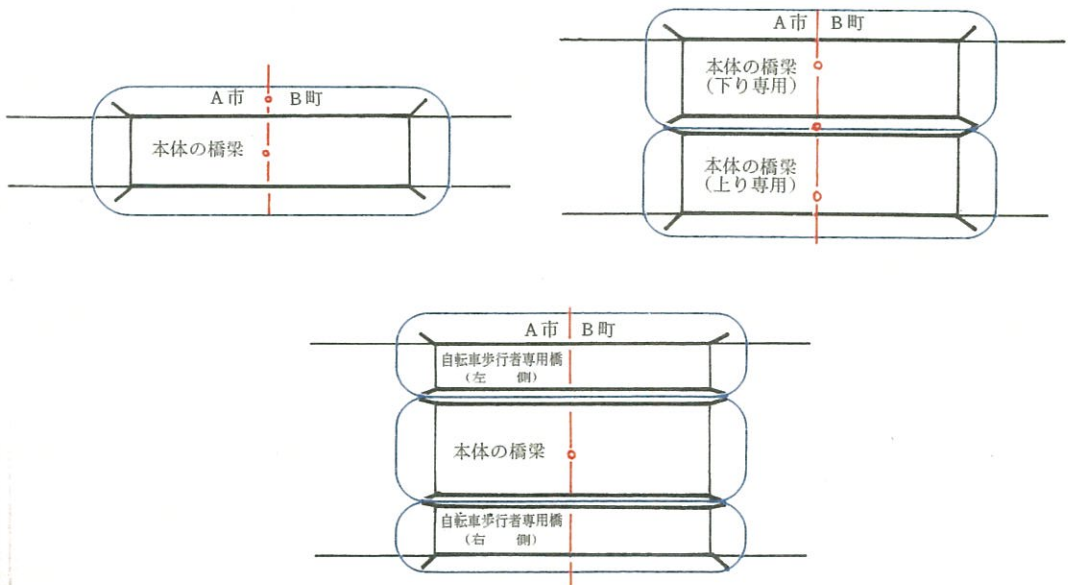


(5) 橋梁名コード（建設省）

橋長 14.5 m 以上の橋梁は、監督員と協議のうえ番号を付し、記入する。

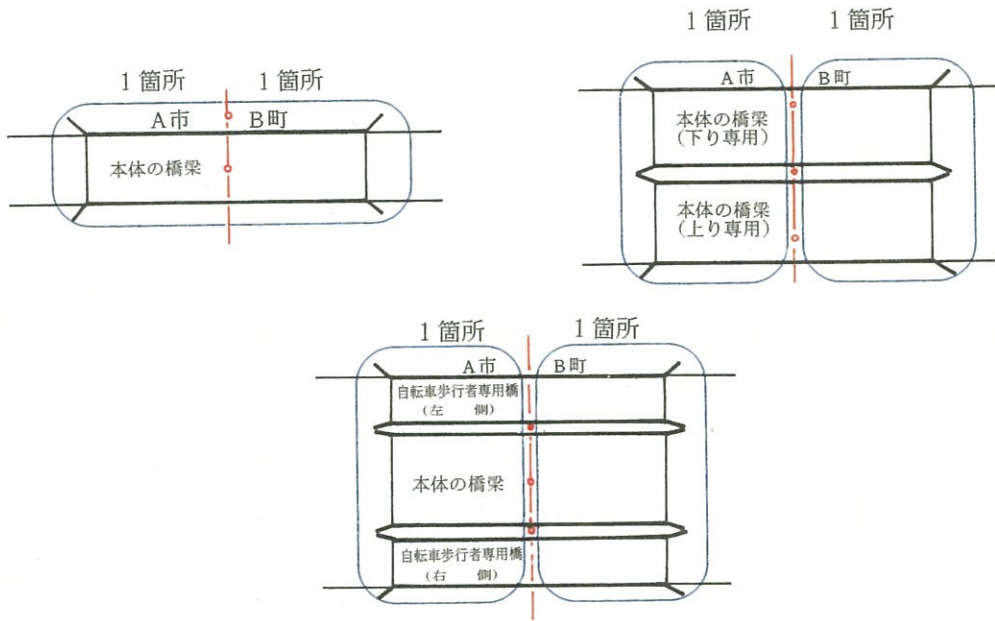
(6) 1 橋の範囲

1 橋とは、下記のとおりとし、これが橋梁台帳を作る単位である。



(7) 1箇所（範囲）

市町村界又は県界に設けられた橋梁は、当該市町村ごとに1箇所と数える。

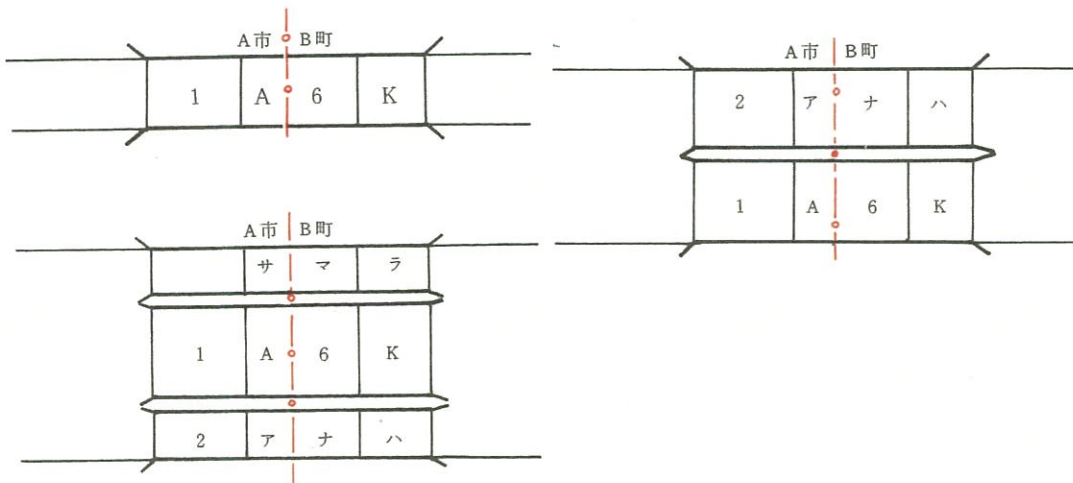


(8) 橋梁分割番号

下記により番号を付す。

ただし、図中の区間線は、混合橋、長大橋（図面の接合線）の場合である。

なお、この例で対応出来ない場合は、監督員と協議のうえ番号を付す。



(9) 構造図の記載事項 (摘要欄)

イ 橋梁分類

a 路面位置 次の路面位置区分により、該当するコードを記入する。

区 分	コード	説 明
上路橋	1	路面が主桁 (主構) の上部にあるもの
中路橋	2	路面が主桁 (主構) の中間部にあるもの
下路橋	3	路面が主桁 (主構) の下部にあるもの



b 上部工 ● 構造形式

区 分		コード	区 分		コード
大 分 類	小 分 類		大 分 類	小 分 類	
床版橋		10	ラーメン橋		50
桁 橋		20	斜張橋		60
	I 桁	21		I 桁	61
	I 桁 (合成)	22		箱 桁	62
	H 桁	23	トラス	63	
	H 桁 (合成)	24	吊 橋		70
	箱 桁	25		I 桁	71
	箱 桁 (合成)	26		箱 桁	72
	T 桁	27		トラス	73
・木 桁	28	・木 桁	74		
トラス橋		30	カルバート	・ボックスカルバート	80
	・鋼トラス	31		・門型カルバート	81
	・木トラス	32		・コルゲートメタルカルバート	82
アーチ橋		40		・パイプカルバート	83
	ア ー チ	41	※ ・は、福島県独自コード		
	ラ ン ガ ー	42			
	ロ ー ゼ	43			

● 床版材料

上部工のうち、床版の使用材料について、次の区分による。

区 分	コ ー ド
鋼 橋	1
コンクリート系	2
木 系	3
そ の 他	7

カルバートはその他とする。

● 使用材料

上部工（床版を除く）の使用材料について、次の区分による。

区 分	コ ー ド
鋼 橋	1
R C 橋	2
P C 橋	3
石 橋	4
木 橋	5
そ の 他	9

カルバートはその他とする。

c 下部工

● 基 礎

下部工の基礎について次の区分により記入する。

区 分	コ ー ド
直 接 基 礎	1
オープンケーソン	2
ニューマチックケーソン	3
場所打ちぐい(深礎を含む)	4
既 成 鋼 ぐ い	5
既 成 R C ぐ い	6
既 成 P C ぐ い	7
木 ぐ い	8
不 明	9

なお、両側の基礎が同種でない場合は、根入の深い方とする。

d 路面区分

橋梁路面を次の区分により記入する。

区 分		コ ー ド	
未舗装道	砂 利	11	
	木 系	12	
舗装道	セメント系	20	
	アスファルト系	高 級	31
		簡 易	32
	そ の 他	60	

へ 現 況

区 分	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

※ 「通行制限あり」とは、道路法第47条の規定により、通行荷重等の制限を設けているものをいう。

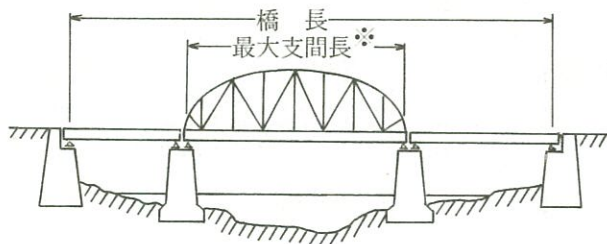
なお、歩道者専用橋は「3」とする。

ト 橋 格

区 分	コード
1 等 級	1
2 等 級	2
3 等 級	3
な し	9

チ 最大支間長 1 橋の中で最大の支間長を記入する。

リ 径 間 数 橋梁種別が「橋」である場合にのみ記入する。高架橋、栈道橋については記入しない。



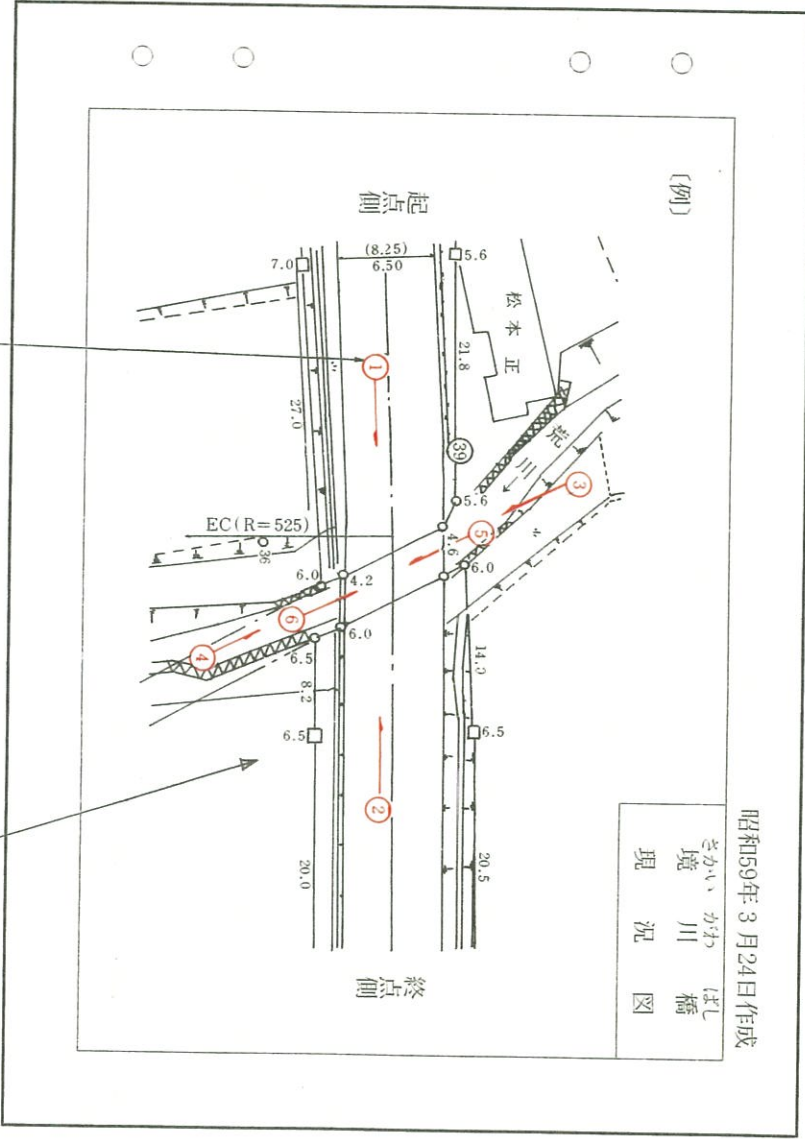
左図の場合は3径間

3 径 間

最大支間長：支間長のうち最長のもの

● 参考資料

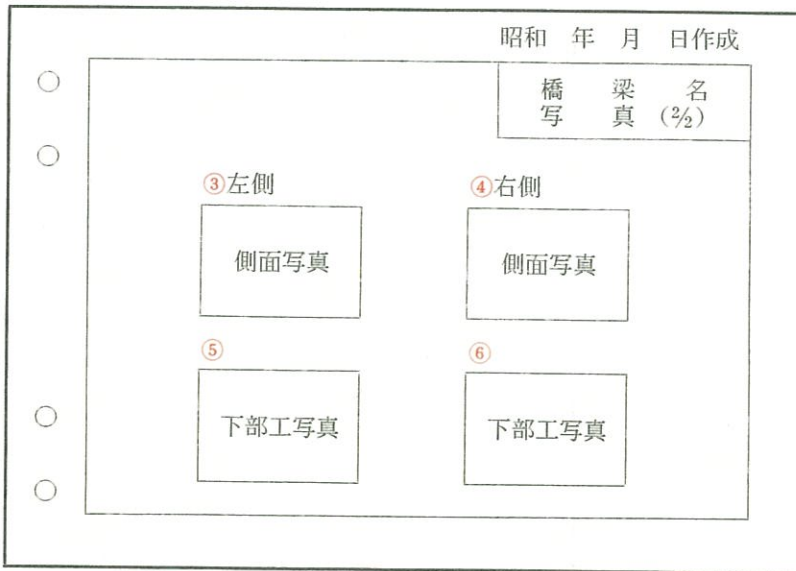
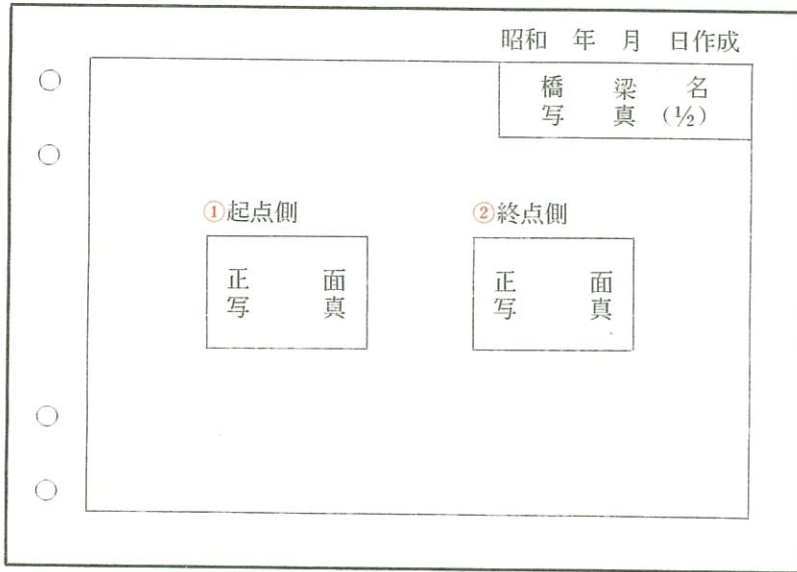
名称	橋の等級		活荷重					衝撃係数					
	道路の種類	等級	車道			歩道	負荷の方法						
			車軸荷重		等分布荷重 (大正8年、15年では 群集荷重と称す)	群集荷重 (昭和14年では、等分 布荷重と称す)							
			自動車	転圧機									
1	明治19年8月(1886) 国道標準(内務省訓令第13号)	国道	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	橋上満面に積載する	別に規定なし				
2	大正8年12月(1919) 道路構造令及び街路構造令(内務省令)	街路	規定なし	3,000貫(11,250kg)	15t	15貫/尺 ² (≒613kg/m ²)	径間に応じ相当軽減することを得	橋上満面に積載する	別に規定なし				
		国道	"	2,100貫(7,875kg)	12t	12貫/尺 ² (≒490kg/m ²)	径間に応じ相当軽減することを得						
		府県道	"	1,700貫(6,375kg)	別に規定なし	12貫/尺 ² (≒490kg/m ²)	径間に応じ相当軽減することを得						
3	大正15年6月(1926) 道路構造令に関する細則案(内務省土木局)	街路	一等橋	12t	14t	○主桁、主構 120000 170+ℓ ≧ 600kg/m ² ○主桁、主構以外 600kg/m ²	○主桁、主構 100000 170+ℓ ≧ 500kg/m ² ○主桁、主構以外 500kg/m ²	1. 自動車は橋梁の縦方向に1台とする 2. 転圧機は1橋梁につき1台とし他の車軸と同時に負載しない 3. 車軸は横の方向に4台まで 4. 群集荷重は自動車転圧機の左右前後に等布する	$i = \frac{20}{60 + \ell} \leq 0.3$ 群集荷重、転圧機荷重は衝撃を生ぜしめない				
		国道	二等橋	8t	11t	○主桁、主構 100000 170+ℓ ≧ 500kg/m ² ○主桁、主構以外 500kg/m ²	○主桁、主構 80000 170+ℓ ≧ 400kg/m ² ○主桁、主構以外 400kg/m ²						
		府県道	三等橋	6t	8t	二等橋に同じ	二等橋に同じ						
4	昭和14年2月(1939) 鋼道路橋設計示方書案(内務省土木局)	国道および小路(I)等以上の街路	一等橋	13t	17t	$\ell < 30\text{m}$ 500kg/m ² $30\text{m} \leq \ell \leq 120\text{m}$ (5.45 - 1.5)kg/m ²		1. 自動車は縦方向に1台、横方向に制限しない 2. 転圧機は1橋1台で他の活荷重と同時に負載しない 3. 等分負荷重は自動車の前後左右に分布する。車道の床版縦桁の設計には考えない	$i = \frac{20}{50 + \ell}$ 歩道の等分布荷重、転圧機荷重は衝撃を生ぜしめない				
		府県道および小路(II)等以上の街路	二等橋	9t	14t	$\ell < 30\text{m}$ 400kg/m ² $30\text{m} \leq \ell \leq 120\text{m}$ (4.30 - ℓ)kg/m ²							
		(注) 小路(I)等…幅員8m以上の街路 小路(II)等…幅員4m以上8m未満の街路				荷重	線荷重			等分布荷重 ℓ ≤ 80 ℓ < 80			
5	昭和31年5月(1956) 鋼道路橋設計示方書(日本道路協会)	一級国道、二級国道、主要地方道	一等橋	20t (T-20)	規定なし	L-20	a × 5,000 kg/m ²	a × 350 kg/m ²	a × (430 - ℓ) kg/m ²	500kg/m ² 主桁 350kg/m ²	1. 床および床組の車道部はT荷重とし、自動車は縦方向に1台横方向に制限しない 2. 主桁にはL荷重とし載荷範囲は制限しない。線荷重は1橋につき1個	$i = \frac{20}{50 + \ell}$ 歩道の群集荷重は衝撃を生ぜしめない	
		都道府県道市町村道	二等橋	14t (T-14)	規定なし	L-14	一等橋の70%						
						(注) 床および床組の設計…T荷重 主桁の設計…L荷重	$a = 1 - \frac{w - 5.5}{50} \quad (1 \leq a \leq 0.75)$ $w = \text{L荷重の載荷幅(m)}$						
6	昭和39年8月(1964) 鋼道路橋設計示方書(日本道路協会)	同上	同上	同上	同上	荷重	主載荷荷重(幅5.5m)		従載荷荷重	同上	同上	同上	
							線荷重 P kg/m ²	等分布荷重 P kg/m ²					主車線荷重の50%
								ℓ ≤ 80	ℓ > 80				
L-20	5,000	350	430 - ℓ ≥ 300										
L-14	一等橋の70%												



○内数字は写真番号
矢印は撮影の方向

道路台帳の平面図を切り抜き
貼付する。

● 写 真



※ 写真番号は、前頁の現況図の写真番号と一致させること。

長大橋又は複雑な構造の橋梁等で、1枚の写真で撮影困難な場合は、適宜数枚の写真をはりあわせる等工夫すること。

● 構 造 図

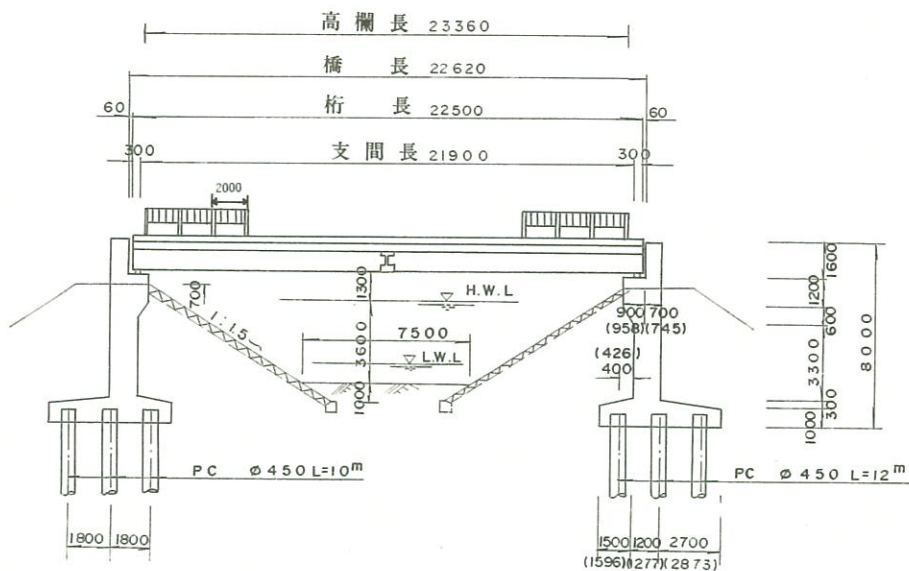
○ ○ ○ ○	昭和 年 月 日作成	
	橋 梁 名 構 造 図 (1/2)	
側 面 図		
平 面 図		

○ ○ ○ ○	昭和 年 月 日作成	
	橋 梁 名 構 造 図 (1/2)	
断 面 図		
摘要欄		

● 構造図例

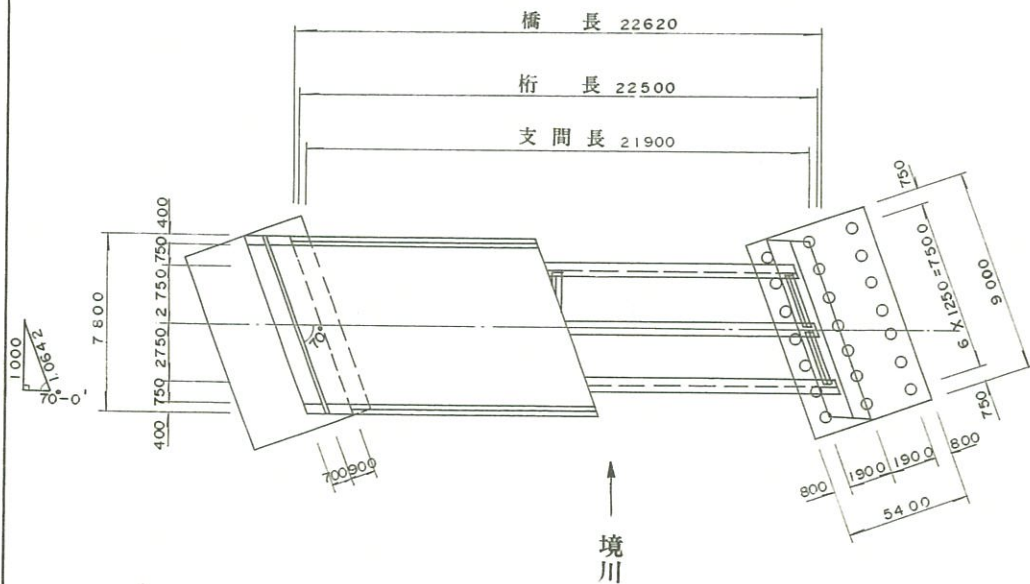
側面図

S=1:300



平面図

S=1:300



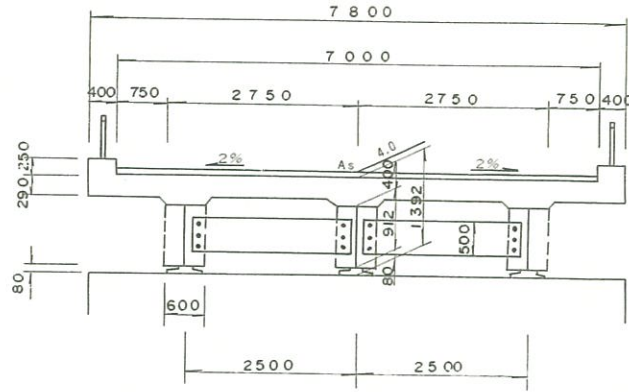
昭和 59年 3月24日 作成

さかい かわ ばし
境 川 橋

構 造 図 (1 / 1)

断 面 図

S = 1 : 100



摘 要 欄 (橋 梁)		
項 目	区 分	コ ー ド
図面対照番号	—	0 0 1 0
橋 梁 部 分 類	路面位置	上 路 橋
	構造形式	桁 橋
		田 畑 (合 成)
	使用材料	鋼 橋
	床版材料	コンクリート系
	下部工基礎	既成 P C ぐい
路面区分	As	
架 設 年 次	昭 和 49 年 度	
設 計 荷 重	20 t	
耐 荷 荷 重	22 t	
適用示方書類	—	
現 況	通 行 制 限 な し	
橋 格	1 等 橋	
最 大 支 間 長	21.90 m	
径 間 数	1 径 間	
受 託 会 社 名	〇 〇 測 量 ㈱	

● 摘要欄の規格

摘 要 欄 (橋 梁)				
項 目		区 分		コ ー ド
図面対照番号		—		
橋 梁 分 類	路面位置	路橋		
	上 部	構造形式	小分類 大分類	
		使用材料		
	工 程	床版材料		
		下部工基礎		
	路面区分			
	架設年次		年	
設計荷重		t		
耐荷荷重		t		
適用示方書類		—		
現 況				
橋 格		等橋		
最大支間長		m		
径 間 数		径間		
受託会社名		○ ○ 測 量 (株)		

90mm (18 × 5 mm)

2.5mm

5mm 5mm 15mm 25mm 20mm (4 × 5 mm) 2.5mm

● 構造図の縮尺

図 面	橋 長		
	50 m 以上	50 m 未満	
平 面 図	長 さ	適 宜	1 / 300 以上
	幅	”	1 / 200 以上
側 面 図	”	”	1 / 300 以上
断 面 図	”		1 / 200 以上

第12章 トンネル台帳の作成

- (1) トンネル
- (2) 図面对照番号
- (3) トンネル名コード（建設省）
- (4) 1トンネルの範囲
- (5) 1箇所範囲
- (6) 分割番号
- (7) 構造図の記載事項(摘要欄)
 - トンネル一覧表
 - 現況図
 - 写真
 - 構造図
 - 構造図例
 - 摘要欄の規格

第12章 トンネル台帳の作成

(1) トンネル

トンネルとは、山腹、台地、地下、水底等、自然の障害物を通過するために設けられるもので、人および車の通行の用に供しうる内空断面を有する道路構造物をいう。

なお立体横断施設として調査する地下横断歩道、ボックスカルバート、ロックシエッド、スノーシニッドおよびルーバ型坑門、突出型坑門等はトンネルに含めない。

(2) 図面对照番号 橋梁の例による。

(3) トンネル名
コード
(建設省) 監督員と協議のうえ、(2)図面对照番号の付番単位に番号を付し、記入する。

(4) 1トンネルの
範囲 }
(5) 1箇所の範囲 } 橋梁の例による。

(6) 分割番号

(7) 構造図の記載事項 (摘要欄)

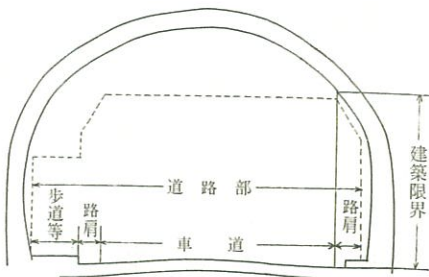
イ トンネル分類 次の区分により記入する。

区	分	コード
陸上 トンネル	掘進工法	1
	開削工法	2
	その他	3
水底トンネル (海、湖沼及び河 川に設けられた ものをいう。)	掘進工法	4
	沈埋工法	5
	開削工法	6
	その他	7

※ シールド工法は掘進工法として扱う。

ロ 建築限界 車道端からの鉛直線が、壁面又は天井板と交わるまでの高さをメートル単位で、小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで記入する。

片こう配の場合は、有効高の低い方をとるものとする。



ハ 壁 面 区 分 次の区分により記入する。

区 分	コード	摘 要
内装なし	素 掘 1	掘削後地肌のままの状態のもの
	吹 付 2	地肌をセメント、モルタル等を材料として吹付工法により被覆しているもの
	覆 工 3	地肌を被覆しているもので吹付工法によらないもの
内装あり	ブロック張り工法 4	
	パネル張り工法 5	
	タイル張り工法 6	
	そ の 他 7	

一のトンネルで壁面区分が違う場合は、占める部分の長い方をとる。

何区分もある場合は、悪い方をとる。

ニ 路 面 区 分 次の区分により記入する。

区 分	コード		
未 舗 装 道	10		
舗 装 道	セメント系	20	
	アスファルト系	高 級	31
		簡 易	32

ホ 内 部 施 設 次の区分により記入する。

① 換気施設

区 分	コ ー ド	
機 械 換 気 施 設 な し	1	
機 械 換 気 縦 流 式	噴 流 式	2
	立 坑 式	3
	そ の 他	4
機 械 換 気	半 横 流 式	5
	横 流 式	6
	そ の 他	7

② 照明施設

区 分	コ ー ド	
照 明 施 設 な し	1	
照 明 施 設 あり	ナトリウム灯	2
	螢 光 灯	3
	水 銀 灯	4
	そ の 他	5
	上 記 各 種 併 用	6

③ 排水施設

区 分	コ ー ド
な し	1
あ り	2

④ 非常用施設

a 通報装置

火災などの事故発生をトンネル管理事務所などへ通報する装置

区	分	コード
通報装置なし		1
通報装置あり	a 押ボタン式通報装置	2
	b 非常電話	3
	c 自動通報装置	4
	aとbを併設	5
	aとcを併設	6
	bとcを併設	7
	a,b,cを併設	8

b 非常警報装置

火災や交通事故等が発生した場合に、トンネル内外の走行車に対して必要な警報を与える装置をいう。

区	分	コード
非常警報装置なし		1
非常警報装置あり	a 警報表示板	2
	b 点滅灯(警告灯)	3
	c 音信号発生機	4
	aとbを併設	5
	aとcを併設	6
	bとcを併設	7
	a,b,cを併設	8

c 消火設備

区	分	コード
消火設備なし		1
消火設備あり	a 消火器	2
	b 消火栓	3
	aとbを併設	4

d その他設備

分	分	コード
その他設備なし		1
その他設備あり	a 自動水噴霧装置	2
	b 避難及び誘導設備	3
	c 非常用電源設備	4
	aとbを併設	5
	aとcを併設	6
	bとcを併設	7
	a,b,cを併設	8

へ 建設年次

架設竣工年次を記入する。

区	分	コード
明治以前		0
明治		1
大正		2
昭和		3

(記入例)

昭和35年→

3	3	5
---	---	---

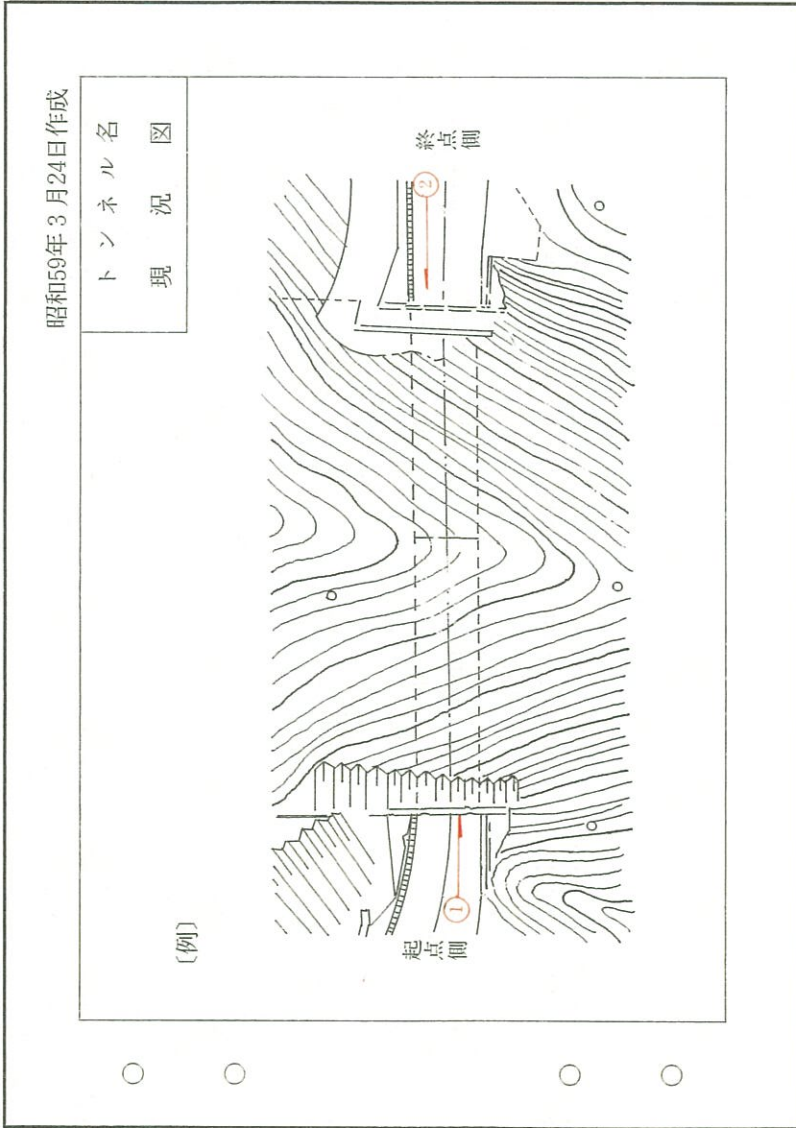
↑
年号コード

ト 現 況 次の区分により記入する。

区	分	コード
自動車交通不能		1
通行制限あり		2
通行制限なし		3

※通行制限ありとは、道路法第47条の規定により、通行車両の車幅及び高さの制限を設けているものをいう。
なお、自転車歩行者専用トンネルは「3」とする。

● 現況図



● 写 真

昭和 年 月 日作成

トンネル名
写 真 (1/4)

① 起点側

写 真

② 終点側

写 真

● 構 造 図

昭和 年 月 日作成

トンネル名
構 造 図 (1/4)

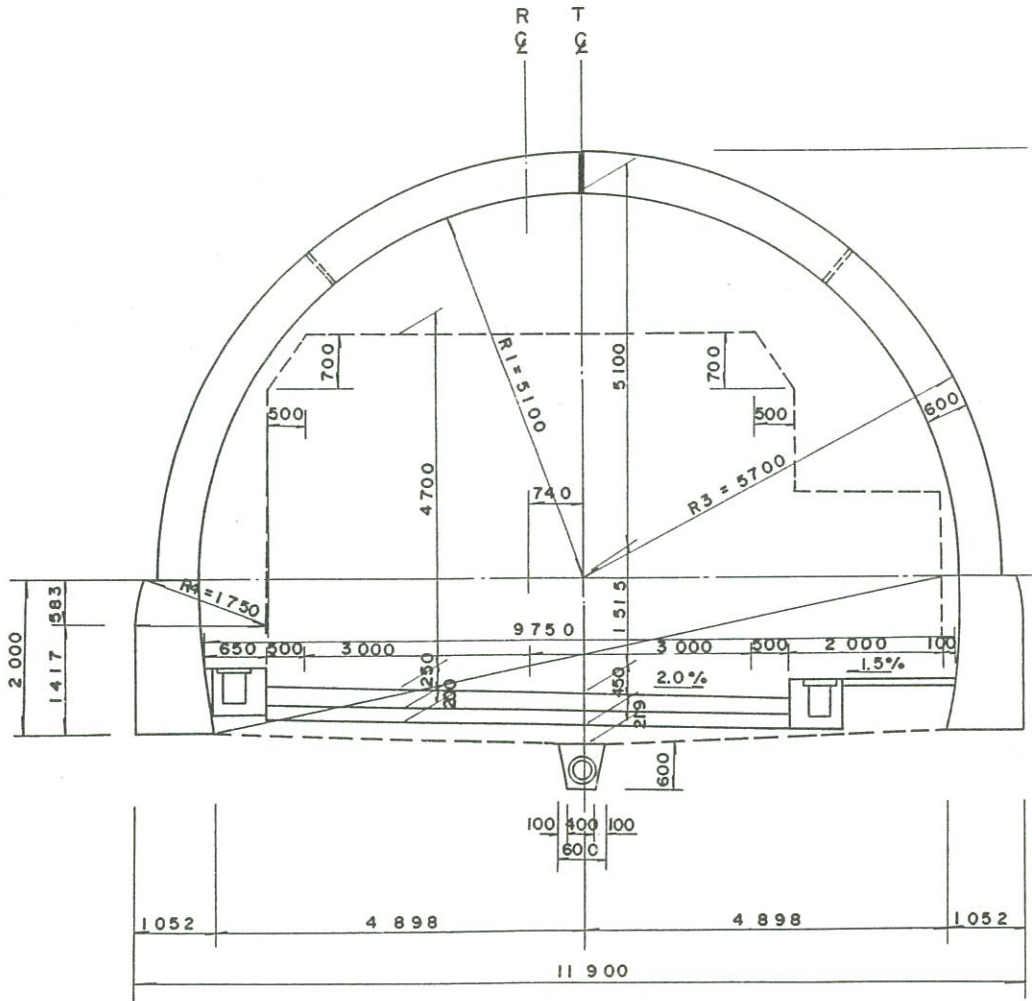
縮尺

断 面 図

摘要欄

断面図

S = 1:40

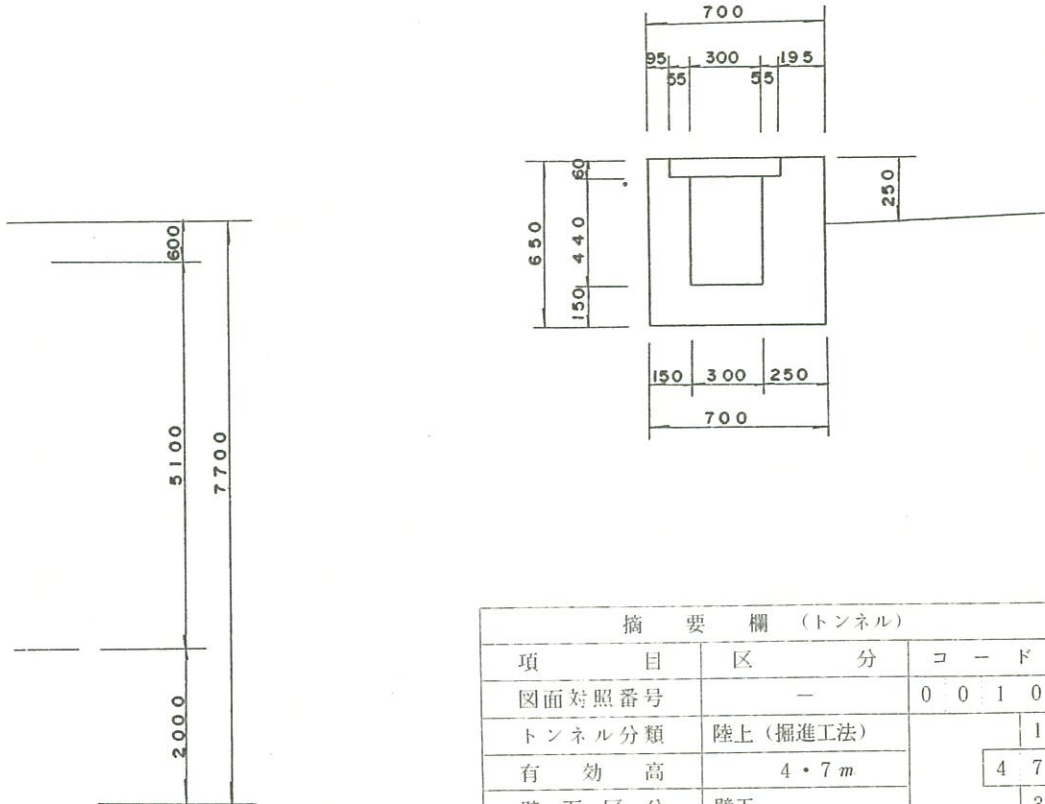


千人沢トンネル

構造図 (1/1)

側溝詳細図

S = 1 : 30



摘要欄 (トンネル)			
項目	区分	コード	
図面対照番号	-	0 0 1 0	
トンネル分類	陸上 (掘進工法)	1	
有効高	4.7 m	4 7	
壁面区分	壁工	3	
路面区分	Co	2 0	
内部施設 非常用施設	換気施設	なし	1
	照明施設	ナトリウム灯	2
	排水施設	あり	2
	通報装置	押釦通報と非常電話	5
	非常警報装置	表示板・点滅灯・音信号	8
	消火設備	消火器	2
	その他設備	なし	1
建設年次	昭和57年度	3 5 7	
現況	通行制限なし	3	
受託会社名	〇〇測量(株)		

● 摘要欄の規格

摘 要 欄 (トンネル)			
項 目	区 分	コ ー ド	
図面対照番号	—		
トンネル分類			
有 効 高	・ m		
壁 面 区 分			
路 面 区 分			
内 部 施 設	換気施設		
	照明施設		
	排水施設		
	非 常 用 施 設	通 報 装 置	
		非常警報装置	
		消 火 設 備	
		そ の 他 設 備	
建 設 年 次	年度		
現 況			
受託会社名	○ ○ 測 量 (株)		

85mm (17×5mm)

2.5mm

5mm, 5mm, 15mm, 25mm, 20mm (4×5mm), 2.5mm

第13章 踏切道台帳の作成

- (1) 踏 切 道
- (2) 踏切道の取り扱い
- (3) 図面对照番号
- (4) 踏切道名コード（建設省）
- (5) 鉄道事業者名
- (6) 鉄 道 線 名
- (7) 延 長
- (8) 構造図の記載事項(摘要欄)
 - 踏切道一覧表
 - 現 況 図
 - 写 真
 - 構 造 図
 - 構 造 図 例
 - 摘要欄の規格

第13章 踏切道台帳の作成

(1) 踏切道

踏切道とは、道路と鉄道とが平面で交差している部分をいう。

なお、鉄道とは、日本国有鉄道、地方鉄道法による鉄道（特殊鉄道を除く普通鉄道、専用鉄道に限る。）および軌道法による新設軌道をいう。

(2) 踏切道の取り扱い

同一箇所で、鉄道事業者及び鉄道線が異なって存在する踏切道の場合は、異なるごとに1踏切道として扱う。

(3) 図面対照番号 トンネル台帳の例による。

(4) 踏切道名コード(建設省) 監督員と協議のうえ記入する。

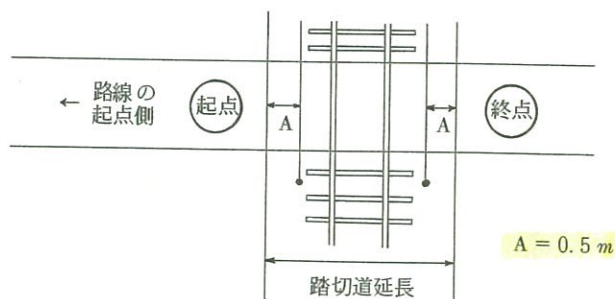
(5) 鉄道事業者名 }
 (6) 鉄道線名 } 別紙コード表により記入する。

(7) 延長 踏切道の起点から終点までの延長を記入する。

踏切道の区間延長は、通常の場合次による。

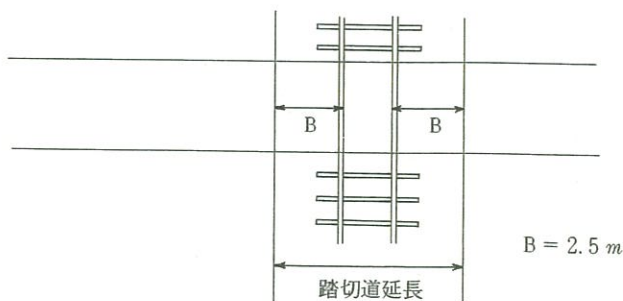
1. 踏切遮断機等、踏切施設がある場合

当該施設の外側0.5mの線間をいう。



2. 踏切施設がない場合

最外側軌条の内側より2.5m外側の線間をいう。



(8) 構造図の記載事項（摘要欄）

イ 歩道等施設 次の歩道等施設区分により該当するコードを記入する。

区 分			コ ー ド	
歩 車 道 区 分 な し			1	
歩 車 道 区 分 あ り	立 体 交 差 で 歩 車 道 分 離	横 断 歩 道 橋	階 段 式	3
			ス ロ ー プ 式	4
			押 上 げ 式	5
	歩 地 下 横 道 断	歩 地 下 横 道 断	階 段 式	6
			ス ロ ー プ 式	7
			押 上 げ 式	8
	歩道等のみ平面交差			9

ロ 対道路幅員差

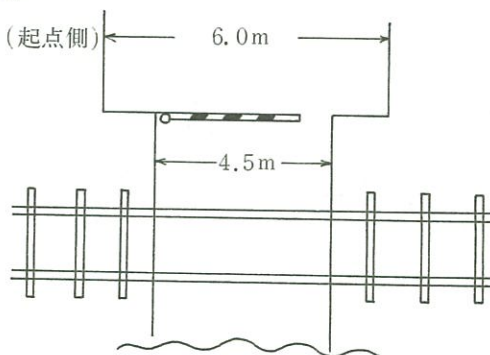
ア 踏切道からみて、取付け道路（道路部）に対する幅員差を起点側、終点側別に記入する。

イ 記入単位は、メートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで記入する。

ウ 対道路幅員差が (± 0) 以外については、次により記入する。

現 況 区 分	±	コード
道路幅員<踏切道幅員	プラス	1
道路幅員>踏切道幅員	マイナス	2

〔例〕



踏切道幅員(4.5m)－道路幅員(6.0m)＝－1.5m

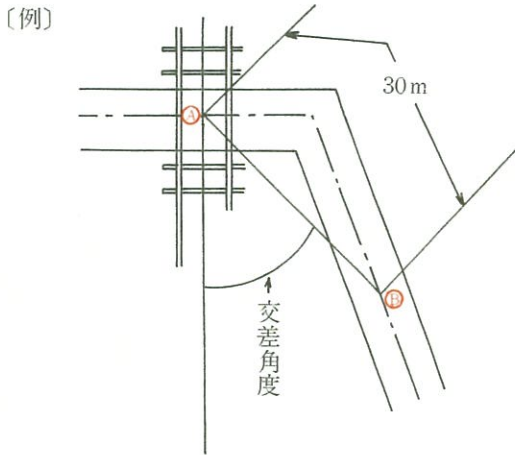
対道路幅員差			
起 点		終 点	
+	-	+	-
差 (m)		差 (m)	
2	1.5	0	0

対道路幅員差が (± 0) の場合の記載例

ハ 交差角度

踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線の交点④から外方道路の中心線上30mの地点⑤を結ぶ線と最縁端軌道の中心線との交角を記入する。

なお、直角（90°）に交差する場合以外は、最鋭角を記入する。



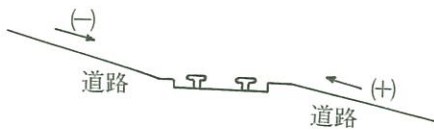
ニ 道路こう配

踏切道に向かって、上りを^{プラス}、下りを^{マイナス}とし、起点側、終点側別にパーセント単位で記入する。

プラス・マイナスコードについては、(15)対道路幅員差に準じて記入する。

なお、こう配を計る場合は、踏切道端から道路の中心線上30メートルの地点でとるものとする。

〔例〕



起 点		終 点	
十 コ ー ド	%	十 コ ー ド	%
50	51	53	54
		0	2
			3

道路こう配が
(±0)の場合
の記載例

ホ 路面区分

踏切道内の路面状況について、次の区分により記入する。

区 分		コ ー ド	
未 舗 装 道		10	
舗 装 道	セメント系	20	
	アスファ ルト系	高 級	31
		簡 易	32
	木 系	40	
	石 系	50	
	そ の 他	60	

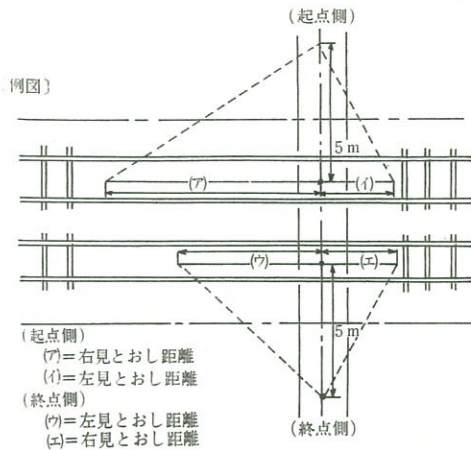
へ 見とおし距離

踏切側からの列車の見とおし距離を起点側、終点側、左右別に次の区分により記入する。

見とおし距離区分	コード
50 m 未 満	1
100 m " "	2
150 m " "	3
200 m " "	4
250 m " "	5
300 m " "	6
300 m 以 上	7

見とおし距離とは、踏切道における最縁端軌道の中心線と道路の中心線との交点から軌道の外方道路の中心線上 5 m の地点における 1.2 m (目の高さ) において見とおすことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。

見とおし距離の測定方法を図に表すと、次のとおりである。測定は、複数人により視査して求められた値でよい。



ト 道路交差点距離

踏切道の起終点から50m以内にある道路交差点(立体交差を除く)を対象とし、起点側、終点側別に踏切道の起点(終点)から道路交差点の中心点までの距離を記入する。

対象道路交差点がない場合は、スペースとする。

チ 遮断時間

調査期日(4月1日 ただし、休日にあたる場合は翌日)における列車の通行により、道路交通が遮断される時間を記入する。遮断時間は、1日に生ずる遮断時間とし、分単位で記入する。遮断時間は測定値を原則とする。

ただし、実測が困難な場合には、次式により算出したものでよいものとする。

(算式) 1日の列車通行回数×1分=遮断時間

リ 単複線区分

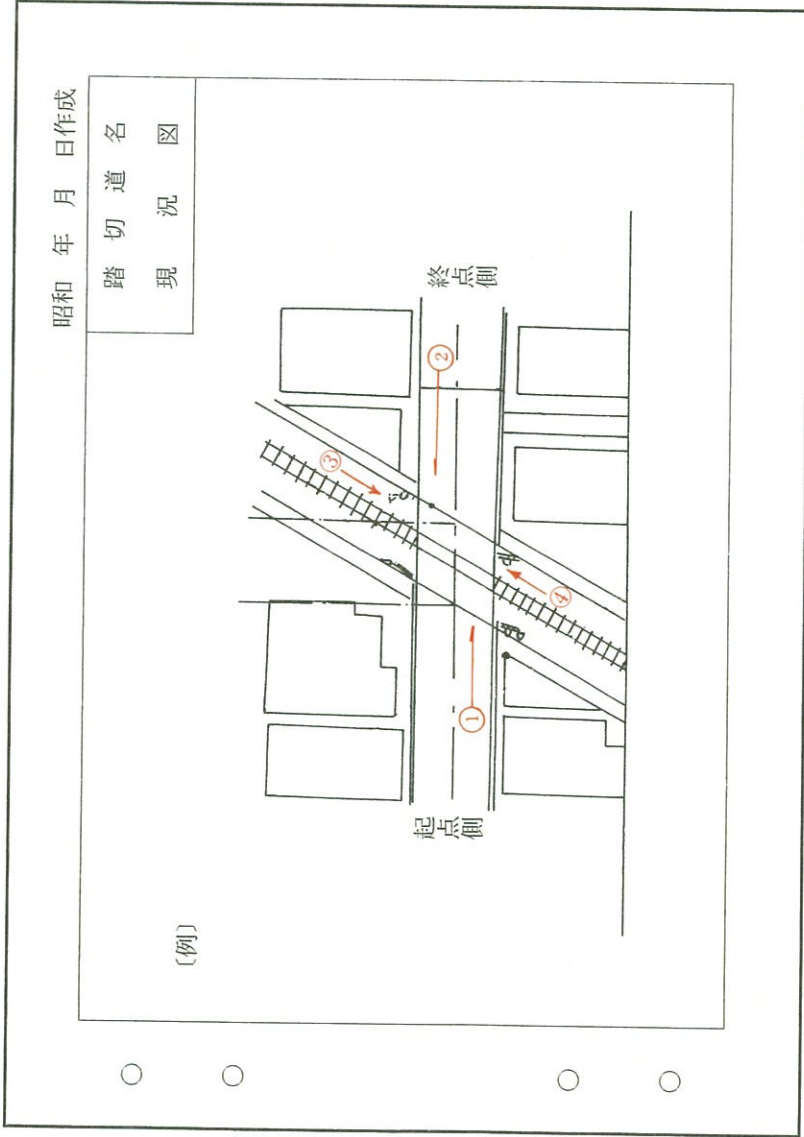
踏切道と交差している鉄道線が、単線か否かについて次により記入する。

区 分	コ ー ド
単 線	1
単 線 以 外	2

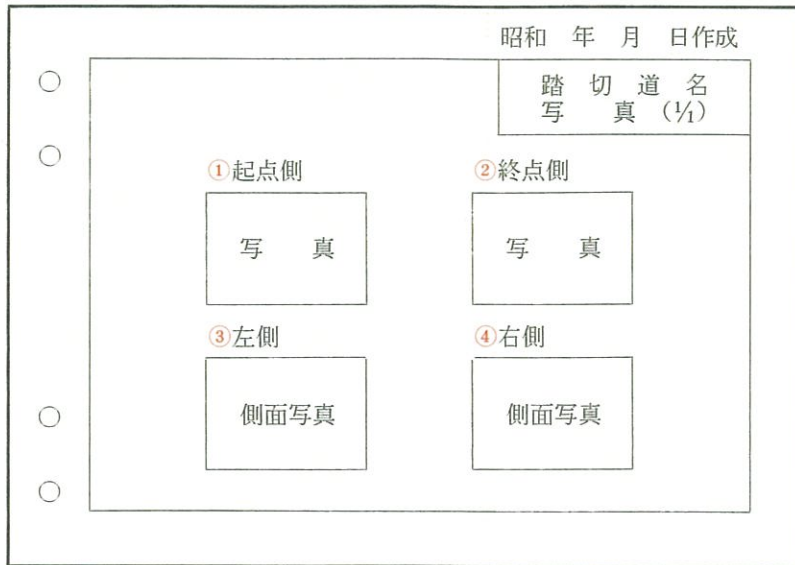
ヌ 踏切道種別

踏切道種別を次により記入する。

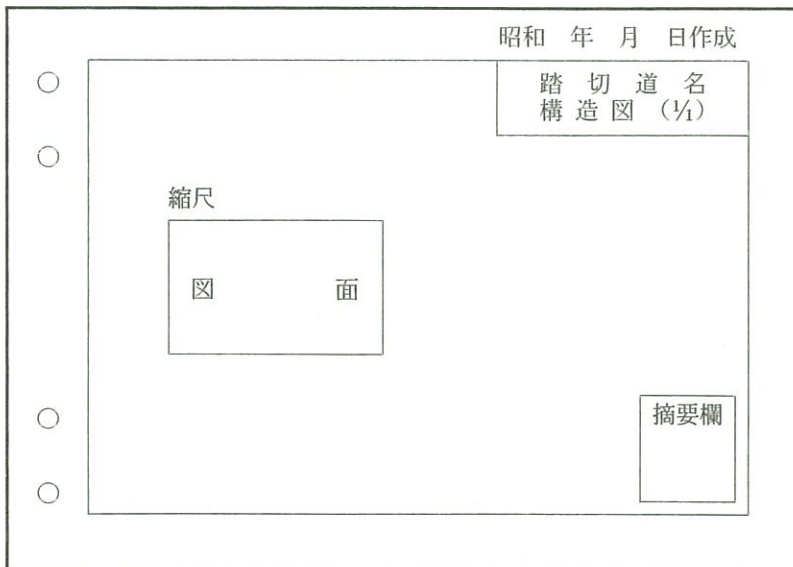
種別区分	コード	説	明
第1種踏切道	1	踏切警手を配置するか、又は自動踏切遮断機を設置しているもの	
第2種踏切道	2	一定時間を限り、踏切警手を配置しているもの	
第3種踏切道	3	踏切警報機を設置しているもの	
第4種踏切道	4	上記以外のもの	



● 写 真



● 構 造 図

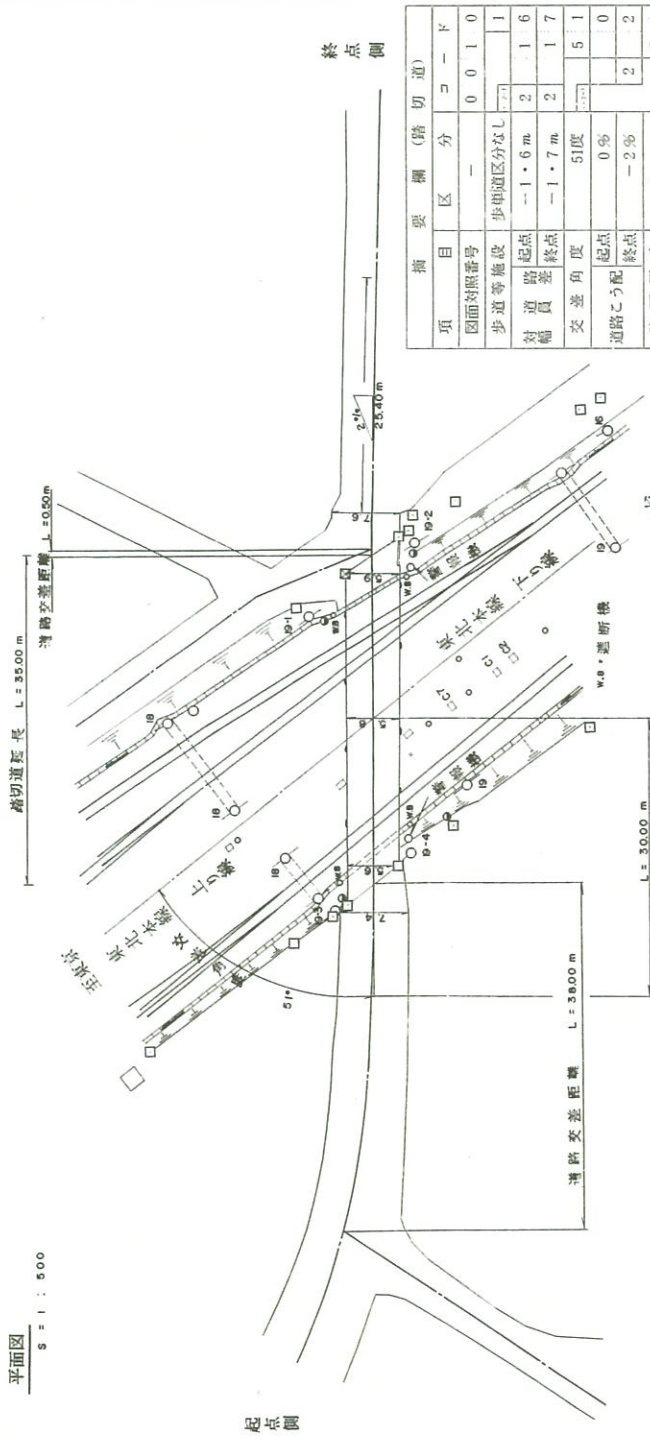


※ 図面は、次の要件が把握できるものとする。

- | | | |
|----------------|--------------|------------------|
| 1. 延 長 | 4. 交 差 角 度 | 7. 見とおし距離 |
| 2. 幅 員 | 5. 道 路 こ う 配 | 8. 道 路 交 差 点 距 離 |
| 3. 対 道 路 幅 員 差 | 6. 路 面 区 分 | 9. 踏 切 道 施 設 等 |

原中踏切
構造図 (1/3)

平面図
S = 1 : 500



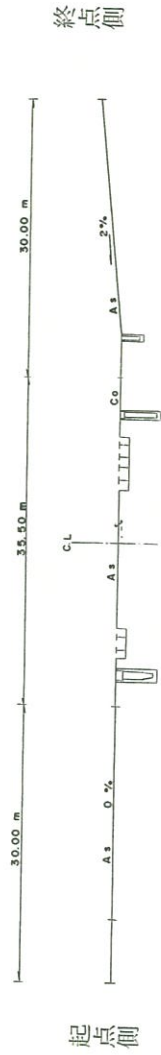
見直し距離
 起点側 左 200m 未満
 右 300m 以上
 終点側 左 300m 以上
 右 200m 未満

項目		区分		コード	
図面参照番号	-	0	0	1	0
歩道等施設	歩道区分なし	1			
対道員数	起点	-1	6	2	1
	終点	-1	7	2	1
交差角度	51度	5	1		
道路こう配	起点	0%			
	終点	-2%	2	2	
路面区分	As	3	1		
	見直し距離	左 200m		4	
距離	起点	300m 以上		7	
	終点	300m 以上		7	
道路交差距離	起点	38.0m		4	
	終点	0.5m		3	8
遮断間隔(分)	60分			6	0
単複線区分	単線以外				2
踏切道種別	第3種踏切道				3
受託会社名	○ ○ 測量 明				

原中踏切
構造図(%)

縦断面図

H = 500
V = 100

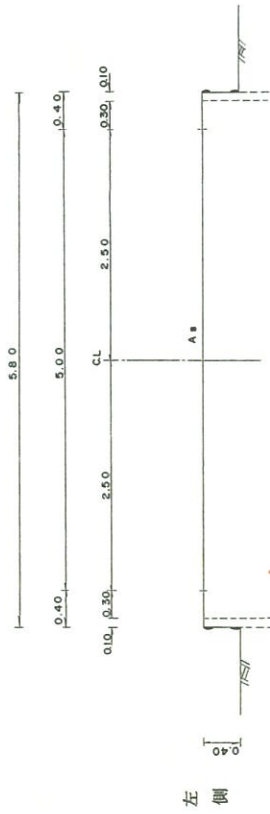


距離 (m)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
踏切道端	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
踏切道中心	0.00	0.00	0.00	4.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
踏切道端	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
30メートル地点	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
踏切道端	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
踏切道中心	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
踏切道端	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
30メートル地点	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

原中踏切
構造図 (3/3)

断面図

S = 1 : 50



對清路橋真差

起點側

路切通幅員 (5.6m) - 通踏幅員 (7.4m) = -1.8 m

終點側

路切通幅員 (5.0m) - 通踏幅員 (7.6m) = -1.7 m

● 摘要欄の規格

摘 要 欄 (踏 切 道)			
項 目	区 分	コ ー ド	
図面对照番号			
歩道等施設			
対 道 路 幅 員 差	起点	・ m	
	終点	・ m	
交 差 角 度		度	
道 路 こ う 配	起点	%	
	終点	%	
路 面 区 分			
見 と お し 距 離	起 点	左	m
		右	m 以上
	終 点	左	m 以上
		右	m
道 路 交 差 点 距 離	起 点	m	
	終 点	m	
遮断時間(分)		分	
単 複 線 区 分			
踏 切 道 種 別			
受託会社名		○ ○ 測 量 (株)	

100 mm (20 × 5 mm)
2.5 mm

10 mm, 7.5 mm, 7.5 mm, 25 mm, 20 mm (4 × 5 mm), 2.5 mm

第14章 その他施設台帳の作成

- (1) その他施設台帳の種類
- (2) 立体横断施設
 - 立体横断施設一覧表
 - 現況図（立体横断施設）
 - 写真（立体横断施設）
 - 構造図（立体横断施設）
 - 摘要欄の規格（立体横断施設）
 - シェッド類一覧表
 - 現況図（シェッド類）
 - 写真（シェッド類）
 - 構造図（シェッド類）
 - 摘要欄の規格（シェッド類）
 - 他の橋梁一覧表
 - 現況図（他の橋梁）
 - 写真（他の橋梁）
 - 構造図（他の橋梁）
 - 摘要欄の規格（他の橋梁）

第14章 その他施設台帳の作成

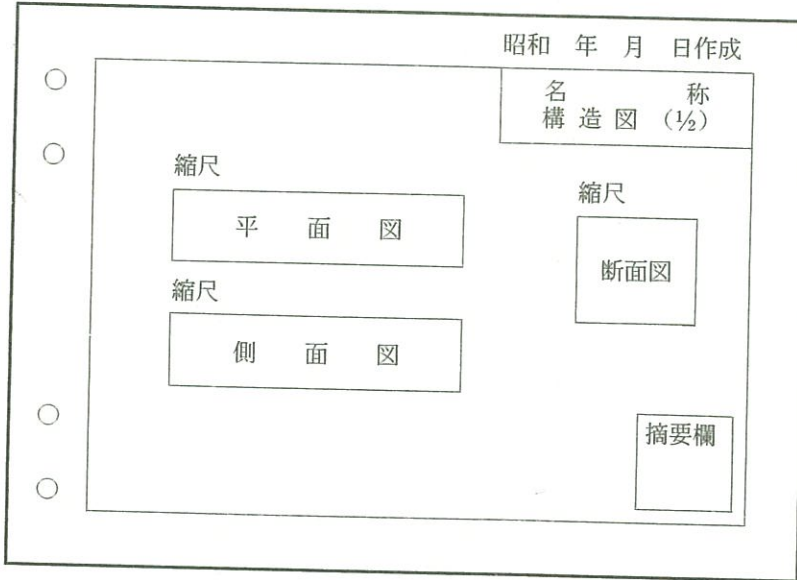
(1) その他施設台帳の種類

その他施設台帳の種類は、立体横断施設、シェッド類及び他の橋梁とする。

(2) 立体横断施設

※ 立体横断施設とは、歩行者および自転車利用者等の道路または鉄道（新設軌道を含む。以下同じ。）横断の安全を確保するため当該道路の車道部と立体的に分離された、横断歩道（自歩道）橋、地下横断歩道（自歩道）をいう。

- 現況図（立体横断施設）
 - 写真（立体横断施設）
 - 構造図（立体横断施設）
- 橋梁台帳と同様とする。



- 摘要欄の規格（立体横断施設）

75mm

25mm	25mm	5 × 5 mm
------	------	----------

摘要欄（その他）

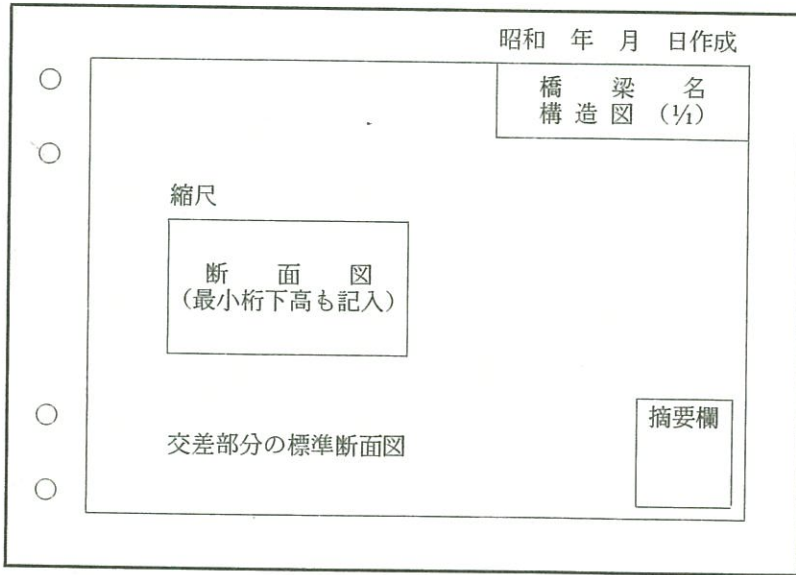
項目	文字	コード
事務所		/
路線名		
区間番号		/
名称		
受託会社名		

7 × 5 mm = 35mm

- 現 況 図 (シェッド類)
 - 写 真 (シェッド類)
 - 構 造 図 (シェッド類)
 - 摘要欄の規格 (シェッド類)
- } 立体横断施設台帳と同様とする。

※ 写真のうち、下部工写真は作成しない。

- 現況図（他の橋梁）
 - 写真（他の橋梁）
- } 橋梁台帳と同様とする。
- 構造図（他の橋梁）



- 摘要欄の規格（他の橋梁） 立体横断施設台帳と同様とする。

3 道路台帳調書作成要領

第1章	総 則	123
第2章	区間ごと延長・面積調書	137
第3章	橋梁調書	143
第4章	トンネル調書	151
第5章	踏切道調書	155
第6章	部分自歩道調書	159

第 1 章 総 則

第 1 作成の目的

第 2 調書の種類

第 3 提 出

第 4 調書の記入方法

● 区間ごと延長・面積調書

● 橋 梁 調 書

● トンネル調書

● 踏切道調書

● 部分自歩道調書

第 1 章 総 則

第1 作成の目的

道路台帳調書は、道路法第28条に基づき実施される道路台帳整備調査により得られるデータをコンピュータに入力し、集計・分析するために作成するものである。

第2 調書の種類

調書の種類は、次のとおりとする。

様式番号	名 称	印刷の色
1	区間ごと延長・面積調書	セピア
2	橋 梁 調 書	ブルー
3	ト ン ネ ル 調 書	ブラック
4	踏 切 道 調 書	レッド
5	部 分 自 歩 道 調 書	グリーン

第3 提 出

道路台帳調書は、必ず指定用紙を使用するものとする。

第4 調書の記入方法

- データは、各用紙の補正欄に記入する。

(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区 間	(5) 市町村	(6) 現道・旧道区分	(7) 路線分割	(8) 総延長	(9) 重用延長
1	3	4	8	12	16	17	18	23
補正欄								

- 新規にマスターへ登録する場合

登録すべきデータを記入し、更新処理区分欄をスペースとする。

種 類	別 内 訳						延 長	更新処理区分	カード区分
	橋 梁			数					
	自地域内	市町村界	県 界						
計									
55	0	60	1	64	0	67	0	70	152
									80
									81
									10

↑
スペース

3 登録済のデータを補正する場合

カード区分全体を記入し、更新処理区分欄を「S」とする。

係				更新処理区分	カード区分				
道路敷(区間)の敷地所有関係別内訳									
帯	国	有	地	地方公共団体有地	そ の 他				
0	1	0	9	0	2	7	5	0	
0 ⁵⁵	1	0	9	0 ⁶²	2	8	5 ⁶⁹	0 ⁸⁰	S ⁸¹

4 マスターから抹消する場合(キーコード及びデータをすべて抹消する場合)

抹消・キーコード補正記入欄の「旧」欄に抹消すべきデータのキーコードが記入されているのを確認のうえ、更新処理区分欄を「D」とする。

抹消・キーコード補正記入欄

新・旧区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	更新処理区分	カード区分									
	事務所名	道路種別	路線名	区間	市町村	現道・旧道区分	路線分割											
旧	1	5	3	0	2	5	2	1	7	7	6	3	6	7	9	1	D	19
補正欄 新	41	43	44	48	52	56	57											

福島県

5 文字は、鉛筆(HB)を用いて正確に記入するものとする。一ますには1字を記入し、ます外にはみださないようにする。

6 送り仮名は現代仮名づかいとし、数字は算用数字、英字は次の例によるものとする。

A B C ⊕ E F G H I ⊙ J K L M N ⊕ P Q R S T ⊙ ⊖ W X Y ⊙

(特に○印については注意すること)

● 区間ごと延長・面積調査

区間ごと延長

路線名

起点

区間	(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区間	(5) 市町村	(6) 道路種別	(7) 延長	(8) 総延長	(9) 重用延長	(10) 未供用延長	(11) 渡船延長	(12) 実延長	道
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

区域決定年月日	-	-
区域変更年月日	-	-
供用開始年月日	-	-
改良年月日	-	-
舗装年月日	-	-

実延長の種類別内訳				延長
トンネル	橋	地下	その他	
18	19	20	21	22

⑬実延長のうち道路そのものの規格改良済・未改良内訳		
規格改良済延長	未改良延長	自動車交通不能区
23	24	25

摘要欄
 ※既区間を分割・統合等した場合は、その異動経過がわかるよう同解して説明をつけること。

⑭道路そのものの幅員関係内訳						
全幅員	車道	歩道	右側		中央帯	路
			左側	路		
26	27	28	29	30	31	32

区間の道路敷面積	⑮道路橋成別内	
	道路そのもの	
	道路部 (車道部+歩道+その他)	車道部 (車道+中央帯+路肩+その他)
33	34	35

⑯鉄道との交差									
その1					その2				
国鉄	鉄道	交差の	橋	立体	国鉄	鉄道	交差の	橋	立体
民鉄	路線名	種類	種別	橋	民鉄	路線名	種類	種別	橋
36	37	38	39	40	41	42	43	44	45

⑰路線延長別										
起					終					
県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線種別	県名	事務所	市町村	道路種別	路線名
46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56

面積調書

										終点																																
単位(幅員cm・延長m・面積㎡)																						昭和	年	月	日																	頁
大延長の										の										種類		別		内		訳																
路		踏切		計		延		長		延		長		延		長		延		長		更新処理区分	カード区分																			
																						80	81																			
																						80	81	10																		

大延長のうち道路そのものの路面別内訳																						更新処理区分	カード区分		
未舗装道		セメント系		アスファルト系		計																		更新処理区分	カード区分
																								80	81
																						80	81	11	

単位 cm		①道路そのものにかかる歩道等設置長		②道路そのものにかかる中央帯延長		③区間の立体構架施設		④治道区分		更新処理区分		カード区分													
肩		その他		植樹施設あり		植樹施設なし		歩道橋		地下歩道															
								階段式		階段式															
																						80	81	12	

積				関係				道路敷(区間)の敷地所有関係別内訳				更新処理区分		カード区分											
積		面積		中央帯		国有地		地方公共団体有地		その他															
																						80	81	13	

⑤他の道路との交差										⑥車道交差する路線(9車道交差する場合のみ)		更新処理区分		カード区分											
相手の路線名		交差の種類		橋梁名トンネル名		道路種別		相手の路線名		交差の種類		橋梁名トンネル名		道路種別		路線名									
																						80	81	14	

⑦道路そのものの増減理由										⑧有料道路名		⑨台帳整備区分		更新処理区分		カード区分									
増減理由		相手路線名		全幅員		増減理由																			
																						80	81	15	

抹消・キーコード補正記入欄

抹消		キーコード補正		記入欄												更新処理区分		カード区分							
(1)事務所名		(2)道路種別		(3)路線名		(4)区間		(5)市町村		(6)道路幅員		(7)路線分類													
旧																									
新																									
																						80	81	19	

福島県

● 橋梁調書

橋 梁 調

路線名

橋梁名

補正欄	(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区 間	(5) 市町村	(6) 現道旧道区分	(7) 路線分類	(8) 図対番	(9) 面照号	(10) 橋梁種別	(11) 橋梁名 (建設省)	(12) 橋 長 (cm)	混 合 橋		
													延 長 (cm)	面 積 (cm ²)	踏 面 積 (cm ²)
1	3	4	8	12	16	17	18	22	23	27	28	34	40	47	

区域決定年月日	.	.
区域変更年月日	.	.
供用開始年月日	.	.
改良年月日	.	.
舗装年月日	.	.

補正欄	混 合 橋										
	踏面位置	上部工構造	使用材料	床版材料	下部工構造	路面区分	架設年次	設計荷重	耐荷荷重	適用示方書類	現 況
28	29	31	32	33	34	36	39	41	43	46	47

補正欄	(13) 最大支間長 (m)	(14) 径間数	(15) 未規格改良区分	(16) 幅 員 区 分		
				全 幅 員	車 道	歩 道
28	31	33	34	39	44	

補正欄	(17) 道路区分	(18) 橋 梁 構 成 別 面 積		
		道 路 部 (車道部+歩道+その他)	車 道 部 (車道+中央帯+路肩+その他)	
28	29	30	38	46

補正欄	(19) 橋 梁 名 (カタカナ)		
	起 点	終 点	
28	33	38	43

補正欄	(20) 橋 梁 接 続									
	起 点	例			終 点					
県 名	事務所	市 町 村	橋梁種別	橋 梁 名	分類番号	県 名	事務所	市 町 村		
28	30	32	36	37	41	42	44	46		

摘要欄

書

所在地	起点	終点

単位 (幅員cm・延長cm・面積 cm^2) 昭和 年 月 日 頁

の 場 合 分 割															更新処理区分	カーポート区分					
1					2																
橋形式	橋幅員	橋延長	橋面積	橋区分	架設年次	設計荷重	耐荷荷重	適用現況	橋格	延長 (cm)							面積 (cm^2)				
46	50	51	52	53	54	58	60	62	65	66	67	73					80				
												m					m ²				

の 場 合 分 割															更新処理区分	カーポート区分					
1					2																
延長 (cm)					面積 (cm^2)					架設年次	設計荷重	耐荷荷重	適用現況	橋格							
46					54					60	61	63	64	65	66	67	71	73	75	76	79

単位 cm										(8) 中央帯延長			更新処理区分	カーポート区分	
右側			左側			中央帯				歩道等設置延長		植樹施設あり			植樹施設なし
46			51			54				64		70			75

内 訳										(2) 地域延長			更新処理区分	カーポート区分		
車道				中央帯				県名		市町村名		路線名			橋長	
46				54				60		62		66			67	71

(4) 鉄道との交差				(5) 他の道路との交差		更新処理区分	カーポート区分
国鉄		民鉄		道路種別	相手の路線		
46		50		53	58		

(7) 橋梁の増減理由										(8) 有料道路名	(9) 右側整備区分	更新処理区分	カーポート区分
橋梁名					増減理由								
46					54					60	65		

抹消・キーワード補正記入欄

新旧区分	(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区間	(5) 市町村	(6) 地域延長	(7) 路線分割	(8) 図面村照番	(9) 橋梁種別	(10) 橋梁名 (建設省)	(11) 橋梁区分番号	更新処理区分	カーポート区分
旧	41	43	44	48	52	56	57	58	62	64	67	80	81
新													

● トンネル調書

トンネル

路線名	
-----	--

トンネル名	
-------	--

(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区間	(5) 市町村	(6) 構造区分	(7) 路線区分	(8) 図面参照番号	(9) トンネル名 (建設省)	(10) 分割番号	(11) 延長	(12) トンネル分類	(13) 有効高	(14) 壁面区分	(15) 路面区分	(16) 内部				
															換気施設	照明施設	排水施設	部 通装 報置	
補正欄	1	3	4	8	12	16	17	18	22	26	27	32	33	35	36	38	40	42	44

区域決定年月日	・	・
区域変更年月日	・	・
供用開始年月日	・	・
改良年月日	・	・
舗装年月日	・	・

(2) 幅員関係						
全幅員	車道	歩道	中		中	
			右側	左側		
補正欄	27	31	35	39	42	45

摘要欄

(25) トンネル名 (カタカナ)					
補正欄	27	32	37	42	

ル 調 書

	所在地	
	起点側終点側	

単位 (幅員cm・延長m・面積㎡) 昭和 年 月 日 頁

施設				(17) 建設年次	(18) 現況	(19) 現況改良済	(20) 種別	(21) 沿道区分	更新処理区分	カード区分
非常警備	消火設備	その他	備							
16	48	50	52	55	56	57	58		80	81
										30

(単位cm)			(23) 歩道等設置トンネル延長	C0トンネル構成別面積内訳			更新処理区分	カード区分
中央帯	路肩	その他		道路部 (車道部+歩道+その他)	車道部 (車道+中央帯+路肩+その他)	車道		
	49	52	55	59	65	71	76	80
								31

県名	市町村名	道路種別	路線名	C6 他 域 延 長		延長	C7トンネルの増減理由			C8 台帳整備区分	更新処理区分	カード区分	
				現道旧道区分	路線分割		増減理由	長					全幅員増減理由
								道路種別	相手の路線名				
47	49	53	54	58	59	60	64	66	67	71	73	80	81
													32

抹消・キーコード補正記入欄

新旧区分	(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区 間	(5) 市 町 村	(6) 現道旧道区分	(7) 路線分割	(8) 図 面 対 照 番 号	(9) トンネル名 (建設省)	C0 分割番号	更新処理区分	カード区分
旧												
新	41	43	44	48	52	56	57	58	62	66	80	81
補正欄												39

● 踏切道調書

踏 切 道

路線名

踏切道名

(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区 間	(5) 市町村	(6) 現道幅員(m)	(7) 踏切幅員(m)	(8) 面照番	(9) 踏切名(建設者)	(10) 踏切事業者名	(11) 鉄道線名	(12) 延 長	(14) 歩道等施設	(15) 対道路幅員差				(16) 交差角度(度)	起 点 コ ー ド
													起 点	終 点	差 (m)	差 (m)		
補正欄	11	3	41	81	121	161	181	221	261	291	32	39	40	41	44	45	48	50

区域決定年月日	・	・
区域変更年月日	・	・
供用開始年月日	・	・
改良年月日	・	・
舗装年月日	・	・

補正欄	(20) 幅 員 関			
	全幅員	車 道	歩 道	右 側
32	36	40	41	

摘要欄

(31) 踏 切 道 名 (カタカナ)

補正欄	32	37	42	47
-----	----	----	----	----

新 田 コ ー ド	(1) 事務所名
田	41
新	

調 書

--

所在地	起点側 終点側	
-----	------------	--

単位 (幅員m・延長m・面積㎡)

昭和 年 月 日 頁

(1)道路こう配		(18)路面区分	(19)見とおし距離				(20)道路交叉点距離		(21)遮断時間 (分)	(23)単線線区分	(24)踏切道種別	(25)未踏切改良区分	(26)踏切集約区分	(27)治道区分	更新処理区分	カード区分
点	終点		左	右	左	右	起点	終点								
%	%															
53	54	56	58	59	60	61	62	64	66	74	75	76	77	78	80	81
															40	40

係 (単位:m)				(29)歩道等設置踏切道延長	(30)踏切道構成別面積内訳			更新処理区分	カード区分
左側	中央帯	路肩	その他		道路部 (車道部+歩道+その他)	車道部 (車道+中央帯+路肩+その他)	車道		
47	50	52	55	58	62	67	72	77	80
									41

(32)踏切道の増減理由			(33)台数整備区分	更新処理区分	カード区分
増減理由	相手の路線種別	全幅員増減理由			
52	54	55	59	61	80
					42

抹消・キーコード補正記入欄

(2)道路種別	(3)路線名	(4)区分	(5)市町村	(6)現車道区分	(7)路線分割	(8)図面対照番号	(9)踏切道名 (建設省)	(10)鉄道事業者名	(11)鉄道線名	更新処理区分	カード区分
43	44	48	52	56	57	58	62	66	69	80	81
											49

● 部分自歩道調書

部 分 自 歩 道

路線名

項目 No	(1) 事務 所名	(2) 道 路 種 別	(3) 路線名	(4) 区 間	(5) 市 町 村	(6) 道 路 種 別	(7) 道 路 種 別	(8) 道 路 種 別	(9) 道 路 種 別	(10) 道 路 種 別	(11) 歩 道 等 延 長				計 (m)	(12) 状 況					
											右	側	左	側		右	側	左	側		
																				右	側
1	3	4		8	12	6	17	18	19	20	24	25		26		33		36		37	40

区域決定年月日	-	-
区域変更年月日	-	-
使用開始年月日	-	-
改良年月日	-	-
舗装年月日	-	-

項目 No	(13) 歩 道 等 面 積				
	右	側	左	側	計 (m ²)
25			32		39

摘要欄

調 書

単位 (幅員cm・延長m・面積㎡)

昭和 年 月 日

頁

03 植樹施設延長 (m)					04 歩道等幅員 (m)			
計	帯 状		計	右	側	左	側	
	右	側						左
	51		52					
				54		55		

更新処理区分
カード区分
80 81
50

06 路面区分	07 補修地区区分	08 治道区分	09 記号歩道の増減理由										20 市帳整備区分	
			左 側					右 側						
			増減理由	相手の路線 道路種別	相手の路線 路線名	増減理由	増減理由	相手の路線 道路種別	相手の路線 路線名	増減理由				
	48	50	51	52	54	55		59	61	63	64		68	70

更新処理区分
カード区分
80 81
51

抹消・キーコード補正記入欄

新・旧区分	(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区 間	(5) 市 町 村	(6) 抹消・旧道区分	(7) 路線分割	(8) 歩道等種別	(9) 調整種別	(10) 橋梁又はトンネルの照会 区面封号	(11) 抹消区分		
旧													
新	41	43	44		48		52		56	57	58	59	64

更新処理区分
カード区分
80 81
59

福 島 県

第 2 章 区間ごと延長・面積調書

第 1 作成の方法

第 2 各項目ごとの記入方法

第2章 区間ごと延長・面積調書

第1 作成の方法

- (1) この調書は、全区間について作成する。
- (2) この調書は、道路そのもののデータを入力するものであるとともに、橋梁、トンネル及び踏切道の区間を含め一つの路線として接続させる役目をする。

第2 各項目ごとの記入方法

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 事務所名 | } 総括調書により記入する。 |
| (2) 道路種別 | |
| (3) 路線名 | |
| (4) 区間 | |
| (5) 市町村 | |
| (6) 現道・旧道・新道区分 | |
| (7) 路線分割 | |

例

(1) 事務所名	(2) 道路種別	(3) 路線名	(4) 区間	(5) 市町村	(6) 現道・旧道・新道区分	(7) 路線分割
1	2	3	4	5	6	7
1230	121	2A102028	1	1	1	1

		事務所	道路種別	路線名	市町村	現道・旧道・新道区分	路線分割
名称 (コード)		会津若松 (12)	国道 (3)	国道 121 号 (0121)	会津若松市門田町 (2028)	現道 (1)	— ()
区間現況区分					摘要欄		
雪寒 コード	沿道	構造	改良	路面			

- (8) 総延長 区間延長を記入する。

- (9) 重用延長
- (10) 未供用延長
- (11) 渡船延長
- (12) 実延長

該当する欄に、区間延長を記入する。(その他は「0」を記入する。)

例

実延長区間

(9) 重用延長	(10) 未供用延長	(11) 渡船延長	(12) 実延長
0	0	0	56

実延長の種類別内訳

- ・ 道路
- ・ 踏切
- ・ 橋梁延長
- ・ トンネル延長

該当する欄に、区間延長を記入する。

橋梁及びトンネルの箇所数

- ・ 分割がない場合 自地域内欄に「1」を記入する。
- ・ 分割がある場合 分割番号1又は6を含む区間の場合に該当する欄に「1」を記入する。

(13) 実延長のうち道路そのものの規格改良済・未改良内訳欄

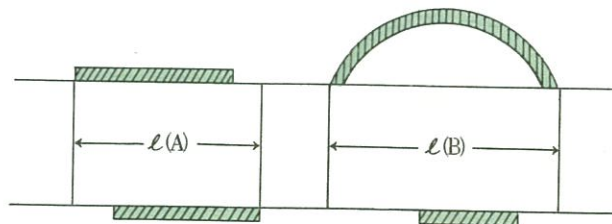
(14) 実延長のうち道路そのものの路面別内訳欄

(15) 道路そのものの幅員関係内訳 (単位cm)

道路の区間のみ記入する。

(16) 道路そのものにかかる歩道等設置道路延長

道路の部分として設けられた歩道等の設置道路延長 (道路中心線上の延長) を記入する。



$$\text{歩道等設置道路延長} = l(A) + l(B)$$

(17) 道路そのものにかかる中央帯延長

1. 道路の区間における中央帯の設置延長を植樹施設の有無別に記入する。
2. 植樹施設ありとは、高・中・低木及び芝等の植栽を有する分離帯をいう。

(18) 区間の立体横断施設（全区間記入）

実延長区間における立体横断施設の設置箇所数を次により記入する。

横断歩道橋（階段式、スロープ式、押上げ式）

地下横断歩道（階段式、スロープ式、押上げ式）

なお、押上げ式とは、階段にそって、自転車を押上げるスロープを設けた形式をいう。

(19) 積雪寒冷級地区分 } 総括調書により記入する。

(20) 沿道区分 }

(21) 面積関係 平面図のデータ欄により記入する。

ア 区間の道路敷面積 全区間について記入する。

イ 区間の道路部面積 道路の区間のみ記入する。

道路部面積及び車道部面積は、各々 m^2 以下を四捨五入したものを記入する。

ウ 道路敷（区間）の敷地所有関係別内訳

道路、橋梁、トンネル、踏切道等のすべての区間について、敷地所有関係別に記入する。

国 有 地 農林水産省、日本国有鉄道等

地方公共団体有地 県、市町村

そ の 他 東北電力[㈱]等の会社又は個人の所有地

(22) 鉄道との交差

当該区間における鉄道との交差状況を記入する。

1 交差箇所内に、国鉄、民鉄、専用鉄道が混在している場合は、これらの区分ごとに記入する。

ア 国鉄・民鉄 国鉄・民鉄（私鉄、専用鉄道）コードを記入する。専用鉄道とは、鉄道敷設者が、専用に供するために設けたものをいう。

イ 鉄道路線名 日本国有鉄道線又は民営鉄道コードを記入する。

ウ 交差の種類 当該路線が、鉄道に対して、オーバー、アンダー又は平面交差しているかをコードにより記入する。

(23) 他の道路との交差

当該路線が、他の道路と接続、分岐又は交差する場合は、相手の路線コードを記入する。

なお、1 区間に 3 以上の道路と接続、分岐又は交差する場合は、上級道路の 2 路線について記入する。

ア 道路種別 相手の路線が、県道以上の場合に記入する。

イ 相手の路線名 相手の路線が、県道以上の場合は、路線コードを記入し、市町村道及び農道等については、

8	8	8	8
---	---	---	---

 を記入する。

ウ 交差の種類 当該路線が、他の道路に対して、オーバー、アンダー又は平面交差しているかをコードにより記入する。

(24) 重用させる路線

当該区間が重用区間の場合に重用させる上位路線名を記入する。

(25) 路線接続

一の路線が、他の県あるいは、他の事務所又は他の市町村につながっている場合において、当該区間が県界あるいは事務所界又は市町村界にある場合のみ、当該区間の起点側、終点側別に双方相手側に関するコードを記入する。

〔例〕 国道 289 号



只見町の 1010 区間

起 点 側					終 点 側						
県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線分割	県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線分割
15		4474	3	0289							

只見町の 1230 区間

起 点 側					終 点 側						
県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線分割	県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線分割
						0715		3661	3	0289	

南郷村の 1240 区間

起 点 側					終 点 側						
県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線分割	県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線分割
						0715		3679	3	0289	

南郷村の 1580 区間

起 点 側					終 点 側						
県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線分割	県名	事務所	市町村	道路種別	路線名	路線分割
						0714		3610	3	0289	

[路線接続の注意事項]

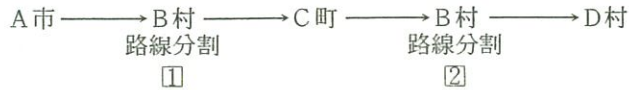
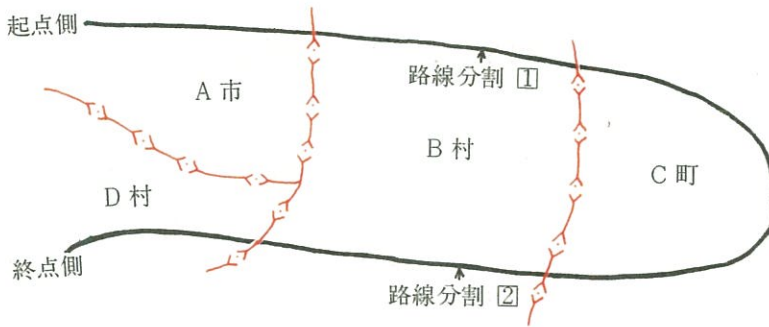
ア 路線接続は当該路線の接続関係を表すものであるので、路線名コードは、県内については、同一でなければならない。

ただし、他県と接続する路線については、国道を除く路線のコードは、本県と同一でない。

なお、この場合、他県の事務所コードは記入を要しない。

イ 1区間において、起点側、終点側ともに記入される場合は、当該市町村に1区間しかない場合のみである。

ウ (7)路線分割を伴う路線接続の場合は、路線分割ごとに路線接続を記入する。



(27) 有料道路名

当該区間が有料道路の場合、別紙コードを記入する。

(28) 台帳整備区分

総括調書により記入する。

第 3 章 橋 梁 調 書

第 1 作成の方法

第 2 各項目ごとの記入方法

第 3 章 橋 梁 調 査 書

第 1 作 成 の 方 法

- (1) この調査は、橋梁箇所について作成する。
- (2) 橋梁が、分割を要する場合は、分離されている橋梁ごとに作成する。

第 2 各項目ごとの記入方法

- | | | |
|---|---|------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所名 (2) 道路種別 (3) 路線名 (4) 区 間 (5) 市 町 村 (6) 現道・旧道・新道区分 (7) 路線分割 | } | 区間ごと延長・面積調査と同じものを記入する。 |
| <ol style="list-style-type: none"> (8) 図面对照番号 (9) 橋梁種別 (10) 橋梁名コード
(建設省) (11) 橋梁分割番号 (12) 橋 長 | } | 橋梁一覧表により記入する。 |

(8) 図対番	(9) 面照号	(10) 橋梁種別	(10) 橋梁名 (建設省)	(11) 橋梁分割番号	(12) 橋 長 (cm)
					m
18	22	23	27	28	3
01	20	100	10		2070

橋 梁 一 覧 表

橋梁種別	建設省コード				橋梁分割番号	橋 長 m	区 間 番 号	図面对照番号	起
	1	0	0	1					
	1	0	0	1	0	20:70	1 A 8 0	0 1 2 0	

- 路面位置
)
 橋 格 } 橋梁台帳の構造図(摘要欄)により記入する。
 (13) 最大支間長
 (14) 径間数

橋 梁 台 帳										架設年次	設計荷重	耐荷荷重	適用 示方書類	現況	橋格				
路面位置	上部工				下部工基礎	路面区分													
	構形	造式	使用材料	床版材料															
47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
1	2	4	1	2	7	3	1	3	4	9	2	0	2	2	3	4	8	3	1

(13) 最大支間長 (m)	(14) 径間数
m	
28 補正欄	31
2	2
	1

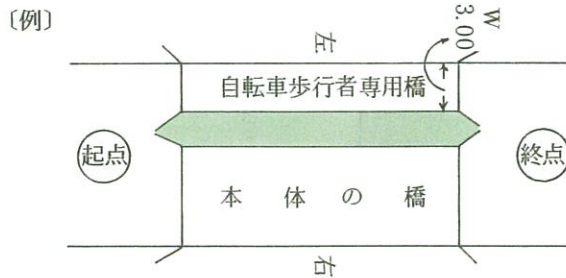
摘 要 欄 (橋 梁)			
項 目	区 分	コ ー ド	
図面对照番号	—	0 0 1 0	
橋 梁 分 類	路面位置	上路橋	
	上部	構造形式	小分類 大分類 桁 橋 H桁(合成)
		使用材料	鋼 橋
	下部工	床版材料	コンクリート系
		下部工基礎	既成 P C ぐい
	路面区分	As	
架設年次	昭和 49 年度	3 4 9	
設計荷重	20 t	2 0	
耐荷荷重	22 t	2 2	
適用示方書類	—	3 4 8	
現 況	通行制限なし	3	
橋 格	1 等橋	1	
最大支間長	21.90 m	2 2	
径 間 数	1 径間	1	
受託会社名	〇 〇 測 量 ㈱		

- (15) 規格改良済・未改良区分 次の区分により記入する。

区 分	コード
規格改良済	1
未改良	2

- (16) 幅 員 全幅員構成区分別にcm単位で記入する。

自転車歩行者専用橋の場合は、当該橋梁が本体の橋梁の起点から終点に向かって、左右いずれに架設されているかにより左右幅員欄に記入する。



16 幅 員 関 係 (単位 cm)									
全 幅 員	車 道		歩 道		中 央 帯	路 肩	そ の 他		
	右 側	左 側	右 側	左 側					
300		0	300		0	0			0

- (17) 歩道等設置
 (18) 橋梁延長
 (19) 中央帯延長
 (20) 積雪寒冷級区分
 (21) 沿道区分
- 区間ごと延長・面積調書に準ずる。

- (21) 橋梁構成別面積内訳

橋梁の道路敷については、区間ごと延長・面積調書の「(21) 面積関係の区間の道路敷面積の欄」に記入する。

- 道路部面積
 車道部面積
 車道面積
 中央帯面積
- 区間ごと延長・面積調書に準ずる。

② 他域橋長

当該橋梁が県・市町村界に架設されている場合に、他県又は他市町村分の橋長に対するデータを記入する。

したがって、区間ごと延長・面積調書の(12)実延長の種類別内訳の橋梁個所数欄で、県界・市町村界に掲載された橋については、すべて記入を要する。

種別		昭和 年 月 日				頁		
計	種別	橋 梁 個 所 数				延 長	更新処理区分	カード区分
		自地域内	市町村界	県 界	界			
		60	64	67	70		80	81 10

③ 橋梁名 (カタカナ)

名称は、橋名板をよく調べて、正式な名称を記入する。

濁音、半濁音及び長音記号は、1字とし、現代仮名づかいにより正確に記入する。

橋梁名に数字が入る場合は、アラビア数字を用い、前後1カラムずつスペースにする。

③ 橋 梁 名 (カタカナ)

野尻川5号橋

補正欄	28	ノ	シ	リ	カ	ワ	5	コ	ウ	キ	ョ	ウ	243
-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----

空欄

〇〇バシ △△キョウ ××カルバート まで記入する。

ただし、名称が20カラムを超える場合は、事前に監督員と協議のうえ記入する。

④ 鉄道との交差

当該橋梁が跨線橋の場合は、国鉄・民鉄及び鉄道路線名コードを記入する。区間ごと延長・面積調書の「④鉄道との交差」の欄で、交差の種類が④の場合はすべて記入を要する。

④ 鉄 道 と の 交 差										
そ の 1					そ の 2					
国鉄	鉄 道	交差の	橋梁	立 体	国鉄	鉄 道	交差の	橋梁	立 体	
民鉄	路 線 名	種 類	種 別	橋 踏	民鉄	路 線 名	種 類	種 別	橋 踏	
				切 道					切 道	
補正欄	18	20	23	25	26	30	32	35	37	38

(25) 他の道路との交差

当該橋梁が跨道橋の場合は、次により記入する。

ア 相手の路線が県道以上の場合は、相手の道路種別と路線名を記入する。

イ 相手の路線が市町村道・農道等の場合は、相手の路線名欄に

8	8	8	8
---	---	---	---

 を記入し、道路種別欄はスペースとする。

「区間ごと延長・面積調書」の「(23)他の道路との交差」の欄で、交差が回の場合はすべて記入を要する。

(23) 他 の 道 路 と の 交 差									
そ の 1					そ の 2				
道路種別	相手の路線名	交差の種類	橋梁種別	橋梁名 トンネル名	道路種別	相手の路線名	交差の種類	橋梁種別	橋梁名 トンネル名
42	43	47	49	50	54	55	59	61	62

(26) 橋梁接続

高架橋で2市町村以上にわたって設けられている場合に起点側、終点側別に双方相手側の橋梁に関する次の事項を記入する。

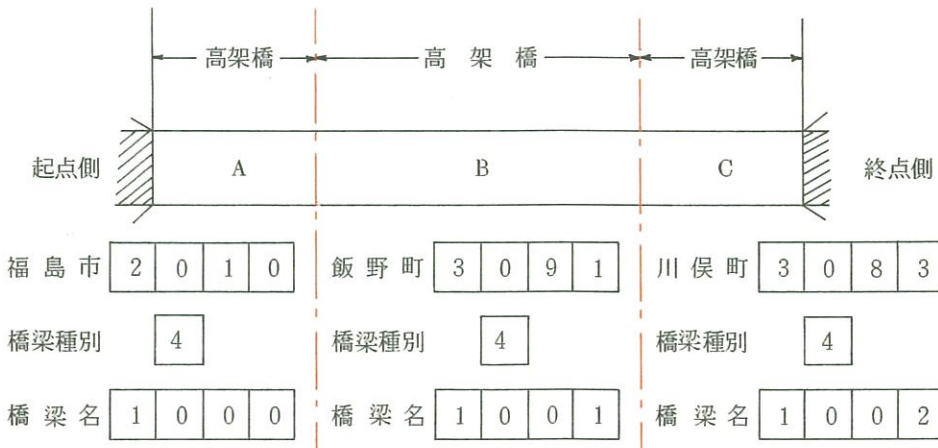
縣市町村名・橋梁種別・橋梁名・分割番号

〔例〕 国道 ③ 国道 114号

0	1	1	4
---	---	---	---

 福島県

0	7
---	---



		橋 梁 接 続																					
		起 点 側						終 点 側															
〔記 入 例〕		県・市町村名		橋梁種別	橋 梁 名			分割番号	県・市町村名		橋梁種別	橋 梁 名			分割番号								
A	終点側のみ接続									(飯野町)													
								0	7	3	0	9	1	4	1	0	0	1					
B	起終点とも接続	(福島市)								(川俣町)													
		0	7	2	0	1	0	4	1	0	0	0	0	7	3	0	8	3	4	1	0	0	2
C	起点側のみ接続	(飯野町)																					
		0	7	3	0	9	1	4	1	0	0	1											

(28) 有料道路名 } 区間ごと延長・面積調書に準ずる。
 (29) 台帳整備区分 }

第 4 章 トンネル調書

第 1 作成の方法

第 2 各項目ごとの記入方法

第 4 章 トンネル調書

第1 作成の方法

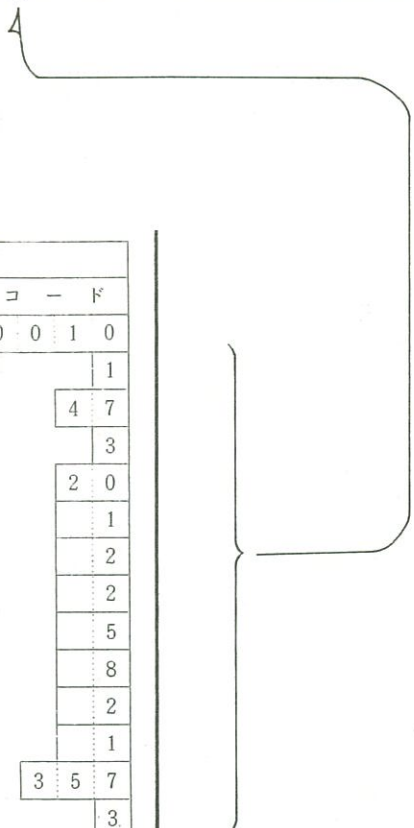
- (1) この調書は、トンネル箇所について、作成する。
- (2) トンネルが、分割を要する場合は、分割されるごとに作成する。

第2 各項目ごとの記入方法

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| (1) 事務所名 | } | 区間ごと調書と同じものを記入する。 |
| (2) 道路種別 | | |
| (3) 路線名 | | |
| (4) 区間 | | |
| (5) 市町村 | | |
| (6) 現道・旧道・新道区分 | | |
| (7) 路線分割 | | |
| (8) 図面对照番号 | } | トンネル一覧表により記入する。 |
| (9) トンネル名
コード
(建設省) | | |
| (10) 分割番号 | | |
| (11) 延長 | } | トンネル台帳の構造図(摘要欄)により記入する。
※次頁の記入例を参照のこと。 |
| (12) トンネル分類 | | |
| (18) 現況 | } | 記入方法は橋梁に準ずる。 |
| (19) 規格改良済・未改良区分 | | |
| (20) 積雪寒冷級地区分 | | |
| (21) 沿道区分 | | |
| (22) 幅員関係 | | |
| (23) 歩道等設置トンネル延長 | | |
| (24) トンネル構成別面積内訳 | | |
| (25) トンネル名(カタカナ) | | |
| (26) 他域延長 | | |
| (28) 台帳整備区分 | | |

例

(12) トンネル分類	(13) 有効高	(14) 壁面区分	(15) 路面区分	(16) 内部施設						(17) 建設年次	(18) 現況	
				換気施設	照明施設	排水施設	非常用施設					
	m						通報装置	非常警報装置	消火設備	その他設備		
32	33	35	36	38	40	42	44	46	48	50	53	55
1	4.7	3	2	0	1	2	2	5	8	2	1	3573



項目	区分	コード	
図面対照番号	-	0 0 1 0	
トンネル分類	陸上 (掘進工法)	1	
有効高	4.7 m	4 7	
壁面区分	壁工	3	
路面区分	Co	2 0	
内部施設	換気施設	なし	1
	照明施設	ナトリウム灯	2
	排水施設	あり	2
	通報装置	押釦通報と非常電話	5
	非常警報装置	表示板・点滅灯・音信号	8
	消火設備	消火器	2
その他設備	なし	1	
建設年次	昭和57年度	3 5 7	
現況	通行制限なし	3	
受託会社名	〇〇測量㈱		

第 5 章 踏 切 道 調 書

第 1 作成の方法

第 2 各項目ごとの記入方法

第 5 章 踏 切 道 調 書

第 1 作 成 の 方 法

- (1) この調書は、踏切道箇所について、作成する。

第 2 各項目ごとの記入方法

- (1) 事 務 所 名
 - (2) 道 路 種 別
 - (3) 路 線 名
 - (4) 区 間
 - (5) 市 町 村
 - (6) 現道・旧道・新道区分
 - (7) 路 線 分 割
 - (8) 図面対照番号
 - (9) 踏切道名コード（建設省）
 - (10) 鉄道事業者名
 - (11) 鉄 道 線 名
 - (12) 延 長
 - (14) 歩道等施設
 - (24) 踏 切 道 種 別
 - (25) 規格改良済・未改良区分
 - (26) 積雪寒冷級地区分
 - (27) 沿 道 区 分
 - (28) 幅 員 区 分
 - (29) 歩道等設置踏切道延長
 - (30) 踏切道構成別面積内訳
 - (31) 踏切道名（カタカナ）
 - (33) 台帳整備区分
- 区間ごと調書と同じものを記入する。
- 踏切道一覧表により記入する。
- 踏切道台帳の構造図（摘要欄）により記入する。
※次頁の記入例を参照のこと。
- 記入方法は橋梁に準ずる。

例

(14) 歩道等施設	(15) 対道路幅員差				(16) 交差角度 (度)	(17) 道路こう配				(18) 路面区分	(19) 見とおし距離				(20) 道路交差点距離	
	起 点		終 点			起 点		終 点			左	右	左	右	起 点	終 点
コード	差 (m)	コード	差 (m)	コード	%	コード	%	路面区分	左	右	左	右	m	m		
12	1.6	2	1.7	51	0	2	2	3	1	4	7	7	4	3	8	

(21) 遮断時間 (分)
60

(23) 単複線区分	(24) 踏切道種別
2	3

項 目	区 分	コ ー ド	
図面对照番号	—	0 0 1 0	
歩道等施設	歩単道区分なし	1	
対道路幅員差	起点	1 6	
	終点	1 7	
交 差 角 度	51度	5 1	
道路こう配	起点	0	
	終点	2	
路 面 区 分	As	3 1	
見とおし距離	起点	左 200 m	4
		右 300 m以上	7
	終点	左 300 m以上	7
		右 200 m	4
道路交差点距離	起点	3 8	
	終点	1	
遮断時間(分)	60分	6 0	
単複線区分	単線以外	2	
踏切道種別	第3種踏切道	3	
受託会社名	〇〇測量(株)		

第 6 章 部分自歩道調書

第 1 作成の方法

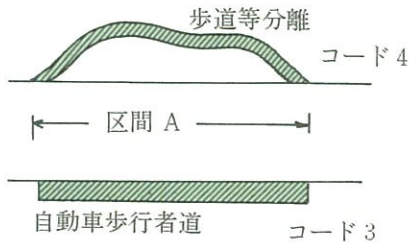
第 2 各項目ごとの記入方法

第 6 章 部分自歩道調書

第1 作成の方法

- (1) この調書は、歩道等のある区間について、歩道等の種別ごとに1枚作成する。

〔例〕



区間Aの場合 部分自歩道調書を2枚作成する。

第2 各項目ごとの記入方法

- | | | |
|----------------|---|-------------------|
| (1) 事務所名 | } | 区間ごと調書と同じものを記入する。 |
| (2) 道路種別 | | |
| (3) 路線名 | | |
| (4) 区間 | | |
| (5) 市町村 | | |
| (6) 現道・旧道・新道区分 | | |
| (7) 路線分割 | | |
| (8) 歩道等種別 | | 平面図のデータ欄より記入する。 |
| (9) 調書種別 | | |

次の区分により記入する。

区 分	コ ー ド
道路についている歩道	1
橋梁についている歩道	2
トンネルについている歩道	3

(10) 橋梁又はトンネルの図面对照番号 } 橋梁調書又はトンネル調書と同じものを記入する。

(11) 分割番号

(12) 歩道等延長

歩道等部分の中心線上の延長を左右別に記入し、計をとる。

(13) 植樹施設延長

歩道等延長区間内の植樹施設設置区間について、歩道等部分の中心線上の延長を列状及び帯状別並びに左右別に記入し、計をとる。

(14) 歩道等幅員

歩道等幅員は、植樹施設部分も含め、左右別に記入する。

(15) 歩道等面積

歩道等面積を左右別に m^2 以下を四捨五入し記入する。

(16) 路面区分

路面状況について、左右別に次の区分により記入する。

区 分		コード	
未 舗 装 道		10	
舗 装 道	セメント系	20	
	アスファルト系	高級	31
		簡易	32
	木系	40	
	石系	50	
	その他	60	

(17) 積雪寒冷級地区分

(18) 沿道区分

(20) 台帳整備区分

} 区間ごと延長・面積調書に準ずる。

4 コー ド 表

1 様式1 区間ごと延長・面積調書関係(各調書共通コード)

(1) 事務所別

事務所名	コード
福島建設	01
保原土木	02
二本松土木	03
郡山建設	04
三春土木	05
須賀川土木	06
石川土木	07
白河建設	08
棚倉土木	09
喜多方建設	10
猪苗代土木	11
会津若松建設	12
宮下土木	13
田島建設	14
山口土木	15
原町建設	16
富岡土木	17
いわき建設	18
勿来土木	19
道路公社	20

(3) 沿道区分

区分	コード
市街地	1
平地	2
山地	3

(4) 国鉄・民鉄区分

区分	コード
国鉄	10
民鉄	21
鉄専用鉄道	22

(5) 鉄道線名

ア 日本国有鉄道線名

線名	コード
東北新幹線	100
東北本線	160
常磐線	163
水郡線	164
丸森線	192
磐越東線	200
磐越西線	201
会津線	202
只見線	204
奥羽本線	210
貨物支線	990

(6) 交差の種類

区分	コード
立交体差	10
アンダー	20
平面交差	30

(2) 現道・旧道・新道区分

区分	コード
現道	1
旧道	2
新道	3

イ 民営鉄道名

区分	鉄道事業者名・鉄道線名	コード
私鉄	福島交通(株) 飯坂線	396
	福島臨海鉄道(株)	397

2 市町村コード・積雪寒冷地域コード

※ 雪寒コードとは、積雪寒冷路線に指定された区間が下表の市町村にある場合の対応コードである。積雪寒冷路線に指定されていない区間及び積雪寒冷地域外にある路線の場合は、雪寒コードは0となる。

市町村コード	市町村名	雪寒コード	市町村コード	市町村名	雪寒コード	市町村コード	市町村名	雪寒コード	市町村コード	市町村名	雪寒コード	市町村コード	市町村名	雪寒コード
2010	福島市	2	岩瀬郡	長沼町	1	河沼郡	河東町	3	田村郡	三春町	0	5213	三春町	0
2028	会津若松市	3		鏡石町	0		会津高田町	4		小野町	1	5221	小野町	1
2036	郡山市	1		岩瀬村	1	大沼郡	本郷町	3		滝根町	1	5230	滝根町	1
2044	いわき市	0		天栄村	2		新鶴村	3		大越町	1	5248	大越町	1
2052	白河市	0	南会津郡	田島町	4		三島町	5		都路村	1	5256	都路村	1
2061	原町市	0		下郷町	4		金山町	8		常葉町	1	5264	常葉町	1
2079	須賀川市	0		館岩村	5		昭和村	6		船引町	1	5272	船引町	1
2087	喜多方市	3		桧枝岐村	8		西郷村	2	双葉郡	広野町	0	5418	広野町	0
2095	相馬市	0		伊南村	6	西白河郡	表郷村	0		榎葉町	0	5426	榎葉町	0
2109	二本松市	1		南郷村	6		東郷村	0		富岡町	0	5434	富岡町	0
				只見町	8		泉崎村	0		川内村	1	5442	川内村	1
伊達郡	桑折町	2		北会津村	3		中島村	0		大熊町	0	5451	大熊町	0
	伊達町	1	北会津郡	熱塩加納村	5		矢吹町	0		双葉町	0	5469	双葉町	0
	国見町	2		北塩原村	5		大信村	1		浪江町	0	5477	浪江町	0
	梁川町	1	耶麻郡	塩川町	3	東白川郡	棚倉町	0		葛尾村	1	5485	葛尾村	1
	保原町	1		山都町	5		矢祭町	0		新地町	0	5612	新地町	0
	霊山町	0		西会津町	5		塙町	0		鹿島町	0	5621	鹿島町	0
	月館町	0		高郷村	4		鮫川村	0		小高町	0	5639	小高町	0
	川俣町	1		磐梯町	4		古殿町	0		飯館村	1	5647	飯館村	1
	飯野町	1		猪苗代町	5									
安達郡	安達町	1		会津坂下町	3	石川郡	石川町	0						
	大玉村	1		湯川村	3		玉川村	0						
	本宮町	0	河沼郡	柳津町	4		平田村	0						
	白沢村	0					浅川町	0						
	岩代町	1												
	3253													
	東和町	1												
	3261													

3 路線コード等一覧表

1 高速自動車国道

道路種別コード	路線コード	路線名
1	2001	東北縦貫自動車道
2	0004	国道 4 号
2	0006	国道 6 号
2	0013	国道 13 号
2	0049	国道 49 号

3 国道(県管理分)

道路種別コード	路線コード	路線名
3	0013	国道 113 号
3	0114	国道 114 号
3	0115	国道 115 号
3	0118	国道 118 号
3	0121	国道 121 号
3	0252	国道 252 号
3	0288	国道 288 号
3	0289	国道 289 号
3	0294	国道 294 号
3	0349	国道 349 号
3	0352	国道 352 号
3	0399	国道 399 号
3	0400	国道 400 号
3	0401	国道 401 号

4 主要地方道

道路種別コード	路線コード	路線名	道路種別コード	路線コード	路線名	道路種別コード	路線コード	路線名
4	1001	米沢・猪苗代	4	1028	会津坂下・会津高田	4	1056	土湯
4	1002	福島・飯坂	4	1029	会津高田・上三寄	4	1057	会津高田・柳津
4	1003	福島・保原	4	1030	中の沢・熱海	4	1058	須賀川・三春
4	1004	上名倉・飯坂・伊達	4	1031	棚倉・鮫川	4	1059	郡山・矢吹
4	1005	郡山・湖南	4	1032	小名浜・平	4	1060	常磐・勿来
4	1006	猪苗代・塩川	4	1033	本宮・三春	4	1061	郡山・大越
4	1007	本宮・熱海	4	1034	長沼・喜久田	4	1062	白石・国見
4	1008	猪苗代・湖南	4	1035	本宮・土湯温泉	4	1063	矢吹・天栄
4	1009	白河・石川	4	1036	黒磯・棚倉	4	1064	会津若松・三島
4	1010	日立・いわき	4	1037	浪江・国見	4	1065	塩川・山都
4	1011	原町・川俣	4	1039	柳津・昭和	4	1066	相馬・巨理
4	1012	小野・田母神	4	1040	会津坂下・河東	4	1067	丸森・靈山
4	1013	いわき・石川	4	1041	相馬・浪江	4	1068	那須・西郷
4	1014	小名浜・四倉	4	1042	いわき・浪江			
4	1015	須賀川・田島	4	1043	小野・富岡			
4	1016	喜多方・北塩原	4	1044	白河・羽鳥			
4	1017	喜多方・西会津	4	1045	川俣・安達			
4	1018	沼田・桜枝岐	4	1046	飯野・三春・栃木			
4	1019	郡山停車場	4	1047	小野・四倉			
4	1020	白河停車場	4	1048	石川・平田			
4	1022	船引・大越・小野	4	1049	会津坂下・山部・西会津			
4	1023	いわき・上三坂・小野	4	1050	棚倉・矢吹			
4	1024	二本松・浪江	4	1051	郡山・長沼			
4	1025	喜多方・会津坂下	4	1052	江名・常磐			
4	1026	塙・大津港	4	1053	原町・浪江			
4	1027	会津若松・南郷	4	1054	浪江・三春			
			4	1055	霊山・松川			

道路種別	線路コード	線路名	道路種別	線路コード	線路名	道路種別	線路コード	線路名	道路種別	線路コード	線路名	道路種別	線路コード	線路名
5	3051	磐城・常磐	5	3099	二本松・安達	5	3138	月館・霊山	5	3174	磐城石井	5	3174	磐城石井停車場
5	3054	内郷・小野	5	3100	会津高田・本郷	5	3139	伊達・霊山	5	3175	磐城塙	5	3175	磐城塙停車場
5	3056	黒田・浅川	5	3102	下郷・本郷	5	3142	会津若松・裏磐梯	5	3176	近津	5	3176	近津停車場
5	3057	旅人・勿来	5	3103	会津坂下・本郷	5	3143	北山・会津若松	5	3177	磐城棚倉	5	3177	磐城棚倉停車場
5	3062	石川・矢吹	5	3104	只見停車場	5	3144	山都・柳津	5	3178	磐城浅川	5	3178	磐城浅川停車場
5	3064	矢吹・長沼	5	3105	赤井停車場	5	3145	橋本・会津高田	5	3179	里白石	5	3179	里白石停車場
5	3066	安積・長沼	5	3106	皿貝・勿来停車場	5	3147	小林・会津宮下停車場	5	3180	川東	5	3180	川東停車場
5	3067	田村・安積	5	3108	原町・海老・相馬	5	3151	常葉・野川	5	3181	谷田川	5	3181	谷田川停車場
5	3070	富岡・大越	5	3110	三株・下市堂・小川	5	3152	飯坂・瀬ノ上	5	3182	磐城守山	5	3182	磐城守山停車場
5	3071	常葉・磐城常葉停車場	5	3112	平田・小野	5	3153	小名浜・港	5	3183	白坂	5	3183	白坂停車場
5	3072	福島・安達	5	3113	泉崎・浅川	5	3154	久ノ浜・港	5	3184	白坂停車場・小田倉	5	3184	白坂停車場・小田倉
5	3073	三春・日和田	5	3114	泉崎・石川	5	3155	湯本停車場	5	3185	久田野	5	3185	久田野停車場
5	3074	二本松・三春	5	3115	母畑・須賀川	5	3156	草野停車場	5	3186	矢吹	5	3186	矢吹停車場
5	3075	二本松・川俣	5	3116	母畑・白河	5	3157	四倉停車場	5	3187	須賀川	5	3187	須賀川停車場
5	3077	本宮・岩代	5	3117	石川・鴛子	5	3158	久ノ浜停車場	5	3188	日和田	5	3188	日和田停車場
5	3078	本宮・常葉	5	3118	玉川・田村	5	3159	木戸停車場	5	3189	本宮	5	3189	本宮停車場
5	3080	浪江・鹿島	5	3121	河内・郡山	5	3160	富岡停車場	5	3190	二本松	5	3190	二本松停車場
5	3081	日下石・新沼	5	3123	中野・須賀川	5	3161	鹿島・日下石	5	3191	安達	5	3191	安達停車場
5	3084	梁川・霊山	5	3124	仁井田・郡山	5	3162	夜ノ森停車場	5	3192	松川停車場・戸ノ内	5	3192	松川停車場・戸ノ内
5	3086	丸森・梁川	5	3125	飯豊・郡山	5	3163	大野停車場・大川原	5	3193	金谷川	5	3193	金谷川停車場
5	3087	保原・伊達崎・桑折	5	3127	谷田川・三春	5	3165	浪江停車場	5	3194	金谷川停車場・石ノ内	5	3194	金谷川停車場・石ノ内
5	3089	飯坂・桑折	5	3128	金屋・本宮	5	3166	小高停車場	5	3195	瀬ノ上	5	3195	瀬ノ上停車場
5	3091	保原・桑折	5	3130	吉間田・滝根	5	3167	磐城太田停車場	5	3198	庭坂	5	3198	庭坂停車場
5	3092	福島・吾妻・裏磐梯	5	3133	山木屋・二本松	5	3168	鹿島停車場	5	3199	安子ヶ島	5	3199	安子ヶ島停車場
5	3093	福島・微温湯	5	3134	石筵・本宮	5	3170	新地停車場・釣師	5	3200	磐梯熱海	5	3200	磐梯熱海停車場
5	3097	会津坂下・塩川	5	3136	松川・波川	5	3172	船引停車場	5	3201	上戸	5	3201	上戸停車場
5	3098	会津若松・会津高田	5	3137	水原・福島	5	3173	東館停車場	5	3202	関戸	5	3202	関戸停車場・金田

道 路 種 別 コ ー ド	線 路 名	道 路 種 別 コ ー ド	線 路 名	道 路 種 別 コ ー ド	線 路 名	道 路 種 別 コ ー ド	線 路 名	道 路 種 別 コ ー ド	線 路 名		
5	3203	川桁停車場・堅田	湯岐温泉	5	3231	泉	3258	長塚・請戸・浪江	5	3287	明内・田中
5	3204	猪苗代停車場	山本不動	5	3232	動	3259	幾世橋・小高	5	3288	板橋・浅川
5	3205	翁島停車場	南湖公園	5	3233	園	3260	井出・長塚	5	3289	杜田・浅川
5	3206	翁島停車場・磐根	雲水峯・江持	5	3234	持	3261	中ノ森・加倉	5	3290	釜子・金山
5	3207	磐梯町停車場	岳温	5	3235	温	3262	中ノ内・小高	5	3291	高萩・久田野停車場
5	3208	東長原停車場	舟津・福良	5	3236	良	3263	城下・小高	5	3292	坂本・白河
5	3209	塩川停車場	羽鳥・福良	5	3237	良	3264	北泉・小高	5	3293	中野・番沢
5	3210	喜多方停車場	桧原湖	5	3238	湖	3265	大甕・磐城太田停車場	5	3295	増見・小田倉
5	3211	西若松停車場・南町	青松浜	5	3239	浜	3266	小浜・字町	5	3296	十日市・矢吹
5	3212	門田停車場	小栗山・宮下	5	3240	下	3267	下渋在・南新田	5	3297	中畑・須賀川
5	3213	上三寄停車場	小川・錦	5	3241	錦	3269	馬場・太田	5	3298	曲木・中野目
5	3214	桑原停車場	窪田・江栗	5	3242	栗	3271	山木屋・原町	5	3299	千五沢・矢吹
5	3215	湯野上停車場	泉・岩間・植田	5	3243	田	3272	鳥崎・江垂	5	3300	北方・遅沢
5	3216	弥五島停車場	釜戸・小名浜	5	3244	浜	3273	南海老・鹿島	5	3301	鴛子・夏井停車場
5	3217	檜原停車場	下高久・谷川瀬	5	3245	瀬	3274	大芦・鹿島	5	3302	上川内・川前
5	3218	会津田島停車場	赤坂東野・碓	5	3246	碓	3275	草野・大倉・鹿島	5	3303	成田・鏡田
5	3219	会津本郷停車場・上米塚	小浜・上郡山	5	3247	山	3276	月館・川俣	5	3304	下松本・鏡石停車場
5	3220	会津高田停車場	小碓・上郡山	5	3248	山	3277	山上・赤木	5	3305	木ノ崎・岩淵
5	3221	新鶴停車場	白岩・久ノ浜	5	3249	浜	3278	磯部・日下石	5	3307	牧ノ内・長沼
5	3222	会津坂下停車場	折木・筒木原・久ノ浜	5	3250	浜	3279	原釜・椎木	5	3308	江持・谷田川停車場
5	3223	塔寺停車場	片倉・末統停車場	5	3251	場	3280	赤柴・中島	5	3309	三穂田・須賀川
5	3224	会津坂本停車場	小川・赤井・平	5	3252	平	3281	金山・新地停車場	5	3311	芦ノ口・大槻
5	3225	会津柳津停車場	上戸渡・広野	5	3253	野	3282	下関河内・小生瀬	5	3312	荒井・郡山
5	3226	会津郷戸停車場	下川内・竜田停車場	5	3254	場	3283	石井・大子	5	3314	斉藤・下行台
5	3227	上館停車場	小良ヶ浜・野上	5	3255	上	3284	根岸・碓	5	3315	阿久津・舞木停車場
5	3228	甲塚・古墳	夫沢・大野停車場	5	3256	場	3285	上蓬田・皮籠石	5	3316	実沢・要田
5	3230	矢祭山・八規	落合・浪江	5	3257	江	3286	赤坂西野・石川	5	3317	門沢・三春

道路種別	道路コード	線名	道路種別	道路コード	線名	道路種別	道路コード	線名	道路種別	道路コード	線名	道路種別	道路コード	線名	道路種別	道路コード	線名
5	3318	栗出・菅谷	5	3354	湯川・大町	5	3390	舟ヶ鼻・下郷	5	3422	上野尻停車場	5	3422	上野尻停車場	5	3422	上野尻停車場
5	3319	柳渡戸・常葉	5	3356	浜崎・高野・会津若松	5	3391	高陣・田島	5	3423	大内・黒木	5	3423	大内・黒木	5	3423	大内・黒木
5	3322	石沢・萩田	5	3357	広田停車場	5	3392	落合・豊成	5	3426	湯の岳・別所	5	3426	湯の岳・別所	5	3426	湯の岳・別所
5	3323	大橋・五百川停車場	5	3359	中沢・西若松停車場	5	3393	向山・会津長野停車場	5	3428	福島停車場	5	3428	福島停車場	5	3428	福島停車場
5	3324	木幡・飯野	5	3361	湯ノ上・会津高田	5	3395	湯ノ花・松戸原	5	3432	日出谷停車場・宝坂	5	3432	日出谷停車場・宝坂	5	3432	日出谷停車場・宝坂
5	3327	大沢・広表	5	3362	大内・会津高田	5	3396	大倉・大橋・浜野	5	3433	那須・甲子	5	3433	那須・甲子	5	3433	那須・甲子
5	3328	福島・飯野	5	3363	熊の目・浜崎	5	3397	布沢・横田	5	3434	東山温泉	5	3434	東山温泉	5	3434	東山温泉
5	3331	山口・渡利	5	3364	熊倉・塩川	5	3399	国見・福島	5	3435	松川浦	5	3435	松川浦	5	3435	松川浦
5	3332	岡部・渡利	5	3365	日中・喜多方	5	3401	安達太良山	5	3427	須賀川・二本松	5	3427	須賀川・二本松	5	3427	須賀川・二本松
5	3333	庭坂・福島	5	3366	熱塩温泉・追分	5	3402	須賀川・二本松	5			5			5		
5	3334	八島田・笹木野停車場	5	3367	大平・喜多方	5	3404	広野停車場	5			5			5		
5	3335	折戸・笹谷	5	3368	上野・相田	5	3405	岩根・日和田	5			5			5		
5	3336	中野・杓町	5	3369	上三宮・上三宮停車場	5	3406	川前停車場・上三坂	5			5			5		
5	3337	東湯野・寺屋敷	5	3370	五ノ目・会津加納停車場	5	3407	神保停車場・川前	5			5			5		
5	3338	白石・月館	5	3371	追分・熱塩停車場	5	3408	二本松・本宮	5			5			5		
5	3339	広畑・月館	5	3372	慶徳・会津坂下	5	3409	小林・館の川	5			5			5		
5	3340	山口・保原	5	3374	熊倉・三丁目	5	3410	奥川・新郷	5			5			5		
5	3341	上小国・下川原	5	3375	一ノ木・木會	5	3411	南須釜・栃本	5			5			5		
5	3342	穴原・十綱	5	3376	奥川・宝川	5	3412	南福島停車場	5			5			5		
5	3344	赤井畑・国見	5	3378	上郷・下野尻	5	3413	八莖・四倉	5			5			5		
5	3346	五十沢・国見	5	3379	大久保・野沢停車場	5	3415	上移・常葉	5			5			5		
5	3347	大枝・貝田	5	3381	上郷・舟渡	5	3416	赤留・塔寺	5			5			5		
5	3348	川前・梁川	5	3382	別・舟渡	5	3417	滝谷・桧原	5			5			5		
5	3349	平松・梁川	5	3383	藤・小楮	5	3418	新郷・荻野停車場	5			5			5		
5	3350	壺揚・本町	5	3385	飯谷・大巻	5	3419	藤沢・喜多方	5			5			5		
5	3351	野老沢・川桁停車場	5	3387	名入・西方停車場	5	3420	馬場平・杉田	5			5			5		
5	3352	猪苗代スキ一場	5	3388	郷戸・滝谷停車場	5	3421	栗生沢・田島	5			5			5		

5 参 考 资 料

道路台帳整備調査委託仕様書.....	169
道路台帳関係法令	173

道路台帳整備調査委託仕様書

道路台帳整備調査委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、福島県が管理する道路の台帳（以下「道路台帳」という。）の作成及び補正業務（以下「業務」という。）を委託に付す場合において適用される主要事項を示すものであり、本仕様書になきものは、すべて契約書、設計図書、福島県土木部測量委託仕様書及び福島県道路台帳整備調査提要に基づき実施しなければならない。

2 関係法規

受託者は、業務の施行にあたっては、この仕様書のほか、次の各号に掲げる関係法規等を守らなければならない。

- (1) 道路法・同施行令・同施行規則
- (2) 道路構造令・同施行規則
- (3) 測量法・同施行規則
- (4) 公共測量作業規程
- (5) 福島県財務規則
- (6) 道路施設現況調査提要（建設省道路局発行）

3 監督員

この仕様書でいう「監督員」とは、委託契約書第4条に規定する者をいう。

4 主任技術者

この仕様書でいう「主任技術者」とは、委託契約書第5条に規定する者をいい測量法第49条により登録された測量士でなければならない。

5 提出書類

受託者は次の各号に掲げる書類を、監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 主任技術者通知書
- (3) 作業工程表
- (4) 委託業務完了届
- (5) 成果品目録及び成果品
- (6) その他監督員が必要と認めたもの

6 工程管理

受託者は、業務の施行にあたっては、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

7 地元民等との交渉

受託者は、測量のため関係官公署及び地元民と交渉を要するとき又は交渉を受けた場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

8 現場管理

- (1) 受託者は、現地測量及び調査にあたっては、傷害、火災、その他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。
- (2) 受託者は、業務の施行中事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに発注者に報告するものとする。
- (3) 業務の施行中に生じた事故に対しては、受託者はその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合においても、一切その処理にあたるものとする。

9 成果品

(1) 道路台帳図（原図）	1部
(2) “（第2原図）	2部（1部）
(3) “（道路維持課用青図）	1部
(4) “（事務所用青図）	2部（1部）
(5) 道路台帳調書	1部
(6) 構造物台帳	3部（2部）
(7) 地点標成果簿	1部
(8) 境界確認書	1部
(9) 野帳類（野帳、測量計算簿、精度管理表）	1部
(10) その他現況写真集等	1部
(11) 成果品チェックリスト	1部

*（ ）書は、建設事務所の管理区域内道路の場合の部数を表わす。

10 納期

成果品の納期は、別に発注者が定めるものとし、受託者は、これを遵守しなければならない。ただし、納期内であっても、成果品のうち完成したものについては提出を求めることがある。

11 業務完了後の訂正

受託者は、業務の完了後においても誤測又は調査の失策不備が発見された場合は、責任をもって発注者の指示に従い速やかに訂正するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

12 その他

受託者は、業務の施行にあたってこの仕様書に疑義を生じた事項又は明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

道 路 台 帳 関 係 法 令

1. 道 路 法 抜 粋
2. 道路法施行規則抜粋
3. 道路工事に伴う道路の現況に関する資料の整備について
(建設省道路局長通達)
4. 地方交付税法抜粋

—— 道路法（昭和27年6月10日
法律第180号）抜 粹 ——

（この法律の目的）

第1条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、完全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次の各号の一に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止

二 道路上の並木又は街燈で第18条第1項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 道路に接する自動車駐車場で第18条第1項に規定する道路管理者の設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第3条第1項の規定による共同溝整備道路に第18条第1項に規定する道路管理者の設ける共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 この法律において「車両」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

4 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、下に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二 一般国道

三 都道府県道

四 市町村道

(路線が重複する場合の措置)

第11条 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路部分については、国道に関する規定を適用する。

- 2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。
- 3 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

(道路台帳)

第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、建設省令で定める。
- 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことはできない。

——道路法施行規則（昭和27年8月1日
建設省令第25号）抜粋——

（路線の認定等の公示）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第9条の規定による路線の認定又は第10条の規定により第9条の規定に準じて行う路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第1、第2又は第3により、行うものとする。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。但し、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

二 供用開始又は廃止の区間

三 供用開始又は廃止の期日

四 供用開始又は廃止の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

（検査）

第4条 法第26条第1項の規定による検査は、当該橋又は渡船施設の構造及び施工方法について受けなければならない。

2 道路管理者は、工事が完了した場合においては、遅滞なく法第26条第1項後段の規定による検査を申請しなければならない。

（道路台帳）

第4条の2 道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

2 調査及び図面は、路線ごとに調整するものとする。

3 調書には、道路につき、少くとも下に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第4とする。

一 道路の種類

二 路線名

三 路線の指定又は認定の年月日

四 路線の起点及び終点

五 路線の主要な経過地

六 供用開始の区間及び年月日

七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳

八 道路の敷地の面積及びその内訳

九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配

- 十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
 - 十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳並びに料金徴収期間
 - 十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作の概要
 - 十三 軌道その他主要な占用物件の概要
- 4 図面は、道路につき、少くとも下に掲げる事項を、附近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図に記載して調製するものとする。
- 一 道路の区域の境界線
 - 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
 - 三 車道の幅員が0.5メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
 - 四 曲線半径（30メートル以上のものを除く。）
 - 五 縦断勾配（8パーセント未満のものを除く。）
 - 六 路面の種類
 - 七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
 - 八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行き通ることができない区間をいう。）
 - 九 道路元標その他主要な道路の附属物
 - 十 道路の敷地の国有、地方公共団保有又は民有の別及び民有地の地番
 - 十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
 - 十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
 - 十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
 - 十四 軌道その他主要な占用物件
 - 十五 調製の年月日
- 5 調書及び図面は、その記載事項に変更があったときは、すみやかにこれを訂正しなければならない。
- 6 道路台帳は、左の各号に掲げる区分に従って、それぞれ当該各号に掲げる場所においては保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係るもの及び令第34条第1項に規定する開発道路で建設大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。
- 一 高速自動車国道に係る道路台帳、建設省の事務所
 - 二 国道に係る道路台帳、指定区間内の国道に係るものは建設省の事務所、指定区間外の国道に係るものは関係都道府県（法第17条第1項の規定により指定市の長が国道の管理を行なう場合又は同条第2項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行なう場合にあっては、当該指定市

又は指定市以外の市)の事務所

三 都道府県道に係る道路台帳、関係都道府県(法第17条第1項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合又は同条第2項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合にあっては、当該指定市又は指定市以外の市)の事務所

四 市町村道に係る道路台帳、関係市町村の事務所

— 道路工事に伴う道路の現況に関する資料の整備について —

発 第 188 号

昭和39年5月18日

都 道 府 県 知 事 殿

建 設 省 道 路 局 長

道路工事に伴う道路の現況に関する資料の整備について

現今の道路交通情勢下において、道路管理者が道路の現況を常に適確に把握することは適正なる道路管理を行なうため益々その必要の度を加えている。道路の現況の把握のためには、道路の区域の境界線の明確化等下記に掲げる事項の資料作成が必要であり、これら資料の整備状況は未だ満足すべき段階にあるとは言えないのは既に了知のとおりである。従って、今後道路に関する工事の施行区間については、工事施行の際に当該年度内にこれらの資料の整備を図り、もって道路の現況を把握し、適正なる道路管理に努められたい。

なお、本件にかかる資料の整備については、国庫負担又は補助にかかる事業区間にあつては、当該年度の国庫負担又は補助事業、工事費の「測量及び試験費」から支出せられてさしつかえなく、また単独事業についてもこの趣旨により実施されたい。

追て貴管下道路管理者にもこの旨周知方お取り計らい願いたい。

記

道路につき、少なくとも次に掲げる事項を記載し、附近の地形及び方位を表示した縮尺 $\frac{1}{1,000}$ （市街地にあつては $\frac{1}{300}$ ）以上の平面図

1. 道路の区域の境界線及び境界杭の設置位置
2. 市町村、大字及び字の名称及び境界線
3. 車道の中員が0.5 m以上変化する箇所ごとにおける箇所の車道の中員
4. 曲線半径（30m以上のものを除く）
5. 縦断勾配（8%未満のものを除く）
6. 路面の種類
7. トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
8. 道路元標その他主要な道路の附属物
9. 道路の敷地の国有、地方公共団保有又は民有の別及び民有地の地番
10. 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
11. 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名、交差する軌道の名称、主要な軌道の占用物件、調製の年月日。

— 地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）抜粋 —

（交付税の算定に関する資料）

- 第5条 都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を自治大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。
- 2 市町村長は、自治省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、意見をつけて自治大臣に送付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の場合において市町村長が提出した資料に修正を加えるべき旨の意見をつけたときは、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。この場合において、不服がある市町村長は、その意見を自治大臣に申し出ることができる。
- 5 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関係がある国の行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の行政機関をいう。以下「関係行政機関」という。）は、自治大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に関し、自治大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に関し必要な資料を自治大臣に提出しなければならない。

（測定単位及び単位費用）

第12条 地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれの測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
	一 警察費	警察職員費
	二 土木費	
	1 道路費	道路の面積 道路の延長
	2 橋りょう費	橋りょうの面積 木橋の延長

（以下省略）

（交付税の額の算定に用いた資料の検査）

第17条の3 自治大臣は、地方団体について、交付税の額の算定に用いた資料の検査を行わなければならない。ただし、市町村については、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

昭和59年度 道路台帳整備調査提要

編集発行 福島県土木部道路維持課

印刷 株式会社 阿部紙工

福島市南町345

電話 (0245) 45-2111(代)

禁無断転載